

VOL.1
創刊号



広島平和研究所 ブックレット

HPI
BOOKLET

2014年12月

DECEMBER 2014

広島市立大学
広島平和研究所

HIROSHIMA PEACE INSTITUTE (HPI)
HIROSHIMA CITY UNIVERSITY



広島平和研究所ブックレット HPI Booklet

目 次 Table of Contents

巻頭言…………… (河上 暁弘) …… 3

第 I 部

連続市民講座「緊張する東アジア国際関係～何が東アジア平和の障害となっているのか」

◀ 2014 年度前期:6 月 6 日、13 日、20 日、27 日、7 月 4 日 金曜日 全5回

広島市まちづくり市民交流プラザ ▶

第 1 章 日韓関係と東アジアの平和…………… (金 栄 鎮) …… 7

第 2 章 東アジアの領土紛争とナショナリズム…………… (玄 大 松) ……25

第 3 章 安倍政権の憲法政策と平和…………… (河上 暁弘) ……39

第 4 章 北朝鮮の核と拉致問題…………… (孫 賢 鎮) ……93

第 II 部

国際シンポジウム「信頼醸成から核廃絶へー2015 年 NPT 再検討会議に向けて」

◀ 2014 年 8 月 2 日(土) 13:00~17:00 広島国際会議場ヒマワリ ▶

第 1 章 東アジア地域形成への課題…………… (李 鍾 元) …… 111

第 2 章 Security Community Building in Asia:
The Lessons of OSCE and ASEAN…………… (Ian Mitchell) …… 121

第 3 章 北東アジアにおける日韓関係…………… (陳 昌 洙) …… 133

第 4 章 東アジアの信頼醸成ー外交の現場から…………… (山上 信吾) …… 139

第 5 章 世界の非核化と北東アジア・日本の役割…………… (鈴木 達次郎) …… 145

第 6 章 被爆地から訴える「核兵器の非人道性」…………… (金崎 由美) …… 155

巻頭言

広島平和研究所ブックレット第1号「東アジアの平和構築のために—信頼醸成・核兵器廃絶・平和共生の課題と展望」の刊行にあたって

広島平和研究所は、1998年4月に、人類史上最初の被爆都市「ヒロシマ」の使命として、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向けた学術研究とその成果の発信・提言を目的とする広島市立大学の附置機関として開設されました。広島平和研究所では、これまでも、研究や大学教育にとりくむ一方で、研究成果を広く市民の皆様に還元する取組みを進めており、その一環として、核廃絶など平和にかかわる諸問題をテーマに、連続市民講座（年2回）や国際シンポジウム（年1回）等を継続的に開催しております。

現代は、まさに、人類滅亡の危機認識の共有化（①核・戦争②環境破壊③資源・エネルギー問題）と人権・民主主義理念の拡大・深化等の意味で、「地球時代」と言い得るように思われますが、また、こうした現代社会は、同時に情報化社会でもあります。現在、情報の持つ意味が極めて大きなものとなり、この現代社会は、一方で高度産業社会後の「脱工業社会」、ゆたかで便利な社会でもあります。同時に「知による支配（エピステモクラシー）」、知を持つ者、情報に接近する者が社会的支配者になる社会でもあるという面を持ちます。この点を、人権・民主主義の視座から見ると、知・情報を商品化、序列化、格付け化から解放し、主権者でもある市民一人一人が本当に知の主体となりうるか、あるいは教育あるいは生涯学習との関係では、例えば、「学校知」なども選別と競争システムではなく、共生と個性を育む中で、全成員に開かれたものとしてできるか否か等が問われているように思われます。そうしたことなしに、真の自由・人権、真の民主主義、真の平和の確立は、絵に描いた餅でしょう。そうした主体となる市民と社会のあり方も含めて、人権・民主主義の視座、現実具体的な問題の分析を通じて、国際的・

歴史的・構造的な視座、広く柔軟な視点からものを見る見方が今ほど求められている時はないように思われます。

この度、広島市立大学広島平和研究所が主催者としてかかわった、連続市民講座や国際シンポジウムの内容をお伝えし、現代世界における平和構築に関する問題提起とするため、この小冊子シリーズの「広島平和研究所ブックレット」を刊行し、読者のみなさまにお届けできることとなりました。

第1号・創刊号である本書には、「東アジアの平和構築のために—信頼醸成・核兵器廃絶・平和共生の課題と展望」をテーマに、広島市立大学広島平和研究所主催の2014年度前期の連続市民講座「緊張する東アジア国際関係」（2014年6月6日から7月4日まで全5回）と2014年度の広島市立大学広島平和研究所・中国新聞社・長崎大学核兵器廃絶研究センター主催（広島市・広島県・（公財）広島平和文化センター・（公財）ヒロシマ平和創造基金後援）の国際シンポジウム「信頼醸成から核廃絶へ—2015年NPT再検討会議に向けて」（2014年8月2日）の講演・講義の大部分を収録しております。

今日の東アジアは、世界で最も緊張が高まっている地域のひとつとも言われます。欧州ではEU（欧州連合）やOSCE（欧州安保協力機構）等を舞台として、国際統合が進み、その結果、少なくとも西ヨーロッパ地域は、二度の世界大戦の主戦場となったとは思えないほどの比較的安定した地域となっておりませんが、東アジアでは、民間レベルでの交流は進み、経済的な相互依存関係が進展しているにもかかわらず、例えば、日韓関係では歴史問題に領土問題が重なり、政府間関係の改善の見通しは立っておりませんし、日中関係も、それに軍拡や同盟強化の動きが加わり、いまや武力衝突の可能性まで取りざたされるようになっております。

本書の第I部に収録しました「連続市民講座」では、「緊張する

東アジア国際関係」をテーマに、東アジアにおける「領土ナショナリズム」の現状と構造を分析し（第2章玄大松）、日韓関係等に存在する課題を検討し（第1章金榮鎬）、また、北朝鮮の核開発や拉致問題の背景と解決の見通しについても検討しております（第4章孫賢鎮）。さらに、日本についても、靖国神社参拝、憲法改正論、集団的自衛権行使容認のための憲法解釈の変更といった政府の政策や方針等が、国内外に与える影響について検討しております（第3章河上暁弘）。

このように、本書第I部では、東アジアそしてその中にある日本を取り巻く様々な問題を取り上げて、その背景および解決への見通しを検討した内容になっております。

また本書第II部に収録しました国際シンポジウムのテーマは、「信頼醸成から核廃絶へ—2015年NPT再検討会議に向けて」です。

来年・2015年は、広島・長崎への原爆投下70周年の年ですが、同年4月には、ニューヨークにおいて、NPT（核兵器不拡散条約）再検討会議が開催されます。そこでは、核兵器の非人道性、核兵器使用の違法化、さらには核兵器廃絶への具体的な方法と道筋を示すことなどが争点となっております。

しかし、核廃絶・恒久世界平和実現のためには、なぜ各国が核兵器を持つとするのか、なぜそこまで緊張が拡大しているのかということの分析が必要であり、またどうしたら核武装や軍事同盟の強化などをしなくて済む国際社会をつくれるか、その国際的・国内的条件をいかにして整備してゆくかということを考えることが必要ではないでしょうか。

第II部では、核兵器廃絶と東アジアひいては世界平和実現の国際的・国内的条件について考えるため、ヨーロッパ（EUやOSCE）の経験にも学びつつ（第2章Ian Mitchell）、東アジアの信頼醸成の課題と促進への道を探り（第1章李鍾元、第3章陳昌洙、第4章山上信吾）、また被爆地であり、核廃絶への取り組みを継続してき

た広島・長崎の視点から、世界の核廃絶と恒久世界平和のために、日本が果たすべき役割、広島・長崎が果たすべき役割、そして市民ができることとは何か(第Ⅱ部第5章鈴木達次郎、第6章金崎由美)といったことについて検討しております。

第Ⅰ部は主として問題状況の分析を中心とし、第Ⅱ部では、それを解決するための方途・政策等を探るという内容になっていると思われる。

いずれも、学界、実務、報道等の各分野の専門的視点から、それぞれの問題を考え、問題提起を行ったものです。

読者の皆様が、市民として、研究者として、学生として、またグループ等において、この小冊子を活用して頂ければ、幸いです。

2014年12月

河上暁弘 (広島市立大学広島平和研究所准教授・企画委員長)

連続市民講座・2014年度前期

「緊張する東アジア国際関係—何が東アジア平和の障害となっているのか」
(2014年6月6日)

日韓関係と東アジアの平和

広島市立大学国際学部教授
金 榮 鎬 KIM, Yeongho

1. はじめに

いま、東アジアでは、地域協力・共同体づくりの勢いが衰えただけでなく、摩擦と対立が広がっている。協調から対立への東アジアの国際関係の反転は、2010年前後から顕著となった。領土問題や歴史問題のこじれ、中国の軍拡と海洋進出、日本の歴史抹消と集団的自衛権、日韓関係の不和と閉塞、北朝鮮の核・ミサイル問題、南シナ海での中国とベトナム・フィリピンの対立などである。

東アジアの中で日韓は、米国との同盟、成熟した市場経済、民主主義政治体制という3つを共有するユニークな関係にある。日韓は米国を要として米韓同盟と日米同盟を媒介に間接的な同盟関係にある。ところが、歴史問題や領土問題で不和を露呈し、ともに保守政権である安倍内閣と朴槿恵政府の間でさえ1年以上も首脳会談が開けない状態にある。

この連続市民講座では、第2回に玄大松先生が竹島（独島）問題、第3回に河上暁弘先生が日本の集団的自衛権、第4回に孫賢鎮先生が北朝鮮問題をお話しされるので、今回の「日韓関係と東アジアの平和」では、日韓の歴史問題と北朝鮮政策に焦点を当てたい。日韓の北朝鮮政策を考えるには、それと密接な関係にある米国と中国への認識（の日韓の差異）も議論することになる。

2. 日韓の相互認識（or イメージ）ギャップ

安全保障・政治体制・経済的諸関係・社会文化交流などの多くの側面からして、日韓関係には紛争や対立につながる構造的な要因は

みあたらない。軍事・政治・経済・社会の構造的な要因、物資的な要因がないにもかかわらず、なぜ摩擦と対立が繰り返され深刻化するのかといえば、非構造的な要因、非物質的な要因によるということになる。この非構造的・非物質的な要因を、相互の認識・イメージなどの間主観的な要因とひとまず呼ぶことにする。

間主観的な要因というと、客観的ではない、実体をはっきりしない、偏見や思い込みだと思われるかもしれない。確かにそうした点は看過できない。ただ、「間主観的な要因」は実際の外交関係を作り出す。相互の認識が相互の関係に影響を与えるのである。このような考え方は、国際政治学の「コンストラクティビズム」（構成主義）に相当する。

さて、国家間の対立や協調にかかわる間主観的な要因という視点から、日韓（および日中）の相互イメージがいかに食い違っているか、日本の日本評価と外国の日本評価の対立、外国の自国評価と日本のその国への評価の対立をみよう。今年4月7日の『朝日新聞』に掲載された、集団的自衛権問題に焦点を当てた世論調査が材料である（以下、資料1参照）。

第1に、安倍内閣が推進する集団的自衛権のための憲法解釈変更について、日本でも反対や慎重論が少なくない。だが、韓国および中国では日本よりもはるかに反対の声が強い。韓国よりも中国の方が強く反対するのは、集団的自衛権の標的が北朝鮮と中国にあるのだから当たり前かもしれない。しかし、いわば間接的な同盟関係にあり北朝鮮の核やミサイルの脅威に共通して向かい合っているはずの韓国の反対は、日本よりも明らかに強い。

第2に、中国への評価を含めて脅威認識が日韓で大きく食い違っている。中国の台頭は東アジアの平和と安定にとってプラスかマイナスかについて、日本では圧倒的に否定的であり、韓国ではやや否定的である。脅威に感じる国への答えを見れば、日韓の脅威認識は中国認識を含めて大きく食い違う。日本では中国脅威論が高いが、中国では日米同盟脅威論が高く、韓国では北朝鮮脅威論が最も高いとはいえ、中国脅威論より日本脅威論の方が高い。

第3に、日韓間でいわば自己イメージと他国からのイメージのギャップが極めて大きい。先に見た集団的自衛権でも中国の地域への影響でも、自国イメージと他国からのイメージが大きく対立して

いた。首相の靖国神社参拝や元「慰安婦」への補償でもこうした対立がはなはだしい。とりわけ、日本の「平和国家」イメージについては、日本と中国・韓国の間で完全に逆転している。

冷戦と権威主義政治体制の時期の韓国は、北朝鮮の抑止と北朝鮮との体制競争に国力を注いだ。政治権力は思想・言論・結社の自由を禁圧した。日本の平和憲法や専守防衛や非核 3 原則を評価する余地はなかった。民主化後・冷戦後の 1990 年代になると、日本の平和憲法や反核平和運動や沖縄の米軍基地運動への関心が広がった。

北朝鮮への和解協力政策を展開し南北首脳会談を実現した金大中大統領は、1998 年 10 月の訪日時の「日韓共同宣言」と日本国会演説で、日本の平和憲法と専守防衛を高く評価した（資料 2 参照）。その後、日本国会で有事関連諸法が通過し、2002 年以來の北朝鮮バッシングが強まり、小泉純一郎首相が靖国神社を例年参拝したが、2003 年 5 月に訪日した盧武鉉大統領も、金大中と同様に日本の平和主義を高く評価した。

ところが、近年の日本では加害認識、平和憲法、専守防衛が揺らいでいる。1998 年の日韓共同宣言には村山首相談話のお詫びと反省の文言が盛り込まれたが、第 2 次安倍内閣は河野官房長官談話と村山首相談話の見直しを掲げて出発し、憲法 9 条の「改正」あるいは集団的自衛権の行使のための憲法解釈変更を重要課題にしている。専守防衛原則は民主党政権時に見直された。日韓共同宣言で韓国政府が日本の平和主義を高く評価したその前提がいま、変えられようとしているわけである。

このように見れば、東アジアの安定と平和への日本の役割イメージをめぐる自国と他国の認識ギャップは、単に日本が「誤解されている」という思い込みではないといえることができる。

以上、国際関係の摩擦と対立における間主観的な要因に着目し、近年の日韓、日中の認識対立を概観した。以下では、日韓関係が間接的な同盟、市場経済と民主体制の共通性にもかかわらず、どのような認識対立を抱え、それらが相互にどのように関係しているのかについて、歴史問題、北朝鮮政策、中国認識の 3 点にわたって考えたい。

3. 日韓関係と東アジアの平和の課題

1) 歴史問題（＝脱植民地化問題）

日韓関係と東アジアの平和にとっての争点の第 1 に、元「慰安婦」問題＝日本軍性奴隷制問題、強制連行・労働問題、歴史教科書問題、日本首相の靖国神社参拝問題などの「歴史問題」がある。この 4 月と 5 月に日韓外務局長級協議で元「慰安婦」問題や戦時強制労働問題が議論されているが、見通しは明らかではない。

歴史問題はいくつか異なるレベルで考えることができる。一つ目は、安倍内閣と朴槿恵政府の間の不信である。二つ目は、日韓の国内政治の変化による「歴史問題」の浮上と拡大である。三つ目は、日韓の歴史問題がより広く、戦後アジアで封じ込められた「脱植民地化」問題だという点にかかわる。四つ目は、戦後補償に関する日韓の司法対立という側面である。

一つ目。朴槿恵大統領の当選が決まった時に日本政府は額賀福志郎・日韓議連会長を派遣した。韓国の保守政権の再選に対して、安倍内閣は期待するところが大きかったはずである。安倍首相と朴槿恵大統領はともに保守であるばかりか、祖父や父の代の因縁さえ共有する。事実、安倍内閣は 2 月の竹島記念式典の政府主催を保留した。続いて、朴槿恵大統領就任式に麻生太郎副総理が出席した。だが、麻生は「植民地支配や侵略かどうかは国によって見方が異なる」と述べた。これは間違いなく朴槿恵に第 2 次安倍内閣への不信を抱かせた。その直後の昨年 4 月、安倍首相が国会で「侵略という定義は学界的にも国際的にも定まっていない」という、事実と反する考えを表明した。こうして、日韓の両新政権は発足直後から不信の関係で出発したわけである。

二つ目の日韓の国内政治の変化とは、過去の歴史をどう見るかという「歴史問題」が日韓で逆方向に変化したことをいう。

たとえば、安倍首相は、北朝鮮による拉致問題といわゆる「自虐史観」批判で首相に上り詰めた経緯がある。首相再選に際しても、原発問題や労働問題は後ろに置き、憲法 9 条と集団的自衛権とともに、領土問題、歴史問題、元「慰安婦」問題、拉致問題での強硬政策を前面に掲げた。しかも、近年の日本では、「慰安婦はもうか

る商売だった、売春婦だ、強制はなかった」「南京事件はまぼろしだ、でっち上げだ、虐殺はなかった」などの歴史抹消（「歴史認識」ではない！）のメッセージを日本の国家的人物がさかんに発している。歴史問題の対立が緩和されるどころか、いっそうこじれている一因がここにあると思われる。

今日の報告では認識対立、イメージ対立に着目している。歴史問題も、しばしば歴史認識問題と言われる。しかし、近年の日韓の認識対立、イメージ対立の深まりは、認識の対立である以前に、事実の有無、事実の承認をめぐる対立に大きく起因していると筆者は考えている。

一方、韓国では、歴史問題や元「慰安婦」問題などが、民主化後、そして冷戦後の1990年代に大きく浮上した。朝鮮半島の戦時体制と韓国の権威主義体制の下では、元「慰安婦」問題や歴史問題について市民社会が異議提起できる余地は極めて小さかった。なぜなら、日韓国交正常化は、冷戦と反共主義の論理を優先し、脱植民地化の論理を封じ込める体制であったからである。ところが、このような制約条件は1980年代末の韓国の民主化と冷戦の終結によって変化し、権威主義政治体制の反共主義支配の下で半世紀も抑圧されてきた「記憶」が想起されるようになった。

「国内政治」というと、日本ではすぐに「反日感情を政権浮揚に利用している」「反日カード」という紋切り型の反応が出てくるが、これはきわめて表面的であって、ここでいう「国内問題」とは異なる。また、民主化後・冷戦後の韓国の歴史問題においては、日韓関係は一部であって、米韓関係やベトナムとの関係、国内の国家権力の乱用、国家暴力の被害者の名誉回復にまで対象が及んでいる。

三つ目の歴史問題＝「脱植民地化」問題という論点は、戦後史をさらにさかのぼる。日本の戦後の国家路線の枠組はサンフランシスコ平和条約と日米安保条約である。サ講和と日米安保の枠組みは、中国革命と朝鮮戦争によって作られたとあってよい。サ講和は残された戦後処理を後の二国間協定に託し、日本はビルマやフィリピンやベトナムなどと賠償協定を結んだ。しかし、日本が日清・日露の戦争で初めて獲得した海外植民地である台湾や朝鮮半島や長い侵略の経緯がある中国は、いずれもサ講和から排除された。

日本とアジアの脱植民地化において除外できない台湾、朝鮮半島、

中国が排除された要因は、中国の国共内戦と中国革命、朝鮮半島の国家分断と戦争、後に続く冷戦と深く絡んでいる。東アジアの内戦・分断・戦争・冷戦は、共産主義を封じ込めただけではなく、脱植民地化の世界史的課題をも封じ込めたのである。戦後アジアの冷戦と同盟は、「二重の封じ込め」体制であった。したがって、日韓の歴史問題とは、歴史をどのように評価するのかという認識の問題にとどまらず、戦後の東アジアの秩序形成にあたって封じ込められた脱植民地化問題だということになる。

四つ目。戦後補償裁判が 1990 年代初めに始まって以降、日本では日韓請求権協定の解釈について何度か国会でやりとりがあった。そこでは、日韓協定で「放棄」されたのは、政府の外交保護権であって個人や民間の請求権は消滅していない、という政府見解が繰り返し表明された（資料 3 参照）。ところが、多くの戦後補償裁判で日本の司法は、国家無答責の「法理」や、日韓請求権協定で「解決済み」との論理、時効にあたる「斥除期間」などの理由で請求を却下した。中国人強制連行訴訟でも請求は却下されている。

他方、韓国では 2005 年に日韓会談外交文書公開を促す司法判決が出て、政府は文書を全面公開した。それとともに、文書公開の後続対策のための民官共同委員会は、「慰安婦」問題などで日本の法的責任が残っているという見解を発表した（資料 4 参照）。続いて、2011 年 8 月には憲法裁判所が、元「慰安婦」や原爆被害者の個人の補償問題で韓国政府が日韓条約・協定に基づき外交紛争を解決しようとならないのは、基本的人権を規定した憲法に違反するという決定を下した（資料 5 参照）。さらに、2012 年 5 月に韓国大法院（最高裁）は、日本の裁判所における一連の戦後補償判決が植民地支配を合法とみていることに承服できない、三菱重工や新日鉄などの戦時強制徴用問題が日韓請求権協定の適用対象に含まれているとは見られない、との判決を下した。このように、元「慰安婦」問題、強制連行・徴用・労働問題で日韓の司法判決が大きく対立している。

朴槿恵大統領は、元「慰安婦」問題や強制連行・労働問題には取り組んでこなかった。前の大統領の李明博も同様である。では、李明博も朴槿恵も、なぜ元「慰安婦」問題を外交問題化せざるを得なかったのかといえば、上の憲法裁判所決定に原因がある。第 2 の

論点で指摘した民主化後の国内政治の変化は、司法判決にも及んでいるということが出来る。

元「慰安婦」問題や歴史問題に対しては、最低限度のルールを守ったうえで、いくつかの幅のある選択肢の検討が必要であろう。最低限のルールとは、たとえば、2013年の国連人権条約拷問禁止委員会の勧告——「政府当局者や公的な人物による事実の否定、およびそのような繰り返される否定によって被害者に再び心的外傷を与える動きに反駁すること」——である（資料 6 参照）。被害者救済については、2000年代前半に日本国会に上程された戦時性被害補償立法や、2000年設立の中国人強制連行問題の「花岡平和友好基金」、あるいはドイツの「記憶、責任、未来」財団基金などが参照されてよいのではなかろうか。

最近、被爆者手帳を持つ人が 20 万人を切ったという報道に接した。被爆者の多くが亡くなっている。韓国原爆被害者や元「慰安婦」ハルモニも、その多くが亡くなっている。

2) 北朝鮮政策

東アジアの平和にとって、北朝鮮の核・ミサイル問題は避けて通れない。ここ 3-4 年こそ日本では中国脅威論が高まり、先の世論調査でも日本では北朝鮮脅威論より中国脅威論の方が高い。だが、核といえば北朝鮮、ミサイルといえば北朝鮮というイメージが、冷戦後の日米同盟の再定義や日米共同作戦計画、2000年代の有事法制の整備、MD（ミサイル防衛）、最近の集団的自衛権などで大きく作用してきたことは否定できない。

日韓は、北朝鮮の脅威や中国の脅威を前に歴史問題で対立を続けるべきではない、米国との同盟を共有しており市場経済と民主体制でも共通するではないか、米国を中心に結束せよ、という類いの議論がある。これは今年 3 月末の日米韓首脳会談や 4 月末のオバマ米大統領の訪日・訪韓のメッセージでもあった。こうしたメッセージは日本のリベラルなマスコミと韓国の中道・保守のマスコミもしばしば発している。ところが、北朝鮮の脅威という日韓の結束要因が機能しにくくなっていることが、近年の日韓の不和と閉塞に示されている。

先述したように、1965年の日韓国交正常化は、脱植民地化より

も冷戦・反共論理と日韓の開発協力を優先した。その日韓「65年体制」が大きく揺らいでいる。先述した脱植民地化問題の台頭に加えて、北朝鮮認識・政策をめぐる日韓関係の力学の変化が、65年体制の揺らぎの要因と考えられる。

日韓の北朝鮮認識・政策の差異は、1990年代末あたりから目立ってきた。1998年以來の金大中政権は北朝鮮への「太陽政策」（和解協力政策）を進めた。2003年以來の盧武鉉政権は「太陽政策」を継承する「平和繁栄政策」を推進した。その頃の日本は、北朝鮮のテポドン実験や日本人拉致「疑惑」（2002年に「疑惑」ではなく事実としての犯罪であることが確認）によって北朝鮮に厳しい政策を打ち出した。

冷戦と権威主義体制の時代の韓国の北朝鮮政策は「食うか食われるか」の熾烈な対立政策であったが、当時の日本は南北朝鮮の対立から一定の距離を置き、日韓協力を主軸としながらも北朝鮮に政経分離方式の対話・交流政策を展開した。かつての日本のアジア外交こそ「太陽政策」であったのかもしれない。ところが、冷戦時代の日韓の北朝鮮認識・政策と1990年代末以降の日韓の北朝鮮認識・政策を比べると、変化しただけでなく、逆転したという方が近い。

1990年代末から2006年頃にかけての韓国の脅威認識は、米国の軍事行動によって戦争に「巻き込まれる」恐れと、北朝鮮の核・ミサイルへの脅威が拮抗していた。一時期は、韓国で最も脅威に感じる国のトップは米国であった。それは特に、2002年6月のブッシュの「先制行動」ドクトリンによって「巻き込まれる」恐れが韓国の世論に拡大したことによる。

ただし、その後、韓国では北朝鮮脅威論が再び大きく高まることになる。2009年の核実験とミサイル実験、2010年の韓国哨戒艦沈没事件（天安艦事件）と延坪島砲撃事件のためである。さらに、北朝鮮は2012年12月に長距離ミサイル実験を、2013年2月に3回目の核実験を実施した。

このように、北朝鮮への脅威認識が韓国で改めて高まっているとはいえ、日本の北朝鮮認識とは依然として違いがある。2010年の哨戒艦沈没事件と延坪島砲撃事件の世論調査を見ると、これらの事件の「責任」はどこにあるかの問いに、金大中・盧武鉉前政権の「太陽政策」という回答と、李明博政権の「強硬政策」という回答が拮

抗し分裂している。しかも、北朝鮮の核保有の「責任」への回答もまったく同様に分裂している（資料7参照）。つまり、韓国世論においては、北朝鮮への脅威認識がありながらも、安全を損ない脅威を高めた責任所在の認識は大きく対立している。

朴槿恵政府は保守政権であり李明博前政権と同じ与党から当選した。だが、内政と北朝鮮政策で朴槿恵政府は李明博前政権との「差別化」を打ち出した。李明博前政権の失敗により、差別化せざるを得なかったといえよう。北朝鮮政策の「朝鮮半島信頼プロセス」がそれである。しかも、安倍内閣発足の頃の北朝鮮の長距離ミサイル実験、朴槿恵政府発足の頃の北朝鮮の3回目の核実験を受けても、朴槿恵政府は「朝鮮半島信頼プロセス」を維持した。

日本の「嫌韓」派や韓国のタカ派は、金大中や盧武鉉を「親北朝鮮」「従北」と揶揄したが、まさか朴槿恵を「親北朝鮮」とは呼べまい。せいぜい「親中」というにとどまる。朴槿恵は中国へのシンパシーを持つが、北朝鮮に対してはそうではない。では、なぜ朴槿恵政府は北朝鮮との対話政策を維持するのか。それは、李明博前政権の北朝鮮強硬政策が問題を緩和、解決するどころか、むしろ悪化させてしまった経験の考慮にあると考える。

今日の報告は日韓関係が主題だが、最近、日朝関係が再び動き出していることについて一言すれば、日本と朝鮮半島の関係が東アジアの安定と平和に寄与するには、日朝関係の正常化と諸懸案の解決が求められる。足かけ25年もの間、国交正常化交渉が進まず、拉致問題の交渉も動かないこの10年間は、地域の平和にとって大きなマイナスであった。その意味で、日朝平壤宣言に改めて言及した上で、拉致再調査と段階的制裁解除を進めることにした今回の日朝合意は歓迎される（資料8参照）。

3) 中国認識

東アジアの平和の争点の第3に、中国の軍拡と海洋進出問題、および米中関係と日中対立がある。胡錦濤政権（2003-13年）の後半まで中国は「平和的台頭」を掲げ、尖閣問題にもかかわらず東シナ海の日中共同開発の交渉が行われてきた。しかし、2010年春の韓国哨戒艦沈没事件後に米韓が黄海で軍事演習を繰り返すと、北朝鮮だけでなく中国もこれに強く反発し、さらに同年10月の尖閣近

海での中国漁船の衝突事件で日本と激しく対立した。東アジア共同体論議が大きく後退したのはこの頃である。

その後、こんにちまで中国の海洋進出と尖閣諸島をめぐる日中対立は深刻化する一方、日韓間には中国認識・政策のギャップが広がっている。

韓国と中国の国交正常化は日本に遅れること 20 年の 1992 年 8 月である。それ以前の韓国の中国認識は、朝鮮戦争で北朝鮮側に立って参戦した「敵」、北朝鮮を「使噓」する共産主義の「敵」であった。1971 年に中国が国連代表権を獲得し、1972 年に米国が中国と関係を改善し、同年に日本が国交を正常化した時、韓国政府（朴正熙大統領）は米国と日本を厳しく非難した。

1980 年代になると韓国にも中国への「市場」としての認識が出てきた。88 ソウル・オリンピックには中国も参加した。1989 年に天安門事件があったが、その後中国が改革・開放を本格化させ、韓国は中朝同盟を形骸化させることと中国市場への進出という二重の効果を狙って、中国と国交を樹立し、台湾（中華民国）と断交した。

中韓国交正常化から 20 数年が過ぎ、韓国経済における中国の比重は高まり、貿易では米国、日本の比重を上回るようになった。2013 年には韓国の輸出総額のうち対中輸出は 26% に達し、対日輸出の 6% を大きく上回っている。投資に関しては、もともと韓国の対日投資はそれほど多くなかったのに加えて、対中投資が大きく増え、対米投資と 1 位、2 位を争ってきた。経済面でいえば、韓国は中国向けの北方シフトおよび西方シフトとなって久しい。

実は、韓国でも中国への警戒心はかなり強いのだが、日本の中国脅威論があまりに強すぎて、そのことがかすんでしまうほどである。韓国の中国認識は複雑であり、肯定面と否定面が激しくしのぎを削っている。

一方、日本における韓国イメージと中国イメージはしばしば重なるようだ。端的な例に、「韓国と中国の反日共同戦線」という幻想がある。日本の嫌中・嫌韓ビジネスは一体である。2012 年 9 月の日本政府による尖閣諸島の国有化と、同年 8 月の韓国大統領の竹島上陸が相次いだことも日本の国民感情に影響しているだろう。伊藤博文を暗殺した安重根の記念館をハルビン駅に開設する中韓交

渉に対して、安倍内閣は逐一、過剰な反発を示した。

韓国の中国認識・政策は、「反日共同戦線」なのか？報告者は、そうではないと考える。韓国の中国認識を規定しているのは、朝鮮半島のいわば「地政学」であると思われる（正確には、地政学認識の変化であるが、煩雑になるので、ここでは簡略化する）。

朝鮮半島は陸のパワーである中国と海のパワーである米国のはざまにある。陸のパワーにはソ連・ロシアを、そして海のパワーには日本を付け加えてもよい。近代以降に限ってみても、朝鮮半島は陸のパワーと海のパワーの角逐にさらされてきた。さらに、冷戦後の北朝鮮の核・ミサイル開発によって韓国は米朝核対立のはざまに立たされることになった。米朝核対立のはざまの韓国がとりうる選択肢は、対米同盟による北朝鮮の抑止と、中韓関係による北朝鮮の安定化を両立させることである。韓国は、中国の経済的なプレゼンスの増大だけでなく、米中対立、日中対立、米朝対立の3重のはざまにあって、安定と平和と繁栄の選択肢を考えざるを得ない（資料9参照）。

日本においては中韓関係に対して、「反日共同戦線」という幻想とは別の感情的な反発もあるようだ。韓国は日本と同じ民主主義なのに、なぜ、「一党独裁」の中国に肩入れするのかというものである。これをもう少し上等に表現するならば、「日本と韓国は民主主義政治体制を共有しているのだから、北朝鮮や中国などの脅威に対して緊密に協調して対応すべき」となるだろう。

「民主主義」の価値や理念を安全保障に絡めて考える傾向は近年、強まっている。「民主主義同士は戦争をしない」という「民主的平和論」が国際政治学にもある。かつて麻生内閣は「自由と繁栄の弧」を語り、現安倍内閣は「価値観外交」を唱えた。しかし、反証事例も事欠かない。ASEANの拡大・安定・平和、冷戦と権威主義体制時代の韓国と日本の友好関係、天安門事件から天皇訪中のころの日中関係、などである。

民主主義と人権は普遍的な価値・理念だと考える。しかし、その理念が安全保障政策で活用されるときには十分に注意すべきである。なぜなら、「正しい理念」が間違った戦争に動員されてきた痛恨の経験があるからである。

とはいえ、政治的抑圧や経済的貧困を相手国の内政だからと放置

しておいてよいのか、地域の平和とは無関係なのか。ジレンマである。

平和な国際関係と民主主義や人権などの普遍的理念の関係を筆者は次のように考える。民主主義や人権は目標価値であって、国際社会と地域がそこに到達するまでには、異なる価値や理念が相互に尊重され共存することが、地域の平和には望ましくかつ現実的である。東アジアの平和の障害は、非民主的な体制や人権抑圧に求めることができると同時に、非民主的な体制や人権抑圧を理由に行使される軍事的圧力も、東アジアの平和の障害である。

4. おわりに

東アジアの平和を増進しようとするときに、日韓の認識と政策の隔たりや相互の国民感情の反発は、軽視できない「障害」である。そこでこの報告では、日韓のイメージ・ギャップから始まって、両国の歴史問題、北朝鮮政策、中国認識などの摩擦や対立を概観した。

日韓関係の特質＝間接的同盟と市場経済・民主体制の共通性を考慮すると、日韓対立は国際政治学から見れば「変則」である。はたして、この「変則」とどのようにつきあい、どのように取り組んでいくのか。

摩擦と対立を解き地域の平和を増進するうえで求められるのは、摩擦や対立に痺れを切らすのではなく、腰を据えてじっくりと取り組むことであろう。痺れを切らして「弱腰」外交を嘆き、国内向けに威勢のよい言動を振りかざすよりも、相手のある外交を「粘り腰」で進めることが求められていると考える。

資料1：集团的自衛権などに関する『朝日新聞』世論調査 (%) 抜粋

設問 (要旨)	回答選択肢	日	中	韓
日本の集团的自衛権は 東アジアの平和と安定に	プラスの面	29	3	9
	マイナスの面	60	94	88
日本の集团的自衛権と 日米軍事協力の強化で 東アジアの軍事的緊張は	軍事的な緊張が高まる	65	91	78
	そうは思わない	29	5	21
中国の軍事・経済的な 大国化はアジアの平和と 安定に	プラスの面	12	86	38
	マイナスの面	79	12	57
軍事的に脅威を感じる国	アメリカ	5	42	4
	ロシア	1	3	0
	日本	—	42	20
	中国	55	—	10
	韓国	2	2	—
	北朝鮮	29	3	65
	インド	0	2	0
	ベトナム	0	2	0
	その他の国	0	0	0
	とくにない	5	3	1
日本が	好き	—	11	4
	嫌い	—	74	67
	特にどちらでもない	—	13	29
中国が	好き	4	—	13
	嫌い	51	—	19
	特にどちらでもない	43	—	68
韓国が	好き	8	48	—
	嫌い	34	19	—
	特にどちらでもない	57	33	—
安倍首相の靖国神社参拝 は	よかった	41	0	1
	よくなかった	47	95	97
元「慰安婦」に対して 日本政府は	正式な補償をすべきだ	26	—	95
	正式な補償はしなくてよい	63	—	5

日本は戦後 70 年間、平和	歩んできた	93	36	19
国家の道を	歩んでこなかった	4	62	79

出所：『朝日新聞』2014年4月7日。

資料 2：日韓共同宣言—21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ（1998 年 10 月 8 日）抜粋

2. 両首脳は、日韓両国が 21 世紀の確固たる善隣友好協力関係を構築していくためには、両国が過去を直視し相互理解と信頼に基づいた関係を発展させていくことが重要であることにつき意見の一致をみた。

小淵総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、我が国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。…

3. …金大中大統領は、戦後の日本の平和憲法の下での専守防衛及び非核三原則を始めとする安全保障政策並びに世界経済及び開発途上国に対する経済支援等、国際社会の平和と繁栄に対し日本が果たしてきた役割を高く評価した。…

出所：外務省ウェブサイト。

資料 3：日韓請求権協定「完全かつ最終的に解決」の日本政府解釈（121-参-予算委員会-3 号、1991 年 8 月 27 日）抜粋

政府委員（柳井俊二君） ただいまアジア局長から御答弁申し上げたことに尽きると思っておりますけれども、あえて私の方から若干補足させていただきますと、先生御承知のとおり、いわゆる日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。

その意味するところでございますが、日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持っており

ます外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます。

出所：国会会議録検索システム。

資料 4：日韓会談外交文書公開後続対策民官合同委員会見解（2005年 8 月 26 日）抜粋

- ・ 韓日請求権協定は基本的に日本の植民地賠償を請求するためのものではなかったうえ、サンフランシスコ条約第 4 条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであった。
- ・ 日本軍慰安婦問題など日本政府・軍などの国家権力が関与した反人道的不法行為については請求権協定によって解決されたとみることとはできず、日本政府の法的責任は残っている。
- ・ サハリン同胞、原爆被害者問題も韓日請求権協定の対象に含まれなかった。

出所：国務調整室報道資料（韓国語）、2005年 8 月 26 日。

資料 5：「慰安婦」・原爆被害者問題への韓国憲法裁判所決定（2011年 8 月 30 日）要旨

・・・請求人らが日本国に対して有する日本軍慰安婦としての賠償請求権が、「大韓民国と日本国間の財産および請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する協定」第 2 条第 1 項によって消滅したか否かに関する韓・日両国間の解釈上の紛争を、上の協定第 3 条が定めた手続に従って解決しないでいる被請求人の不作為は、違憲であることを確認する。・・・

出所：<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/kai/news/news38.pdf>。

資料 6 : 「慰安婦」問題に関する国連人権条約拷問禁止委員会最終所見 (2013 年) 抜粋

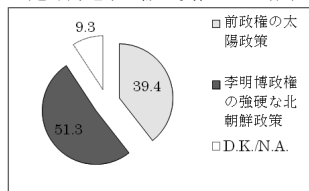
…本委員会一般勧告第 3 号を想起しつつ、本委員会は締約国に対し、即時かつ効果的な立法的および行政的措置をとり、「慰安婦」の諸問題について被害者中心の解決策をとるよう強く求める。特に:

- (a) 性奴隷制の諸犯罪について法的責任を公に認め、加害者を訴追し、適切な刑をもって処罰すること
- (b) 政府当局者や公的な人物による事実の否定、およびそのような繰り返される否定によって被害者に再び心的外傷を与える動きに反駁すること
- (c) 関連する資料を公開し、事実を徹底的に調査すること
- (d) 被害者の救済を受ける権利を確認し、それに基づき、賠償、満足、できる限り十分なりハビリテーションを行うための手段を含む十全で効果的な救済と補償を行うこと
- (e) 本条約の下での締約国の責務に対するさらなる侵害がなされないよう予防する手段として、この問題について公衆を教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を含めること。

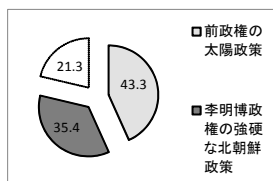
出所 : <http://wam-peace.org/ianfu-mondai/intl/un/>。

資料 7 : 北朝鮮の延坪島砲撃と核兵器開発に関する韓国の世論調査

延坪島砲撃は誰の責任か? (%)



北朝鮮核危機は誰の責任か? (%)



出所 : EAI Issue Briefing on Public Opinion, Jan. 17, 2011.

資料 8：拉致再調査と段階的制裁解除の日朝合意文書（2014 年 5 月 29 日）抜粋

双方は、日朝平壤宣言にのっとり、不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、国交正常化を実現するために、真摯（しんし）に協議を行った。

日本側は、北朝鮮側に対し、1945 年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を要請した。

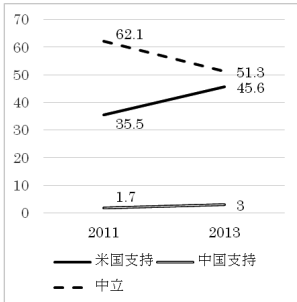
北朝鮮側は、過去北朝鮮側が拉致問題に関して傾けてきた努力を日本側が認めたことを評価し、従来の立場はあるものの、全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施し、最終的に、日本人に関する全ての問題を解決する意思を表明した。

日本側は、これに応じ、最終的に、現在日本が独自に取っている北朝鮮に対する措置（国連安保理決議に関連して取っている措置は含まれない）を解除する意思を表明した。…

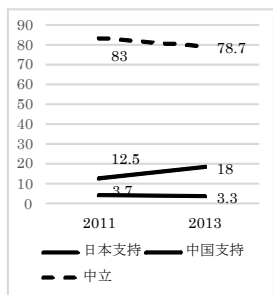
出所：『朝日新聞』2014 年 5 月 30 日。

資料 9：米中対立、日中対立への韓国世論の動向

米中の深刻な葛藤時の韓国の対応（％）



日中の深刻な葛藤時の韓国の対応（％）



出所：チョン・ハヌル、2013、『EAI 2013 政治安保意識調査：安保危機と韓国人の安保意識』（韓国語）EAI。

連続市民講座・2014年度前期

「緊張する東アジア国際関係—何が東アジア平和の障害となっているのか」
(2014年6月13日)

東アジアの領土紛争とナショナリズム

韓国／国民大学日本学研究所教授
玄 大松 HYUN, Daesong

1. はじめに

21世紀に入ってから東アジアで領土問題がヒートアップし、各国でナショナリズムの気運が高まっている。東アジアにおけるパワーの転移によって国際秩序が動揺するなかこのような動きは、東アジアの国際関係をさらに悪化させている。

今回は、日中韓の領土問題の争点は何か、そもそもなぜ日中韓の三国が領土問題で争うことになったのか、東アジアの領土問題はどんな方向へ向かうのか、解法はあるのか、等を東アジアの国際政治の観点から考える。

2. 日韓の領土問題：「独島・竹島問題」の争点は何か。

島の領有の正当性を決定するための最も基本的な問題は、‘日韓両国のいずれが、島について早くから正確な知識を持ち、それをその領土の一部と考え、また実際にこれを経営してきたか’という歴史的根拠と、‘そのいずれの政府が、島について国際法上必要とされる領土取得の要件を満たしているか’という国際法的根拠にかかわる。

日韓両国は、歴史的根拠について、一九〇五年の日本政府による領土編入措置の効力について、第二次世界大戦中のカイロ宣言から戦後の日韓基本条約に及ぶ一連の措置の意義及び解釈についてなど、およそ三つの点で対立している。以下、詳しく検討していくこ

とにする。

3. 歴史的根拠をめぐる対立

1) 于山島＝独島か、于山島＝鬱陵島か。

韓国政府は、古くから鬱陵島は武陵・羽陵とも呼ばれ、独島は于山・三峯島などと呼ばれたとして、于山と三峯島が現在の独島を指すという根拠としては、『世宗実録地理志』江原道蔚珍県条に「于山武陵二島 在県正東海中 二島相去不遠風日清明則可望見」（于山と武陵の二島は県の正東の海中に在る。二島の距離は遠からず、風日清明ならば、望見すべし）という記述があり、「『増補文献備考』中の『輿地志』に、『鬱陵于山皆于山国 于山則倭所謂松島也』（鬱陵島と于山島はみな『于山国』であり、于山島は倭のいわゆる松島である）と明記していると主張する。

反面、日本政府は、『三国史記』『高麗史地理志』『世宗実録地理志』の「于山国」とは鬱陵島のことであり、「『世宗実録地理志』が于山、武陵二島説をとっているが、その注記ではこの両島が鬱陵島であり、新羅の于山国であると述べている」ことなどを挙げ、反駁している。また、その後の資料については、「『新增東国輿地勝覧』や『増補文献備考』等のごとく二島説をとりつつも、一島二名への疑いを残しているもの、『芝峰類説』や『文献撮録』のように一島二名説を固執するもの等色々あって、後世に至るまで于山、鬱陵両島の関係は、確信をもって記述されていない。ことに注目すべきは、二島説をとるものでも、全文は鬱陵島についての説明に終始し、于山島についてはなんらの具体的な説明も行っていない点である。このことは、これらの諸文献の編者が、問題の島について実地の見聞を基礎とした明確な知識に欠いており、しかもこれに関する知識は、後代に至るまで新たな発展のなかったことを示しているといえよう。いずれにせよ、于山島と鬱陵島とが別個の島であることについて多くの疑問が持たれていた以上、そこにいう于山島が今日の竹島に該当すると断定することは困難であろう」と主張する。

2) 日本の西北の境界はどこか？—『隠州視聴合記』（1667）の

‘此州’をめぐって

日本の文献のなか、独島・竹島に関して最初に言及しているのは『隠州視聴合記（紀）』である。『隠州視聴合記』は寛文七（一六六七）年に出雲の藩士斎藤豊宣が藩命によって隠岐を巡視した際に、見聞したところを採録したものである。『隠州視聴合記』の「国代記」には次のような記述がある。

隠州在北海中故云隠岐島（中略）戊亥間行二日一夜有松島又一日程有竹島 俗言磯竹島多竹魚鹿 此二島無人之地 見高麗如自雲州望隠州 然則日本之乾地 以此州為限矣

日本政府は、「以此州為限矣」の此州が竹島と松島であり、したがって「竹島及び松島をもって日本の西北部の限界と見なす」と解釈した。これに対して、韓国政府は記述の主題が隠州であり、隠州が日本の乾地（西北限界）になっていると反駁した。さらに韓国政府は右の句を、「松島（現在の竹島）、竹島（現在の鬱陵島）の此二島から高麗本土を望見する距離関係が、まるで雲州から隠州を望見するようだ。したがって、日本の西北は此州をもって限界にする」との解釈をとる。

3) 安龍福の活動の真偽—「竹島一件」（1693-96）と「竹島渡海禁止令」（1696）

元和一一（一六二五）年には、伯耆国米子の町人大谷甚吉、村川市兵衛等が、藩主松平新太郎を通じて竹島（鬱陵島）への渡海許可を受け、その経営に従事した。

元禄五（一六九二）年に村川家の一行が、翌年には大谷家の一行が鬱陵島において朝鮮の漁夫たちと遭遇した。そして元禄六（一六九三）年、大谷家の漁夫たちが朝鮮の漁夫たちに出会ったときに、彼らは安龍福と朴於屯（パクオドゥン）の二人を「越境の証人」として連行して帰った。この事件は、江戸幕府と朝鮮が竹島（現在の鬱陵島）の領有権を争う、いわゆる「竹島一件」に発展していった。そしてこの件は、対馬藩の宗家が窓口になり日朝両政府間で交渉が行われた。

この過程で、幕府から鳥取藩へ「御尋の御書付」を出し、“因州・

伯州へ付けている竹島は、いつから両国に附属する事になったのか、先祖が両国を領地とする以前の事か、その後の事なのか。竹島の外に因伯両国に附属する島はあるか。また両国の者が魚を取りに行っていたのか。右の様子を知りたいので書付を送ってほしい。”と尋ねた。

これに対して、鳥取藩の江戸藩邸から翌日、江戸幕府へ「御返答書」(一六九五年一二月二五日)を出し、“竹島は因幡伯耆の附属ではない。伯耆国米子町人の大屋九右衛門、村川市兵衛と申す者が渡海していたのは、松平新太郎が因伯両国に封ぜられた時、御奉書をもって許可されたと承っている。それ以前にも渡海していたこともあったように聞いているが、そのことはよくわからない。竹島松島其の他両国の附属の島はない。”と答えた。

結果的に、江戸幕府は、竹島(鬱陵島)が朝鮮領であることを認め、元禄九(一六九六)年一月に「竹島渡海禁止令」を発したことで、一応決着がつけられた。

4) 竹島は、日本の版図にあったのか。—「朝鮮国交際始末内探書」(1870)、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」(1877)

明治維新後、新政府が樹立されたことによって、日本と朝鮮は外交関係を再構築する必要に迫られた。明治政府は、一八六九年一二月、これまで対馬藩が行ってきた対朝鮮外交を中央政府に移管する下準備と朝鮮の事情を内探するために、佐田白茅、森山茂、齋藤榮らに一四項目の調査事項を指令し、朝鮮に派遣した。佐田白茅らは翌年四月に帰国し、太政官と外務大臣に調査結果を「朝鮮国交際始末内探書」として報告した。その中に「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」と題した次のような記述がある。

此儀ハ松島ハ竹島ノ隣島ニテ松島ノ儀ニ付是迄掲載セシ書留モ無之竹島ノ儀ニ付テハ元禄度後ハ暫クノ間朝鮮ヨリ居留ノ為差遣シ置候處當時ハ以前ノ如ク無人ト相成竹木又ハ竹ヨリ太キ葭ヲ産シ人參等自然ニ生シ其餘漁産モ相應ニ有之趣相聞ヘ候事

韓国側は、日本外務省と太政官が佐田白茅らを朝鮮に派遣した際に、「竹島(現在の鬱陵島)と松島(現在の竹島)が朝鮮の附属領にな

っている始末」を調査するよう指示した「朝鮮国へノ派遣員ニ對スル調査事項指令ニ關スル伺立ニ之ニ對スル太政官ノ決定」と、その報告書である「朝鮮国交際始末内探書」とが、この時期に日本政府が竹島と松島を朝鮮の領土として確認した明白な実証資料であると主張した。

5) 「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」について

幕末から明治初期にかけて鬱陵島と竹島に対する日本の認識には甚だしい混乱が生じた。

明治九（一八七六）年一〇月五日、内務省地理寮は地籍を編纂するため、島根県の地籍編纂係宛に「竹島と呼ばれる孤島」について「古い記録や古地図などを調べ、内務省本省へお伺いを立てる」よう照会した。それに対して島根県は、一七世紀の大谷・村川両家による竹島（鬱陵島）開拓の経緯を調べ、報告する。同月十六日、島根県参事の境二郎は、竹島（鬱陵島）とともに松島（独島）の略図を付し、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」と題する伺い書を提出した。その付属文書に、松島について次のように記している。

次ニ一島アリ松島ト呼フ周面三十町許竹島ト同一線路ニ在リ隱岐ヲ距ル八拾里許樹竹稀ナリ亦魚獸ヲ産ス

つまり島根県当局は、付属文書の中で「外一島」を松島と明記し、竹島の属島として取扱ったのである。また、内務省は、独自に元禄期の「竹島一件」の記録を調べ、島根県の「伺」の情報と合わせ検討したうえで、この両島は朝鮮領であり、日本のものではないと結論を出した。しかし、「版図ノ取捨ハ重大之事件」であるため、同省は翌七七年三月一七日太政官に「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を提出して、その判断を仰いだ。そして太政官調査局の審査で内務省の見解が認められ、「竹島外一嶋之義本邦関係無之義ト可相心得事」と指令された。

6) 石島＝独島か。一大韓帝国の勅令第四一号（1900）

朝鮮が日本の強圧によって一八七六年二月、日鮮修好條規を締結して開国してから、森林伐採などを目的に鬱陵島に渡る日本人が増

えた。これに対し、当時の朝鮮国王・高宗は一八八二年四月、檢察使・李奎遠(イギョウォン)を鬱陵島に派遣し、鬱陵島に他国人が無断に往来するという事、及び鬱陵島の近くにあるとする「松竹島」と「芋山島」について調査することを命じた。高宗は同年六月、李奎遠の檢察報告を受けた後、花房義質・駐朝日本公使と日本外務省に対して日本人が鬱陵島に「松島」と記した標目を立てたことに抗議する公翰を送付するよう命じ、一八八三年三月には金玉均を「東南諸島開拓使兼管捕鯨使」に任命するなど、従来の空島政策を廃棄し、鬱陵島開拓政策へと転じた。韓国側は、このような事実と、金玉均(キムオクギョン)の職責が「鬱陵島開拓使」ではなく「東南諸島開拓使」であることから、朝鮮の対応を鬱陵島及び独島への行政権の行使である、と主張する。

そして、大韓帝国政府は、一九〇〇年一〇月二五日、勅令第四一号「鬱陵島を蔚島と改称し、島監を郡守と改正する件」を出した。勅令第四一号の第二条は、蔚島郡守の管轄区域を「蔚陵全島と竹島、石島」とした。韓国側は、ここでの竹島は鬱陵島の傍近にある竹嶼島を指し、石島は独島を指すと主張し、この勅令で独島が行政区域上蔚島郡の管轄下に置かれたと主張する。また、独島が現在の名前になったのは「慶尚道の方言で石を『ドクト』といい、ドクトは石島、あるいは岩島を意味する。その石島の発音であるドクトから独島(ドクト)になった」と主張した。

4. 国際法的見解をめぐる対立

一九〇五年島根県編入と実効的支配をめぐる問題について、韓国の国際法学者たちは日本側の先占論の不当性を指摘している。彼らは異口同音で次のように日本の主張を反駁している。

日本は一九〇五年二月二二日に島根県告示第四〇号をもって「独島」を島根県に編入したと主張する。しかし、これが国際法上有効なものとして認定されるには、領域取得における先占の三つの要件を満たさなければならない。第一に、その地域が無主地でなければならない。第二に、領土取得の国家意思があり、その意思を対外的

に公表しなければならない。第三に、その地域の実効的な占有がなければならない。しかし、一九〇五年時点で独島は無主地ではなかったし、一地方官庁である島根県の告示は領土取得の国家の対外的意思表示としては不十分である。また日本が、独島を編入する半年前の一九〇四年八月二二日には韓日協約を強要し、大韓帝国の外交権を奪っていったため、大韓帝国は日本の独島編入に対して何の抗議も出来なかった。戦後においても、連合国軍最高司令官指令（SCAPIN）六七七号によって独島が日本領土から分離された後、サンフランシスコ講和条約によって連合国が独島を日本領土に含めるという積極的決定がなかった限り、独島が日本領土から分離されたことは明らかである。日本の領土処理問題に関する限り、連合国の基本的態度がカイロ宣言に表されているように日本を日清戦争以前の状態に回帰させようとするのであったため、独島の法的地位は韓国の領土である。

これに対して日本側は、「竹島の編入措置はこれまで日本の領土として歴史的に信じられていた所属未定の竹島を近代国際法上の形式に則り領有意思を確認し公示したもので、閣議決定を経て府県が公示するのは当時の日本の慣行（明治三年の南鳥島の例など）に従った適法な編入措置であった、編入当時もそれ以前も竹島が韓国領土であったことはない、国際法上一般に、条約上特別の義務を負う場合（たとえば、コンゴ地域に関する一八八五年のベルリン議定書）を除き、領土の取得を他国に通告する義務は国際法上ない、通告は先占の要件ではない」と主張している。

5. 太平洋戦争から日韓基本条約までの措置の解釈をめぐる

1) カイロ宣言とポツダム宣言とをめぐって

一九四三年一月二七日、米英中の三国首脳が署名したカイロ宣言は、日本国が「暴力及び貪欲により日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せられるべし」とし、また、「朝鮮の人民の奴隷状態に留意しやがて朝鮮を自由、かつ、独立のものにする決意を有する」とした。また、一九四五年七月二六日のポツダム宣言は第八項

で「カイロ宣言の条項は履行せられるべく、また日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せられるべし」とした。一九四五年八月一五日、日本はポツダム宣言を受諾し連合国に降伏、またこれを法的に確定した同年九月二日の降伏文書に署名した。このようにして、日本の諸小島の中のどれが日本から分離されるのか、分離されないのかの決定は連合国の判断に委ねられた。

これについての韓国側の主張は次の通りである。連合国の最初の基本方針は明らかに日本領土を日清戦争以前の状態に還元しようとしたものであり、一九〇五年日本が韓国政府に外交顧問を派遣し、財政顧問や警察顧問まで派遣しておいて、島根県告示という一地方自治団体の告示をもって編入させた竹島の取得は、言うまでもなく「暴力及び貪欲により略取したる地域」である。日本はこのような地域から「駆逐せられるべし」である、という。

しかし、日本側は、竹島に関しては元来朝鮮の領土ではなく、戦後日本が返還した地域は一九一〇年八月の日韓合併条約当時の韓国領土に対してのものであり、その前の一九〇五年に日本領土に編入された地域ではないこと、また竹島は「暴力及び貪欲により日本国の略取した地域」として日本から分離されるべきものでもない、と主張している。

2) SCAPIN六七七及び一〇三三号をめぐって

連合国軍最高司令官総司令部（以下、GHQ）は、一九四六年一月二九日付SCAPIN六七七「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する覚書」を発し、日本政府に対し「日本国外のすべての地域」に対して政治上、行政上の権力を行使することを停止するよう指令した。本指令の第三項において日本の領土は、「北海道、本州、九州、四国と北緯三〇度以上の琉球諸島と対馬を含む約一〇〇〇余個の隣接諸小島で構成される」と定義された。そして、そこでの隣接諸小島に含まれない地域の中に「鬱陵島、竹島、濟州島」が明記された。これをもって韓国はSCAPIN六七七によって独島が駐韓米軍政当局に移管され、一九四八年八月一五日大韓民国政府の樹立とともに自動的に独島を包む全領土が返還されたと主張している。また、韓国はGHQが一九四六年六月二二日

SCAPIN一〇三三「日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する覚書」において日本の船舶及び国民が独島の周辺一二カイリ以内に接近し、また竹島に接触することを禁じた。それは独島が韓国領土であるため日本漁夫と船舶が接近できないように宣布したのである、と主張している。

これに対して、日本側は、SCAPIN六七七はGHQの権限に照らしてみても、日本領土に対する規定ではなく行政上の臨時処置であることは明白であり、この指令の中にも「この指令中の条項はいずれもポツダム宣言の第八項にある諸小島の最終決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」とある、と述べている。同じくSCAPIN一〇三三の第五項でも、「この許可が当該区域またはそのほかいかなる区域に関しても、国家管轄権、国境線または漁業権についての最終的決定に関する連合国の政策の表明ではない」と述べている、と反駁した。

3) サンフランシスコ講和条約第二条(a)項をめぐって

日本側はサンフランシスコ講和条約第二条(a)項に、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」となっている、ここには竹島が落ちている、サンフランシスコ講和条約で日本は韓国の独立を承認したが、合併以前の日本の領土を韓国に譲るということは条約には全くない、竹島が日本の領土であることは疑いない、と主張している。これに対して韓国は、第二条(a)が日本から分離されるすべての島嶼を列挙したのではないということは、韓国の島嶼が濟州島、巨文島、鬱陵島だけでない事から照らしてみても明白であり、もし、そういう論理で竹島が日本の領土であるというならば、濟州島、巨文島、鬱陵島以外の韓国のすべての諸島に対して領有権を主張するつもりか、と反問している。また、SCAPIN六七七が独島を韓国の領土と規定したことを対日講和条約が否定するためには明示的な規定が必要であるが、同条約にはそのような規定はない、と主張している。

日本側は、一九五一年七月韓国の駐米大使が対日講和条約改正英米草案第二条(a)項に対する韓国の修正要求を米國務長官宛てに提出したが、アメリカ國務省が修正要求を拒否したことから、SC

A P I N六七七による分離と矛盾する規定がない以上、平和条約締結当時の現実がそのまま確定するという韓国の主張は間違っている、また逆に平和条約上では竹島は日本が所有する島として確定された、と反駁している。

4) 日韓基本条約における‘紛争解決に関する交換公文’について

一九五二年一月一八日、韓国政府が「平和線（李承晩ライン）」を宣布したことによって「独島・竹島領有権問題」は日韓会談と連動することになった。一九六五年六月二二日、日韓基本条約の調印日当日の夜明けまで両国は「独島領有権問題」で対立した。最後には、独島・竹島の名称を持ち出さないまま、「紛争解決に関する交換公文」でまぎらわすことに妥協した。

すなわち「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続きに従い、調停によつて解決を図る」こととした。こうして独島/竹島問題を棚上げすることによって、日韓交渉は最終的な妥結に至ることになった。しかし韓国側はその後、日韓間に紛争はなく、一九六五年に調印された日韓協定の諸文書のどこにも独島について言及したところはないとして、調停によって解決を図ろうとする日本の主張を斥けている。

6. 「独島・竹島問題」の変容

「独島・竹島問題」、尖閣諸島問題の起源は、アメリカの戦後処理政策にある。日本が抱えている三つの領土問題は、冷戦の展開に伴いサンフランシスコ講和条約の条文が簡潔、かつ一般的'な内容になってからである。

しかし「独島・竹島問題」は、だんだん国内政治的性格が強くなり、その結果「独島・竹島問題」の日常化、商業化と政治化が行われた。

二〇〇五年三月、島根県の‘竹島の日’条例制定に対して 盧武鉉大

統領は、三月二三日、「国民に差し上げる文」を発表して、“小泉総理の靖国参拝は、日本指導者たちの以前の反省と謝罪発言の真実性を毀損する行為”、“日露戦争中に独島を武力で強奪した。竹島の日は、侵略を正当化し、韓国の光復を否定する行為。教科書問題も、侵略の歴史を正当化する行為である。”これに対しては、“外交的に断固に対応”“外交戦争もありうる”と闡明した。

また、二〇〇六年四月二五日に出した‘韓日関係に対する特別談話’では、“独島はわれわれの領土です。ただわれわれの領土というだけでなく、特別な歴史的意味を持つわれわれの領土です。（中略）わが国民にとって、独島は完全な主権回復の象徴です。靖国神社参拝、歴史教科書問題、あわせて歴史に対する日本の認識、そして未来の韓日関係と東アジアの平和に対する日本の意思を見極める試金石です。（後略）”

このような認識は、韓国人に一般的に見られる。

7. 日中の領有権問題：「尖閣・釣魚島問題」

日中間の領土問題も、基本的に「独島・竹島問題」と同じ構図である。実効支配している国は、領土問題の存在を認めていないし、挑戦者は、‘平和的かつ持続的’実効支配を阻止しようとする。尖閣問題をめぐる領有権攻防におおて、中国側は、歴史問題、日本側は、法的问题に主眼をおいているのも同じである。

	日本	中国
1 基本立場	固有の領土	台湾の附属島嶼
2 領土編入以前の地位	無主地	台湾の附属島嶼
3 領土編入に対する評価	1885年から現地調査、1895年1月閣議決定で編入	日清戦争を通じて略奪。下関条約で台湾とともに割譲。

4	戦後処理	サンフランシスコ講和条約第三条によって、南西諸島の一部としてアメリカの施政下に入る。	アメリカの施政権は不法
5	沖縄返還協定	沖縄返還協定により、1972年5月に施政権が日本に返還	沖縄返還協定で日本に返還したのは不法
6	領有権主張の時期	1970年代まで異議申し立てなし	1971年12月、中国外交部が尖閣諸島の領有権主張を声明
7	領有権問題棚上げ約束	事実なし	1972年の日中国交正常化交渉および1978年の日中平和友好条約締結交渉で尖閣諸島の領有権問題の棚上げが約束された。

8. 東アジア領土問題の行方

一九九六年以前の領土問題は、島の領有権をめぐる問題であった。しかし一九八二年「海の憲法」である国連海洋法条約が一九九六年に発効することによって、領土問題は、海の問題も含めることになる。また、領土問題が‘日常化、商業化、政治化’することによって、領土ナショナリズムが高まり‘認識の問題’にまで発展する。そのことによって相手国に対するイメージ、信頼度などにも大きく影響することになった。

9. 結論に代えて： 東アジアの領土問題の解法

島の領有権を争う問題は、All or Nothing のゼロサム・ゲームになるが、海の問題は折り合いを付けることも可能である。そのため

には、双方の主張がモノローグをダイアログへ変える必要がある。そのためには、グローバル時代の領土ナショナリズムに対する反省を含めて、固有領土論の虚構性に気づき、「領土」と「国境」の概念を相対化する認識が必要である。

‘良い境界で良い隣人になれる (Good fences make good neighbors)’ というが、大事なのは「境界」より「隣人」である。近い国どうしが争うことは、必然であり、「競争するときは競争し、協力するときは協力する」という心構えが必要である。

韓国社会においては、植民地時代のトラウマを如何に治すかが鍵であるが、日韓が不毛な軍備拡充に走るより、軍事費の 0.1%でも出して、例えば[東アジア歴史和解と平和のための基金]を作るなり、東アジアの平和インフラ構築に努めるべきであろう。

関連資料

サンフランシスコ講和条約 第二章・第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

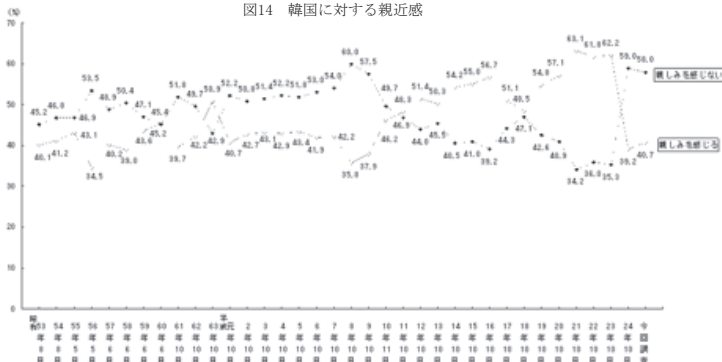
(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす一九四七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利もしくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、

権原及び請求権を放棄する。
内閣府「外交に関する世論調査 2013年10月」

図14 韓国に対する親近感



SIPRI Fact Sheet, April 2014 TRENDS IN WORLD MILITARY EXPENDITURE. 2013

Rank			Change,	Spending as a
2013	2012	Country	2004-13	share of GDP (%) ^a
			(%)	2013
1	1	USA	640	3.8
2	2	China	[188]	3.9
3	3	Russia	[87.8]	[2.0]
4	7	Saudi Arabia	67.0	[4.1]
5	4	France	61.2	[3.5]
6	6	UK	57.9	9.3
7	9	Germany	48.8	8.1
8	5	Japan	48.6	2.2
9	8	India	47.4	2.6
10	12	South Korea	33.9	2.3
11	11	Italy	32.7	2.4
12	10	Brazil	31.5	1.4
13	13	Australia	24.0	1.4
14	16	Turkey	19.1	1.6
15	15	UAE ^b	[19.0]	1.8
Total top 15			1 408	2.4
World total			1 747	2.4

[] = SIPRI estimate.

^a The figures for military expenditure as a share of gross domestic product (GDP) are based on data from the International Monetary Fund (IMF) World Economic Outlook database, Oct. 2013.

^b Data for the United Arab Emirates (UAE) is for 2012, as figures for 2013 are not available.

連続市民講座・2014年度前期

「緊張する東アジア国際関係—何が東アジア平和の障害となっているのか」
(2014年6月20日)

安倍政権の憲法政策と平和

広島市立大学広島平和研究所准教授
河上 暁 弘

1. 安倍政権の憲法政策の位相

(1) 安倍政権の政権運営と憲法政策

①「日本を取り戻す」「戦後レジームの転換」：戦前回帰にとどまらない意味

「日本を取り戻す」と絶叫し、「戦後レジームの転換」を掲げて来た安倍晋三首相が取り戻したいのは、ただの「日本」ではなくて「大日本帝国」ではないか。

しかし、今日問題となっているのは、単に戦前回帰というレベルのものにとどまらないかもしれない。大日本帝国憲法は、不平等条約改正のための近代法の整備と自由民権運動の台頭の中にあって、欧米立憲主義の普遍的な潮流を、「建国の体」・國體との妥協の中ではあるが)ある程度受け入れ、近代国家となることが強いられた中で制定されたものであるのに対して、自由民主党(自民党)憲法改正草案(2012年4月27日発表)やそれとともに発表されている同党の『Q&A』等によれば、憲法による国家権力の制限とそれによる国民の権利保障という立憲主義の原則を否定ないしは形骸化しようとし、かつ今や世界標準となった人権の普遍性・自然権性や「天賦人権説に基づく規定振り」を否定し、「人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要」とする観点から起草された点において、大日本帝国憲法よりも世界の普遍的な潮流の受容を拒否しようとする側面が強いという点に注目が必要である¹。

さらに、今日の「改革」構想は、新自由主義改革を主軸とし、次いで、こうした改革による従来の社会統合の崩壊、競争でバラバラ

になった国民の統合・管理のためにこそ、国家主義・国権的改革が必要とされ、また資本のグローバルな進出を支えるためにも軍事力の強化が必要という観点から、新自由主義改革を補い支えるものとして国家主義的国民統合や軍事力の強化が提示されている。つまり、新自由主義改革で分裂・対立する社会統合の手段として、国家、天皇、家族の役割強化が目指されているのであり、また日本国民というよりも海外権益を守るためにこそ日米同盟の強化と軍事力の強化がめざされているのである²。

このように、戦前回帰と新自由主義、戦争国家化と国家権力の強化、弱肉強食政策、痛みに慣れさせられ声もあげられない社会の形成、国家に忠誠を誓う従順で実直な国民の形成（教育政策等）、こうしたものが今まさに、同時に推進されようとしている。

彼の歴史観や政治信条、あるいは自民党「日本国憲法改正草案」（2012年4月27日）の内容等を検討すればするほど、そこには、戦前の日本を肯定し、国民の自由・人権を制限し、国家権力・軍事力・経済的強者の自由を強めようとする意図が伺われる。

②「戦争をできる国」へ

さらに、昨今、安倍内閣は、「積極的平和主義」のスローガンの下、「国家安全保障会議（日本版 NSC）」の設置、特定秘密保護法の制定、武器輸出禁止三原則撤廃（「防衛装備移転三原則へ転換）、防衛計画の大綱改定・中期防衛計画策定（海兵隊的機能付与、敵基地攻撃能力付与）、そして、集団的自衛権の行使の合憲化（憲法解釈の変更）を推進してきた。これらは、すべて日本を「戦争のできる国」へと導く危険を持つものばかりだ。

ここで重要なことは、もしも一旦集団的自衛権の行使が合憲とされるならば、日本が将来、米国と一緒に肩を並べて戦争する国になることや他国に軍事介入をすることの憲法的な歯止めがなくなかなかねないということである。仮に現内閣や与党の自民党なり公明党なりが「限定的な」集団的自衛権の行使しか想定していなかったとしても、将来どんな人物や政党が政権に就くかはわからず、憲法上の歯止めがなくなることの危険性はいくら強調してもしすぎることはないだろう。

さらに、特定秘密保護法の施行により、軍事・外交機密保護、ス

パイ防止、テロ対策の名目で国家にとって都合の悪い情報を主権者国民から隠し、その漏洩や取材行為までも刑罰を以て取り締まろうとしている。何が秘密なのかも秘密とされ、第三者機関による十分なチェックも行われず、内閣の判断次第で永久秘密さえ生まれかねない³。ここで、問われているのは、「主権者である国民が、『よりよい政府』『より間違いの少ない政府』を求めるための判断材料となる情報から遮断されるかどうか」⁴ということあり、これらはすべて、平和主義、国民の知る権利、表現・取材の自由、国民主権等に関わる重大問題というべきであろう。

③「ブラック企業」化と「死の商人」化

こうした軍国主義化や戦前回帰政策の結果、中国、韓国だけではなく、米国とまで関係悪化が深刻化している。そして、これまで、国民の支持率をつなぎとめてきた「アベノミクス」なる空虚な「成長戦略」も、「第一の矢」で、金融大緩和や円安政策で外国人投資家等が大儲けし、また、「第二の矢」で、地方への公共事業のばらまきを推進した後は、早くもネタ切れという感じで、結局、消費税増税、法人税減税、TPP 推進、クビ切りの自由化、残業代ゼロ政策など、経済強者優遇と日本全体の「ブラック企業」化の推進にいそしみ、99%の庶民生活を無情にも切り捨てようとしている。

また、安倍政権は、安全性の確保どころか福島第一原発の事故の収束もできないでいる現段階で、原発の再稼働、さらには原発輸出を企図している。さらに、武器輸出三原則の事実上の撤廃（「防衛装備移転三原則へ転換」により武器輸出を経済発展につなげようとしている。こうした「死の商人」国家化への道を歩むことは国内外の民衆の犠牲を糧に金もうけをしようという「さもしい国」へと日本を貶めてしまうであろう。

（2）孤立する日本外交とナショナリズムの台頭

①安倍政権の歴史認識と靖国神社参拝の波紋

こうした政策に加えて、「村山談話」「河野談話」見直しへの言及、靖国神社参拝などの結果、中国、韓国だけではなく、米国とまで関係悪化が深刻化している。

安倍内閣の歴史認識と靖国神社参拝（2013年12月26日）は、中国・韓国などのアジア諸国だけではなく、米国・欧州諸国からの非難も呼び起こした。

靖国参拝当日には、中国や韓国からの批判に加えて、駐日米国大使館によって「失望した(disappointed)」との声明が発表されたのをはじめ、欧米諸国の報道においても、「安倍首相の靖国参拝は、中国や韓国との緊張関係を悪化させることとなった。安倍首相の行動は、アジア地域の利益にならない。彼の行動は国家間の信頼関係を損なうものである」（米国『ニューヨーク・タイムス』2013年12月26日）という指摘や、「領土問題をめぐって日本と中国の緊張が高まっている。そんな中、安倍首相は憲法を変えるべく動いている。彼の指導によって、日本には国粹主義を良しとするようなムードが流れており、北東アジアの状況はこれまでにないほど揺れている」（英国『ガーディアン』2013年11月27日「安倍晋三の“あたらしいナショナリズム”は日本帝国主義の復活か」）という指摘も現れた。

さらに、オバマ米国大統領も、2014年5月24日に東京で行われた日米首脳会談終了直後の日米首脳共同記者会見において、次のように述べている。

「会議では私は安倍首相にこの問題を平和的に解決することの重要性を強調しました。……状況をエスカレートさせないこと、ものの言い方は抑えて、挑発的行動はとらないこと、そして日中両国が共同して事に当たるにはどうすればいいか知恵を絞って欲しいと。私は安倍首相に直接言いました。日中両国が対話や信頼醸成を行わず、この問題がエスカレートするのを看過することは、重大な誤り(profound mistake)となろうと。」

米国がアジアにおいて許せないことと感じているのは、①アジアにおいて、中国であれ、ロシアであれ、日本であれ、この地域に（米国ではない）強大な覇権国が出現することと、②米国の意図しない戦争が始まり、これに巻き込まれる形で介入を余儀なくされることの2つであるとも言われる⁵が、日本は、もはや「西のイスラエル、東の日本」とも言われるような、米国を要らざる戦争に巻き込みかねない「迷惑な同盟国」（寺島実郎）というありがたい悪名まで頂戴する始末である。戦後日本が成熟した民主国家

になってきたと期待していたのに、国家主義的で、戦前のことをもって美とする国に変わりつつあり、ある種の失望感が漂っているのである⁶。

②ナショナリズムの台頭とポピュリズム

さらに、近年、日本政治においては、ナショナリズムの台頭と同時に、ポピュリズムの台頭が指摘されるようになってきている。ポピュリズムとは何かということについては、たとえば、山口二郎や柳澤協二の次のような指摘が分析の上では有益だろう。

「政治に関して理性的に判断する知的な市民よりも、情緒や感情によって態度を決める大衆を重視し、その支持を求める手法あるいはそうした大衆の基盤に立つ運動をポピュリズムと呼ぶ。ポピュリズムは諸刃の剣である。庶民の素朴な常識によってエリートの腐敗や特権を是正するという方向に向かうとき、ポピュリズムは改革のエネルギーとなることもある。しかし、大衆の欲求不満や不安をあおってリーダーへの支持の源泉とするという手法が乱用されれば、民主政治は衆愚政治に墮し、庶民のエネルギーは自由の破壊、集団的熱狂に向かう。」（山口二郎）⁷

「ポピュリズムは、メディアやネットという空間を使った『劇場』で、分かりやすい『敵』を設定し、敵をやっつける『ヒーロー』を演じて大衆を陶醉させる。求められるのは、論理ではなく、感情に訴えることである。」⁸

安倍政権が一定の支持を集める背景には、高度成長終焉やバブル経済崩壊後の不透明な経済状況の中で、また外国の圧力や声高な主張に屈してきた日本外交のあり方に対して、「強い日本」「日本を取り戻す」という安倍の主張にせめてもの希望を見出したいという層が形成されているという側面があろう。

しかし、政治家の強いリーダーシップを過度に求める心性が国民に広く広がる状況に危ういものを感じさせられるものがある。この点では、教育水準の高いドイツにおいて、ナチズム・ファシズム支配を受け入れた大衆の「社会的性格」を分析したエーリッヒ・フロム（『自由からの逃走』1941年⁹）やテオドール・アドルノ（『権威主義的パーソナリティ』1950年¹⁰）らがそれを「権威主義的パーソナリティ」（無意識に権威に服従しようとする性格類型）¹¹の

増大として分析した見解が現在の日本においても一定の参考となるように思われる。「権威主義パーソナリティ」とは、硬直化した思考により、強者の支配や権威を無批判に受け入れ、少数派・弱者を差別したり攻撃したりする社会的性格(パーソナリティ)であり、ファシズム支配を受け入れた大衆に共通する社会的性格とされる。これは、自己の自立・自由よりも権威への従属(忠誠)を重視するものであり、例えば、フロムは権威主義的パーソナリティを、「強者への服従・弱者への攻撃」を特徴とする社会病理であり病的性格構造であり、権威ある者への絶対的服従と、自己より弱い者に対する攻撃的性格が共存しているところにその特徴を見出した。そして、思考の柔軟性に欠けており、強い者や権威に従う、単純な思考が目立ち、自分の意見や関心が社会でも常識だと誤解して捉える傾向が強く外国人や少数民族を攻撃する傾向もよく見られ、このような社会的性格を持つ人々がファシズムを受け入れたとした。

近年、若者などの間にナショナリズムないしエスノセントリズム(自民族絶対主義)というべきものの台頭を感じさせられる機会が多い。失業や非正規雇用などの低賃金で不安定な雇用が一般的になると、かつてのように企業が自分の所属感を満たしてくれるものではなく、アイデンティティ・クライシスが起きる中で、ナショナリズムの台頭や国家権力と自己を同一視しようとする傾向が強まっているように見える。しかし、そのナショナリズムとは、“近隣の国にはなめられたくない”ということに尽きる極めて根拠が浅薄で正当性のないものであるように思われる¹²。生まれてから今まで、「不況」しか知らず、外国にいいように言われる日本。それに対して、「強い日本」という夢を見させてくれる安倍首相という構図が脳内にはあるのであろう。しかし、そこにもし、日本をどんな国にすべきか、またどんなアジアや国際社会を作ろうとするかといった長期的な理念も構想もないならば、ただの不満のはげ口ないしルサンチマンとしてのそれにすぎない。さらに、特に、「3. 11」以降、国家依存・国家統制の警戒感の薄れが見られる。国家と自己を同視し、強いリーダーシップを求めるようでは、反対意見・少数意見を尊重し、討論に時間をかける民主主義(熟議民主主義)は日本に根づかないであろう。

③「強い国」(恐れられる国)か「やさしい国」(尊敬される国)か

また、「強い日本」とは「軍事大国」の道とならないであろうか。まさに、今、日本の外交の基本方針が問われている。それは、アジアの紛争の火種となる国か、アジア平和をリードする国かということである。

日本は、世界中の人から、一体どうしたら今以上に「尊敬される国」「敬意を払われる国」「こうなりたいとあこがれられる国」となれるであろうか？ 軍事大国になり、世界中で戦争をして勝利をおさめて大国としての「責任」を果たすことによってだろうか？ だが、それは、なめられはしないが、せいぜい恐れられる国、あるいは憎まれる国になるであろう。

こうした日本の政治・思想・文化状況の中で、成熟した民主主義国家として世界に関与してくるのかどうか、世界はいま日本を期待と不安の目で見ている。もちろん、韓国・中国の対抗主義的・挑発的なスタンスに対しては日本としてしっかりと主張しなければならないこともあるだろう。しかし、アジアにおける日本が、アジアの紛争の火種になる国ではなく、腹をくくって、アジアをまとめていく大きな心と志を持たなければ、アジアの状況は前に進まない。現在の世界は、冷戦型二極対立支配でもなく、冷戦直後の米国一極支配でもなく大国支配なき「G0（ジーゼロ）の時代」、多極分散型国際社会・「全員参加型国際社会」（寺島実郎）において、日本外交はいかにあるべきかということが最大の問題である¹³。

そんな中、安倍晋三内閣は、2014年7月1日、とうとう集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行った。集団的自衛権とは、政府（内閣法制局）解釈では、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」とも定義づけられるが、このような権利の行使は憲法上許されないというのが、歴代内閣の一貫した憲法解釈であった。今回の閣議決定は、それを覆すものであり、そのようなことが認められるならば、憲法9条の空洞化はいよいよ決定的なものとなりかねない。

集団的自衛権行使容認については、論点として、そもそも日本は憲法9条の平和主義の理念を投げ捨てて集団的自衛権を行使する

ような国を目指すべきか（平和主義）、②集团的自衛権行使容認を内閣の憲法解釈の変更（「解釈改憲」）によって実現してよいのか（立憲主義）、③今の緊迫したアジア情勢・世界情勢下でそうした政策を実行すべきか、そうした政策の実行がアジアにおいて緊張や軍拡をもたらしたり、軍事衝突の危険性をかえって高めることになりはしないか（国際情勢判断と政治選択）¹⁴、という3点があると思われるが、安倍内閣による集团的自衛権行使の容認は、この3点いずれの点からも重大問題であるとは私は考える。

2. 従来の政府解釈と集团的自衛権

憲法9条¹⁵は、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を規定しているが、憲法学界の「通説」的見解は、憲法9条2項がその保持を禁止する「戦力」を「警察力を超える実力（外敵に対する実力的な戦闘行動を目的とする人的物的手段としての組織体）」¹⁶と解し、あらゆる軍事力の保持が禁じられるため、自衛隊を違憲と解釈してきた。これに対して、歴代内閣は、内閣法制局の意見¹⁷に基づき、憲法9条2項により、自衛戦力を含むあらゆる戦力の保持が禁止されるが、しかし、国家自衛権に基づく、自衛のための必要最小限度の実力（自衛力）を「戦力」を超えない範囲で保持することは憲法上禁じられない（自衛力合憲論）として、自衛隊を合憲と解す一方で、だからこそ、集团的自衛権の行使や海外派兵は違憲と解してきた。また、自衛権の発動に関しても、いわゆる自衛権発動の三要件、すなわち、①「わが国に対する急迫不正の侵害があること」、②「この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと」、③「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」の3つに該当する場合に限られるとしてきた。同三原則の第一要件は、「我が国」に武力攻撃が行われないのに他国への武力攻撃が行われたことを以て実力（force=武力）行使を行う集团的自衛権の行使の違憲性を導き、第三要件は、個別的自衛権に対する限定として、ICBMや攻撃型空母など攻撃的兵器の保持や（自衛権発動の三要件を充たさない）海外派兵の違憲性を導く根拠となってきた¹⁸。

また、集团的自衛権の行使の違憲性について、内閣法制局は従来

より次のように説明してきた。

「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有するとされている。わが国は、主権国家である以上、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第 9 条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されないと考えている。」

内閣法制局は、集団的自衛権は、国際法上は「固有の権利」（国連憲章 51 条）として認められているものだが、だからといって国内法上も同様に権利として認められるかは別の問題であり（国際法上合法となる行為でも国内法上違法となる行為もある）、むしろ国内法上は憲法の制約を受けるということを前提とした上で¹⁹、「憲法第 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行って、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」ものと解している²⁰。

また、内閣法制局においては、ただ憲法上行使できないというだけにとどまらず、そもそも、この集団的自衛権という概念自体が「自衛権概念の濫用」であるという疑念を持っているとされ、この点を、純粋法学で有名な法学者のハンス・ケルゼンの説を引きながら、集団的自衛権を「自衛権概念に入れることはもともと無理」という考えを表明したこともある（1972 年 9 月 14 日参議院決算委員会、吉国一郎内閣法制局長官答弁）²¹。

なお、政府解釈において、集団的自衛権の行使が憲法上許されないのは、「自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていない」からであって、「必要最小限度」を超えるからというわけではない（秋山内閣法制局長官答弁 2004 年 1 月 26 日衆院予算委。ここから、必要最小限度内の集団的自衛権行使なら許されるという解釈は否認されている）が、この点は、今回の閣議決定の法理を検討する上で重要なポイントである。

この集団的自衛権の行使が憲法上認められないという点について、内閣法制局見解のうち、「憲法第 9 条の下において許容されて

いる自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるもの」という部分をとらえて、ではその範囲を超えない集団的自衛権の行使というものがあるのではないか、「範囲にとどまるべき」というのは数量的な概念を示しているのであり絶対にだめだというわけではないから、論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えられるのではないか、といった質問（安倍晋三衆議院議員）がなされることとなった。

これに対して、秋山收内閣法制局長官は、「自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したことを満たしていないものでございます。したがって、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件を充たしていないという趣旨で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているものではございません」（2004年1月26日衆議院予算委員会）と答弁し、集団的自衛権行使が合憲と解釈される余地を封じた答弁をしている点が注目される。

だから、繰り返しになるが、集団的自衛権の行使が内閣法制局解釈において違憲とされているのは、そもそも「自衛のため」ではない武力行使であるからであり、「必要最小限度」を超えるからというわけではないのである。

3. 近年の集団的自衛権容認論

（1）「国際安全保障環境の変化」を理由とする容認論

日本をめぐる防衛環境は厳しさを増すばかりであり、日本防衛のためにも「日米同盟」の強化は不可欠であり、そのためには日本が集団的自衛権を行使する必要があるという意見もある。また、日本が米軍に「守ってもらっている」と負い目を持つためなのか、「そうでなくなれば大変だ」とか、あるいは逆に「日本も米国ないし米

軍を軍事的に守れるようにして対等になるべきだ」という声も聞こえてくる。

しかし、日米安保条約では、日本は米軍に基地を貸し、また日本の施政権が及ぶ範囲内の日本及び米軍を守るために米軍とともに共同防衛を行うこととなっており、また、米軍はその基地を使い日本及び極東の安全のために行動することとなっていて、それ以上に日本が軍事行動する義務は日米安保条約にはもともとない(同条約第5・6条)。これに対して、日本が米軍に「守ってもらっている」と負い目に感じる必要はない。米軍は、自国の利益になるから、日本に駐留し、「極東」そしてアジア・太平洋地域における軍事的プレゼンスを確保しようとしているのである。

寺島実郎は、次のように指摘する。

「日本は『日米で連携して中国の脅威を抑え込む』戦略を展開しているつもりで、『沖縄米軍もそのために存在する』と期待する。だが、米国のアジア戦略の基軸は『アジアにおける米国の影響力の最大化』である。単純に『米中覇権争いの時代』と認識するのは間違いで、米中間に懸案事項は山積しているが、習近平就任以来の『米中首脳会談』『米中戦略経済対話』の内容を見ると、『新しい大国関係』として意思疎通を深めている点に注目すべきであり、『間違っても米中戦争だけは回避したい』という明確な共通意思が存在している。集団的自衛権に踏み込むことが、仮想敵国の攻撃をためらわせて戦争を回避する『抑止力』になるという説明は軍事オタクの空論で、核装備すれば相手は攻撃をためらうという『核抑止論』にそのままエスカレートしていく論理である。軍事の論理ばかりが先行し、外交が後退している。最も賢い安全保障は脅威を作らないことであり、集団的自衛権だと大騒ぎして近隣との緊張関係を高めては大局的国益を損なう。」²²

ところで、なぜ国際環境が変化したら日本の集団的自衛権行使が必要とされるのだろうか？ そもそもいかなる国際環境の変化が日本の集団的自衛権行使を必要としているというのであろうか？

近年の国際安全保障環境の変化としてあげられるものとしては、①国際テロの脅威、②北朝鮮の核保有とミサイル開発、③中国の台頭、あるいは、④領土問題の先鋭化(④は③とも重なる)といったものなどがある²³。

第1の国際テロの脅威に関しては、テロは軍事力では防げないことはおそらく自明のことではないかと思われる²⁴。むしろ、グローバリズムの中で極大化した貧富の差や経済的不公平を正して公正な分配をいかに実現するかが鍵であり、テロを生むその根本原因（貧困、差別、抑圧、搾取等）の通減・解決の方策が求められるであろう。実際、米国が「対テロ」等を掲げて軍事介入・武力行使を行ったアフガニスタンやイラクなどにおいて、むしろ「テロの拡大再生産」が問題となっているのである。無理もない。「対テロ戦争」を行い、大量に人を殺せば、住民の中に復讐心を芽生えさせ、新たなテロリストを生み、またテロリスト以外の住民の中にも「テロ行為もやむなし」といったテロリスト勢力・集団を支持ないし容認する心情さえつくり出してしまふ。空爆や地上戦で、テロ関係者をいくら殺害しても、そのことが新たなテロを生み出すもととなるのである。テロリストとは本来「過激派」ないし「急進派」であり、目的達成のためならば暴力・殺人等を厭わないような人々であるから、通常人の目から見れば異様に見える人々であろう。平和な世の中においては、社会の中において、自然と浮き上がる（浮いてしまふ）人びとであるが、大きな不公平われ、暴力が支配する社会では一定期間支持を集めてしまうことがある。米国等の大国の軍事介入は、テロリストやテロ支援者（緩やかなものも含めて）を世界規模において「培養」・拡散しているのと同じ効果をもたらしているのである。こうした米国とともに、日本が「対テロ」のために軍事力を行使することは、在外邦人へのテロ攻撃や日本国内にテロ攻撃を呼び込んでしまふ危険性とあいまって、日本国民の安全の確保にも、世界の民衆の抱える飢餓・貧困などの諸問題の解決にも、まったく役立たないどころか、有害なものとなる可能性が高い。

第2の北朝鮮の核保有についても、北朝鮮の行動は、基本的に、「体制維持」のための合理的選択の結果として行われていると分析できるものが多く、ミサイルは、攻撃・侵略のためのものというよりも、外交カード、外貨稼ぎ、最後の抑止力（使ったら自国の崩壊へ）としての意味合いがより大きいであろう。核武装も同様に、イラクのように軍事介入によって体制が崩壊させられないための外交カードないし最後の抑止力としての意味合いが強いように思われる。そもそも石油さえも中国の助けを借りないと確保できないと

も言われ、特殊部隊のような安上りの部隊を使用しているような国が、全面的な戦争を行うとするならば、通常考えられるのは、そのような「無謀」なことをしてでも戦争をせざるを得ないような自国防衛上の理由（米国による先制攻撃を受けた場合など）があるときではなかろうか²⁵。

第3の中国の台頭に関しては、まず言えることは、利益が相反した米ソ関係とは異なり、米中は最大の経済パートナー（貿易、国債保有、投資）であり、両国は全面的な相互依存関係にあるので、戦争は互いを滅ぼすことにつながるということに注目しておく必要がある。米国の対中外交の姿勢は、一方で、グローバルな競争秩序の維持のための共同管理のパートナーとして中国を扱うことを基本とするが、反面、もし中国がアジア地域で独自の排他的な覇権を求める場合には、米国は日本やオーストラリアなどの同盟国ともに中国を包囲するということになるであろう²⁶。その意味で、前者の場合はもちろんのこと、後者の場合であっても、米国主導で日米が共同作戦行動をとることは歓迎されるであろうが、米国の意図と予測を離れて、日本が独自の活動を行い、領土問題等で中国との緊張関係が激化したり、エスカレートして日中の武力衝突が行われ、それに米国が巻き込まれることを米国としては歓迎しないということになると思われる。

また、中国の経済・社会の不安定化（一人っ子政策等による急速な高齢化、労働人口の低下、セーフティネット欠如、不動産バブル崩壊の可能性など）が見られ、経済成長を支える条件に脆弱性が見られる。そして、「農村戸籍」問題などに見られる貧富の差は依然として埋まっていない。このような経済条件の下、空母開発・海洋進出といったところに経済・財政をつぎ込むような余裕がどの程度続くかは不透明である。また、中国の近年の強硬な姿勢が周辺国の反発や警戒を招き、中国にとってかえって不利な国際環境を招くという状況の中にある。こうした中、むしろ、米国は、中国との衝突回避のための危機管理のルールを共有化を進め、経済や紛争解決などの分野において国際的に既に共有されているルールに従うことが利益になるという説得を心に中国自身の変化を促している。いわば、抑止力からルール化という動きが見られることである²⁷。

なお、こうした中国の脆弱性を強調する議論に対しては別の議論

もある。例えば、孫崎亨は、「中国の経済力が米国を追い抜くことは、世界では自明のこととして語られてい」て、すでに2010年には工業生産で米国を抜いた「中国がGDPで世界一になった時、軍事費支出でも世界一になり、「軍事力でも中国が米国を追い抜く」と考えるのが妥当」としている²⁸。しかし、たとえそうであっても、「中国をはじめとする新興市場国には、リベラルな国際秩序の基本ルールや原則をめぐる先進国に戦いを挑むつもりはない。むしろ、その枠内でより大きな権限とリーダーシップを得たいと望んでいるだけ」であり、リベラルな国際経済秩序で利益を得ている彼らはその秩序を維持するであろうと指摘するジョン・アイケンベリー（プリンストン大学教授）の説（「リベラルな世界秩序の未来」『フォーリン・アフェアーズ』2011年6月号）や「世界各地にある中国街が典型である」ように「ソ連の共産主義と異なって、中国人は世界を自分流に変えようとはしない。むしろ自分を世界に合わせようとしている」から「中国は脅威をもたらさない、中国は適用することによって利益を得ることをめざす」と指摘するイヴァン・クラステフ（ブルガリア「自由貿易戦略センター」会長）の説（「権威主義的資本主義対民主主義(Authoritarian Capitalism Versus Democracy)」などを引き²⁹、また、「仮想敵国ナンバー1」の「中国に最も厳しい見方をする機関」であろう米国国防省（「中国の軍事力についての国防省報告」2009年）においても、「中国の経済が拡大するにつれ、(海外の)中国市場と、金属や化石燃料を中心とする資源へのアクセスへの依存が増え、これが中国の戦略的行動を形作る重要な要素となっている」し、また、「中国共産党は、党がどう生き残るかで軍事戦略を決める。国民は共産党のイデオロギーを信じない。過度にナショナリズムを煽ると、矛先が共産党に向かってくる。政権は国民の生活向上を挙げることで支持を得ている。そのためには輸出市場を確保する必要がある」ので、「中国は西側と協調路線を取らざるを得ない」といった分析³⁰をしているのを引きつつ、中国はたとえ自国の一部と思っている地域に対する軍事行動はあったとしても、「自国周辺とは言えない国に軍事行動をとることはまずない」と指摘している³¹。

第4の「領土問題」については、領土問題において「どうぞどうぞ」と相手に譲る国はまずないという認識からスタートする必要が

あろう。そして、少なくとも、当事国の国民が自国政府の言い分・論拠のみならず、相手側の言い分・論拠（相手国はいかなる根拠である地域・島嶼部を自国の領土であると主張しているのか）についても正確かつ十分に知る必要がある。国民レベルでの相手に対する無知は敵対心や脅威を過度に煽る契機となり得るからである³²。そして、領土問題について、何よりも重要なことは、それが絶対に武力紛争にエスカレートさせないことであるように思われる。そのためには、当事国間において、いかなる「紛争」（もめごと）も武力行使によって解決しないことの合意をすること、為政者たちが紛争をエスカレートさせるような言動を慎むことが不可欠であろう。

ところで、日本において、近年最も言及されることの多い「領土問題」（少なくとも当事国において領土をめぐる認識の不一致がある事柄）については、日中間における尖閣諸島問題があげられる。とくに、2012年9月11日、野田佳彦政権時代に、それまで私有地であった尖閣諸島の3島（魚釣島、北小島、南小島）の土地が、日本政府によって20億5000万円で購入され「国有化」が実行されて以来、日中間の緊張がとくに劇的に増し、武力紛争の可能性さえ公然と語られるようになってきている。そのため、日本では、中国への日米両国の一致した対抗政策の推進、日米同盟のさらなる強化を主張する声も増しているように見える。その点から、米国政府が尖閣諸島は日米安保条約5条（共同防衛）³³の適用対象となっている旨の言明³⁴が注目された。

しかし、注意しておく必要があるのは、日米安保条約5条（共同防衛）の適用対象となるということと、尖閣諸島「有事」の際に米軍が軍事出動する法的義務があること（まして実際軍事出動すること）とは同一ではないということである³⁵。

安保条約5条の共同防衛義務は、「日本の領土」ではなく、「日本国の施政の下にある領域」において発動されるものであるから、現在日本の施政権が及んでいない・実効支配ができていない地域には及ばない。その点からすると、まず、日本の実効支配が現在及んでいない竹島や北方領土には日米安保条約5条の義務は法理上及ばないこととなる。また、安保条約5条の条文に従って考えると、たとえば、尖閣諸島に中国から攻撃があった時には、「自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動する」

のであるから、米国の場合、憲法上、宣戦布告権限を持つ米国議会に諮る必要があるだろう。その場合、議会が承認しない場合もあり得ることを考えておかなければいけない³⁶。米国は、自国の利益になると判断すれば、軍事的な行動をとってくれるかもしれないが、そうならないと判断すれば、「自国の憲法上の規定及び手続に従つて」、米軍が出動しない場合もあり得るということである。安保条約 5 条が米国政府に義務づけていると言っているのは、せいぜい「議会の承認を求めるよう努力する」程度のことである³⁷。とくに、(尖閣が日本の施政権下にあるという判断はしているので安保条約 5 条の範囲内の問題であるとはしていても)尖閣の主権問題について日中どちらに属するかについては最終的な判断を米国はしていない(「尖閣の主権は係争中であり、米国は最終的な主権問題に立場はとらない」「尖閣の主権問題について米国は中立の立場をとる」というのが米国の公式的な立場であるとされる)ことからすれば、尖閣有事があった場合、米国大統領が議会と相談なく軍事介入することはまずありえないようにも思われる³⁸。

そもそも自国の領土防衛は、個別的自衛権に関する問題であって集団的自衛権に関する問題ではない。日本の集団的自衛権行使が、米国に恩を売り、米国が出動してくれる可能性を増加させるという見解は、根拠のないただの希望か、ナイーブに過ぎる議論であるように私には思われる。

領土問題は武力紛争にもつながりやすく、また妥協の難しい問題であるから、とくに冷静かつ慎重な対応が望まれる。日中間においては、従来、尖閣問題は、将来世代の知恵に委ねることとし、日本の施政権下にある状態を維持したままで、「棚上げ」されてきた。これは日本にとっても必ずしも損な状況にはなかったと言い得る。もともと領土問題において、「棚上げ」とは、当事国が領土についての主張を取り下げはしないが、紛争(特に武力紛争)にはしないということ(自国の領土であるとの主張は続けるが領有権争いを拡大させるような行為を慎み、また武力行使に訴えることを避ける)を目指すものである。これは、決していい加減な態度ではなく、国際紛争を回避するひとつの知恵なのである。領土問題が戦争に発展する事態を何としても避けなければならない。そのためには、まずは、領土問題などでは、少なくとも、各国政府・政治指導者たちが、

国民の憎悪感情やナショナリズムを必要以上にかき立てないこと、国民の過度なナショナリズムをいかに沈静化するかが肝要である。ところが、今日の東アジアでは、日本ばかりではなく、韓国も、中国も、三国ともに、ナショナリズムを煽り、戦争を避ける方向とは逆の方向で行動しているという悲劇がそこにある³⁹。日本では日本は専ら韓国や中国の反日的政策の被害者であって、安倍政権の対応はやむを得ない防衛的・防衛的反応に基づくものであるかのようなとらえ方をする国民も多く見られるようであるが、その認識はあまりに自国中心主義的であろう。二国間にもめごとが起きるとき、相手国だけに責任があるという見方は、多くの場合、無知と偏見に基づくものであり、国の進路を誤らせるもととなりやすい。そして、もし「脅威」なるものがあるならば、まずその原因を探るべきであり（その原因は通常、自国にも他国双方にそれぞれある場合が多く、他国にのみ原因がある場合は少ない）、いかにすれば「脅威」を減らし無くして行くことができるか、少なくとも武力紛争にエスカレートしないようにできるかを考え、外交努力を傾注すべきである。一部の政治家、「制服」組、マスメディア、ネット民の煽動に同調して、頭から相手国を敵国扱いすることこそ、現実には不要な軋轢をつくり出す危険がある。東アジアで真に平和を確立しようとするならば、安倍政権の軍事化・歴史修正主義の推進等も、東アジアにおけるナショナリズムを刺激し、また紛争の「火種」を不必要に提供していることを自覚するところからスタートすべきではないだろうか。

こうしてみると、集団的自衛権容認論の背景には、国際安全保障環境の変化によるやむをえない対応というよりも、むしろ、日本の軍事大国化それ自身が集団的自衛権の行使ができる国になることを求めているという見方もあるいは可能かもしれない。この点につき、松竹伸幸は、日本の集団的自衛権行使容認論の背景には、「冷戦期には必要でなかったのになぜ」という疑問を述べた上で、①「自衛隊の実力が集団的自衛権を行使できるまでに飛躍的に高まった」こと、②「冷戦期よりも弱い敵が相手だから」、③「日米同盟の維持の自己目的化」、④「アメリカ不信の裏返し」といった点があることを挙げている。ここではその要点を紹介しておきたい。

まず、冷戦下では必要とされてこなかったのになぜ今になって日本の集団的自衛権行使の必要性が増していると言えるのかということについてである。冷戦下でこそ、「米ソの艦船が日本海で相まみえる状況」や「米本土に照準を合わせたミサイルはソ連時代には数が多く発射の現実味もあった」にもかかわらず、米ソが戦争状態になった時に、日本が米国とともに戦争をしない方がいいのかという議論はなかった。それは、むしろ、冷戦下とは異なり、日本の自衛隊の攻撃能力が集団的自衛権を行使できるまでに高まったから、日本の集団的自衛権行使の必要性が主張されているのではないかということである⁴⁰。

これまでの集団的自衛権の援用事例(武力行使や武力介入を行った際に、国連等においてその正当性・合法性の抗弁に集団的自衛権の行使を用いた事例)⁴¹として、冷戦下では、①ソ連の「ハンガリー動乱」への介入(1956年)、②米国・英国のレバノン・ヨルダン介入(1958年)、③英国のイエメン介入(1964年)、④米国のベトナム侵攻(1966年)、⑤ソ連(ワルシャワ条約機構軍)のチェコスロバキア(「プラハの春」)への介入(1968年)、⑥ソ連のアフガニスタン介入(1980年)、⑦米国のグレナダ介入(1983年)、⑧米国のニカラグア介入(1980年代前半)⁴²、⑨フランスのチャド介入(1986年)などが挙げられることがあり⁴³、これらは、同盟国を武力攻撃から守り助けるというよりは、むしろ、同盟国が自立しようとする動きを軍事介入によってつぶすという超軍事大国(米ソ英仏)の違法な軍事活動が目立つ⁴⁴。集団的自衛権は基本的に超軍事大国行使する権利と言え、しかも濫用が目立つ権利であり、超軍事大国ではない「普通の国」は通常、その権利を行使する能力も機会がほとんどありえない。このような集団的自衛権行使を日本が主張する背景には、世界の環境が変わったからではなく、日本の軍事能力が集団的自衛権行使を可能するほど向上したからという側面があるのではないかと指摘している⁴⁵。

また、松竹は、冷戦期よりも弱い「敵」が相手だからという側面も指摘している。冷戦中は、米国と戦争になった場合世界規模で戦争をする能力があったソ連が日本の仮想敵であった。米ソ戦では、在日米軍基地に空と海から、大規模な着上陸戦も想定しえたので、この時代の日本の対応は個別的自衛権(あるいは施政権内での日米

共同作戦)の枠内で説明できた。しかし、今日想定されている、米国と中国(あるいは北朝鮮)との戦争のような場合、米国の軍事的優勢が続いて、中国の反撃が日本の本土に及ばないこともあり、また日本への着上陸による軍事侵攻という想定自体が非現実的となる。米中が戦争をした場合に、日本が参戦するきっかけを失うかもしれないこともあり、冷戦期よりも弱い「敵」が相手だから集団的自衛権行使するという主張がなされているのではないかということである⁴⁶。

そもそも日本が米国(米軍)を防衛するために集団的自衛権を行使するケースというのは、基本的に、日本が攻撃を受けてもいないのに、米国とともに戦争をするということである(日本が攻撃を受けた時の対処ならば個別的自衛権の行使で対応可能だから)。この場合は、相手国からすれば、日本に攻撃を加えていないのに日本から先制攻撃を受けたことになる。そして、その場合、米国の対戦国と戦争状態になり、当該対戦国にいる在外邦人の生命・安全を保証しえないことになりかねず、また、さらに日本への武力攻撃も起こりうることも想定すべきであろう。また、日本の集団的自衛権行使には、ある日突然米国が一方的に攻撃を受けることが想定されているが、米国の侵略的な武力攻撃から戦争が始まることもある、「米国が間違った戦争をやるはずがない」、「米国が常に正しい」という想定でいいのかという点の疑問もある(なお、戦後、日本政府は米国の戦争・武力行使を一度も非難したことがないという世界でも稀な状況下にある)⁴⁷。

こうした疑問を踏まえて考えてみると、集団的自衛権行使論の背景にあるのは、これまで沖縄をはじめ多くの犠牲を伴いながら基地を貸し、駐留経費を負担し、またアフガニスタンやイラクでの米国の戦争を後方地域支援という形で支えているにもかかわらず、それでもなお、さらに軍事貢献しないと日米同盟は守られないという(単なる「不安」というより)「米国不信」がその背景にあるという松竹の指摘には首肯させられるものがあるように思われる⁴⁸。

以上のような指摘を踏まえて考えてみると、やはり国際安全保障環境の変化が日本の集団的自衛権行使を正当化できるとは到底言えないものと私には思われる。

しかし、安倍政権では、集団的自衛権行使について、具体的な事例を挙げて、その必要性・正当性を主張してきた。その動きとして、注目すべきは、首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）での審議・報告内容であろう。安保法制懇は、第二次安倍政権下で復活（2013年2月8日）し、2014年5月15日には同懇談会から報告書が提出された。

かつて、第一次安倍政権下で発足した安保法制懇は、集団的自衛権行使が必要になる可能性がある場合として、①公海における米艦防護（自衛隊の近くにいる米艦船が攻撃された場合）、②米国に向かう弾道ミサイルが発射された場合、③PKOで仲間の他国兵士が攻撃を受ける場合や任務遂行に必要な場合、④海外における他国軍隊の武力行使と一体化した後方支援が必要な場合の「4類型」について検討していた。第二次安倍政権かでの安保法制懇⁴⁹では、これに加えて、⑤米国を攻撃した国に武器を運ぶ船舶の臨検、⑥重要なシーレーンである国際海峡に敷設された機雷の除去などについて検討した⁵⁰。

このテーマの中から、公海における米艦の防護論、米国に向かうミサイルの迎撃、国際海峡（「シーレーン」）に敷設された機雷の除去についてごく簡単に検討しておきたいと思う。

（2）公海における米艦の防護論

この公海における米艦防護論については、公海において、我が国自衛隊の艦船が米軍の艦船と近くで行動している場合に、米軍の艦艇が攻撃されてもわが国自衛隊の艦船は何もできない状況が生じてもいいのか、といった疑問が投げかけられていた。

しかし、もともと、従来の政府解釈であっても、「日本有事」の際、自衛艦が自らを守る行動に出る結果として米艦も救われるということは認められている（「結果理論」、1975年6月18日衆議院外務委員会における丸山昂防衛局長答弁⁵¹、1983年3月8日衆議院予算委員会における谷川和穂防衛庁長官答弁⁵²）し、「日本有事」と関係のない場合でも、たとえば洋上補給などの場合は、自己防衛の行動が結果的に米艦船を守ることは許される（2006年10月16日衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びに

イラク人道復興支援活動等に関する特別委員会、久間章生防衛庁長官答弁⁵³等)と解されているので、日本の艦船と米国の艦船が近接している場合の攻撃への対処に関しては、従来の政府の憲法解釈を、集団的自衛権を行使容認するように変更する必要性は認められない。

では、日本にとって自己を守ることと無関係な場合、すなわち米艦船が一定程度離れたところにいる場合はどうか。この場合、米艦への魚雷や対艦ミサイル攻撃が問題となるであろう。しかし、魚雷は自己への攻撃の場合でも探知が難しく、他者を守ることはほぼ不可能に近い。また、対艦ミサイルも自己が攻撃目標となる場合には、射撃管制レーダーの照射を受けるので逆探知装置により危険を察知できるが、レーダー照射を受けていない上、数キロも離れたところにいる別の艦艇がミサイルを迎撃することはほぼ不可能というのが軍事的常識であろう⁵⁴。

また、この米艦防護論については、安保法制懇報告書が提出された2014年5月15日の安倍総理の記者会見の次のような発言が目された。

「逃げようとする日本人を、同盟国であり能力を有する米国が救助、輸送しているとき、日本近海で攻撃があるかもしれない。このような場合でも日本人自身が攻撃を受けていなければ、日本人が乗っているこの米国の船を日本の自衛隊は守ることができない。……紛争国から逃れようとしているお父さんやお母さんやおじいさんやおばあさん、子どもたちかもしれない。彼らが乗っている米国の船をいま私たちは守ることができない。そして世界の平和のために、まさに一生懸命汗を流している皆さん、日本人を、私たちは自衛隊という能力を持った諸君がいても守ることができない。」

これは、起きそうもない現実離れた事態の想定だが、まずは、このような事態の「前」と「後」のことを考えることこそが重要であろう⁵⁵。

通常、戦争状態になる前に、退避勧告などがあり、外交ルートによる避難・退避の徹底、軍事目的に使用されていない限り破壊・攻撃の対象とならない民間客船・民間航空機を使用すべきというのが国際的なルールである。また、「自国民の退避については自分の国の政府で責任を有するというのが原則」（竹内外務省北米局長、

1999年4月22日衆議院日米防衛協力指針委員会) であることに加えて、米艦船や米軍機についても、日米ガイドライン改定時の議論だが、朝鮮半島有事の際の「米艦で邦人救出」をすでに米国は断っていて⁵⁶、「当初、ガイドラインにも米軍による邦人の救出を入れて、米国が実施する項目というようなことでお願いをしておったんですが、最終的にはアメリカから断られました。……そういうことを他国に頼られて義務にされるとアメリカも、本当にたくさんの国からそういうことを頼まれると困る、自分のことは自分でやりなさいというようなことで、当然のことだと思います。」(中谷元委員、1999年3月18日衆議院日米防衛協力指針委員会) という発言もある。

また、米艦を攻撃した国に対して、日本の自衛隊が集団的自衛権の行使として武力攻撃を行えば、相手国からすると先制攻撃をしてきたのは日本であるから、相手国は自衛隊に反撃をし、その後は日本と相手国との武力衝突に発展する。その際、「逃げようとする日本人」が乗っている米艦はおろか、日本本土への武力攻撃も行われる可能性がある⁵⁷。

(3) 米国に向かうミサイルの迎撃

続いて、米国に向かうミサイルの迎撃について検討しておきたい。この問題は、そもそも米国を狙って発射されたミサイルを、日本が迎撃することができる手段が果たして存在するのかという問題を考える必要がある。仮に北朝鮮から米国本土にミサイルが発射された場合、ミサイルは北極圏を飛んで日本から離れて飛んでいくので、日本から速度の劣る迎撃ミサイルで後から追いかけて攻撃ミサイルをとらえることは不可能であろう。もちろんだからといって、米国本土付近に日本の迎撃ミサイルやイージス艦を配備するというのも非現実的な話である。しかも、北朝鮮が米国との戦争を決意するような局面は、在韓米軍基地や在日米軍基地をも攻撃対象となり、米国としても、まず日本には、日本防衛をお留守にして米国に協力するよりも日本本土や在日米軍防衛を優先するように要請が来るような事態である。この米国に向かうミサイルの迎撃というのもまた現実離れした想定というほかなかりう⁵⁸。

(4) 国際海峡（「シーレーン」）に敷設された機雷の除去

さらにシーレーンに敷設された機雷の掃海活動についても検討しておきたい。確かに、石油は日本の生命線と言われ、その9割を占めると言われるペルシャ湾岸地域からの石油供給が止まれば、日本経済への影響は甚大であろう。しかし、このような事例が日本の集団的自衛権行使を正当化するかといえ、そうではなかろう。

もともと機雷の掃海活動は、一般に武力行使との評価を受ける活動である。それは、「外国により武力攻撃の一環として敷設された機雷……を除去するという行為は武力攻撃の一環としてなされた行為を無力化するという効果を持つ」（大森政輔内閣法制局第一部長、1991年4月16日）からである。だから、これまで、政府も、そのような行為は、「一般にその外国に対する戦闘行動としての武力行使に当たる」ので、「自衛権発動の要件を充足する場合……以外の場合には憲法上許されない」（大森政輔内閣法制局長官、1997年6月16日参議院内閣委員会）と解してきた⁵⁹。1991年に日本がペルシャ湾で自衛隊の掃海艇による掃海活動を行ったことがあったが、これは湾岸戦争終結後の遺棄機雷の処理を行ったものであり、武力行使とは解されないような形で行ったものである⁶⁰。

これに対して、今日想定されているのが、イランによるホルムズ海峡を機雷によって海上封鎖を行った場合である。

ホルムズ海峡はイラン領海とオマーン領海によって占められていて公海部分がない。イランがオマーン領海に機雷を敷設すれば、イランのオマーンに対する敵対行為であり、もし自衛隊がオマーン領海内で掃海活動をすれば、武力紛争に参戦することに他ならず、イランから武力攻撃を受けることを覚悟する必要がある⁶¹。

また、柳澤協二によれば、軍事的に見ても、日本に戦闘中の機雷掃海を求められる可能性は少ないとする。米国とイランとの戦争の場合、米軍にとって脅威となるのはイランが保有するミサイルと潜水艦であり、このため、米軍はペルシャ湾ではなくインド洋に空母を派遣し、脅威となるイランのミサイルなどの戦闘力を遠距離から攻撃し、またイスラエルやサウジアラビアなどに事態が拡大しないように、圧倒的な兵力を事前に準備し、短期に戦闘を終結させる必

要があり、逆にイランの立場から言えば、自ら機雷封鎖を行って米国の攻撃を誘発することは考えにくいからである⁶²。だから、仮に日本の掃海艇が活躍する場面があるとしても、それは戦闘初期ではなく、それらが制圧された戦闘終了後となり、湾岸戦争後と同様に、遺棄機雷の除去として行われる可能性が高い⁶³、とされる。

このように、安倍政権では、様々な具体例を出しつつ、どれか一つでも武力行使が認められそうな例があれば、それを契機に、とにかく集団的自衛権行使容認が必要と舵を切ろうとしている。かつての学生運動ではないが、「一点突破、全面展開」（元々は孫子の言葉とされる）という手法である。しかし、そもそも集団的自衛権とは、自国が攻撃されていない場合に他国（自国と密接な関係に立つ国）を守るための根拠であるから、これを行使しなければ日本を守れないという「具体例」を考え出すこと自体に無理があると言わざるを得ない⁶⁴。

4. 「限定された」集団的自衛権論と閣議決定までの動き

（1）北岡伸一案（集団的自衛権の行使要件）

集団的自衛権に関しては、世論の反発も大きく、世論調査をすればするほど、反対論が増えていくという状況であった⁶⁵。そうしたこともあってか、安保法制懇の北岡伸一座長代理は、2014年2月21日日本記者クラブで、全面的な集団的自衛権行使ではなく、その「限定的」行使を容認すればどうかという考えを示して、注目をされた。それは、集団的自衛権の行使要件として、①密接な関係にある国が攻撃を受けた場合、②放置すれば日本の安全に大きな影響が出る場合、③当該国から明確な要請があった場合、④第三国の領空・領海など領域通過には許可を得る、⑤首相が総合的に判断し国会承認を受ける、といった5条件を付け、これらは、「国際標準よりもより抑制的に集団的自衛権を定義した」（北岡）とする。

しかし、そもそも何のための「歯止め」なのか、なぜそれが必要なのか。それは、「日本が違法な武力行使をしないこと、無用の戦

争に巻き込まれないこと、および主権者である国民が納得することが不可欠の要件」であり、個別的自衛権行使の場合も、「武力攻撃を予防するための十分な努力がなされたか、他に手段がないか、防衛のため必要な限度に留まっているか、できるだけ早期に戦争状態を終結させる努力がなされているか」という論点がある。集団的自衛権の場合は、自国に対する攻撃がない場合であるから、「攻撃を受けた国の外交努力や戦闘が始まった経緯、作戦が事態をむやみに拡大させないように配慮されているか」などもさらに考慮されなければならない。他国の行為が違法であった場合は、日本の行為も違法性を帯びることになることを考えれば、同盟国がやられたから一緒にやり返せばいいといった単純な論理では済まないのである⁶⁶。

さらに、5条件について見ておくと⁶⁷、①については、通常の見解上、集団的自衛権は自国と全く無関係な外国を防衛する権利ではなく、もともと、従来の政府解釈においても、「国際法上一般に」「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に対するものとされてきたものであり、抑制・限定になっていない。これはただの定義にすぎない⁶⁸。

②は国際法的に見れば一応の抑制となっているとも言えそうだが、これは本来、個別的自衛権の範囲内で考えるべき問題であろう⁶⁹。しかも、「大きな影響」というのは実に曖昧で拡大解釈が可能な文言である。この点については、周辺事態法で言う、「周辺事態」の例と比べてみればさらに明らかであるように思われる。同法に言う「周辺事態」とは、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」（周辺事態法1条）となっているが、この②の「放置すれば日本の安全に大きな影響が出る」という要件はそれよりはるかに認定の範囲が広いと言わざるを得ない。これでは、ブレーキというよりアクセルになる可能性がある⁷⁰。

③は、前述の通り、国際司法裁判所のニカラグア事件判決(1986年6月27日)により、集団的自衛権において「被攻撃国による要請が必要」なのは国際法上当然であり、これも制限・抑制にはなっていない⁷¹。むしろ問題は、戦後一度も米国の武力行使に反対したことはない日本が、米国の要請を断ることができるかどうかという点なのかもしれない⁷²。

④の領域通過で当該国の許可を得るのは、これまた国際法上当然であって、抑制にはなっていない⁷³。

⑤は自衛隊法第76条1項⁷⁴で個別的自衛権の発動（防衛出動）の際に国会承認が要件とされていることからしても均衡上当然の要件であろう⁷⁵。ところで、首相の「総合的に判断」の基準は何であろうか。要件としては、本来、「アメリカの武力行使が法と正義に適っているか、他に代替する手段はないのか、アメリカの作戦が必要最小限度にとどまっているか、時に政権を打倒することまで必要かどうか、日本の能力で対応可能かどうか、断った場合の日本の国際的立場をどう比較衡量するかなど、多岐にわたる」⁷⁶のであって、だからこそ、「総合的」という表現が使われているのかもしれないが、こうした難しい判断を時の政権だけの判断に任せて、日本が武力行使に踏み切ることができるようになることの危険性をここでは強調しておきたいと思う。

結局、以上の5条件では、地理的限界もなく、総理大臣の総合的な判断や国会の多数決にすべてが委ねられることとなりかねず、歯止めとしての役割は期待できないと言わざるを得ないのである。

（2）砂川事件最高裁判決と集団的自衛権

高村正彦自民党副総裁は、（2014年3月31日の自民党安全保障法制整備推進本部の初会合において）在日米軍の合憲性が争われた1959年12月16日の砂川事件の最高裁判決に言及し、「個別とか集団とか区別せず、国の存立をまっとうするために必要な自衛の措置をとることは当然であると（判決は）いっている」と指摘し、集団的自衛権にはさまざまなケースがあるとした上で、一部は最高裁が認めた自衛権の範囲内であり、憲法の解釈変更で対応可能と語ったことが一時大きな話題となった⁷⁷。

砂川事件最高裁判決（最高裁判所大法廷判決 1959年12月16日刑集13巻13号3225頁）⁷⁸では、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」とした上で、「わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、

その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができる」し、「憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではない」とする。その上で、憲法9条2項が、「戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条1項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためである」と解すべきであり、「同条2項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである」としている。しかし、「本件安全保障条約は、……主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従つて、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のもの」として安保条約そのものについては、いわゆる「統治行為」論（高度に政治的な問題に関する国家行為については司法審査の対象外とする法理論）に基づき、司法審査権の範囲外のものとして違憲・合憲の判断を回避した。

しかし、この判決から、自衛隊の合憲性（安倍晋三首相 2013 年 10 月 22 日衆議院予算委員会）を読み込んだり、ましてや集団的自衛権行使の合憲性を読み込むことはできないであろう⁷⁹。同判決は、駐留米軍の憲法適合性の判断に当たって「固有の自衛権」について言及したにすぎず、それ以上に「自衛の措置」の中身については言っていない（1968 年 3 月 16 日衆議院予算委員会、高辻正巳内閣法制局長官）からであり、また、旧安保条約とそれに基づく駐

留米軍の憲法適合性について判示した砂川事件最高裁判決の「固有の自衛権」は、「武力によらざる自衛権」（1950年1月28日衆議院本会議吉田茂首相答弁）を意味し、判決はそのような武力によらざる「自衛権発動の結果として安保条約を結ぶ」（1951年10月16日衆議院本会議吉田茂首相）ことが9条2項の戦力不保持規定に違反しないことを判示したにすぎず、同判決の「固有の自衛権」の中に個別的自衛権を含むということさえ判決の射程を超えているという理解（水島朝穂）もある⁸⁰。まして、この中に集団的自衛権の合憲性を含んで読み込むことは法解釈論としては不可能ではないだろうか。

（3）高村正彦私案の提示（2014年6月13日）

安倍内閣は、集団的自衛権行使容認に執念を燃やし、憲法改正手続緩和の先行（96条改正）が挫折した後は、国会での議論や国民の意見に耳を傾けることも全くしないまま、政府の憲法解釈の変更によって、その実現を追求した。しかし、日が経てば経つほど、集団的自衛権行使容認の危険性への理解が広がり、反対意見が増え、また連立与党の公明党などからも慎重論が強く出され、「安保法制懇」答申（2014年5月15日）が主張したような全面的な集団的自衛権容認は困難となり、「限定」容認へと舵を切らざるを得なくなった。

もちろん、後でも見るように、「限定」されたからといってその違憲性や危険性がなくなるわけではない。そもそも、今回のように一内閣による憲法解釈変更による軍事権限の拡大を認めてしまえば、内閣が変われば理論上いくらでも憲法解釈が変更できることともなり、その変更には際限がない可能性があるからである。

なお、私は新内閣がこれまでの内閣の憲法解釈の変更が一切できないとは考えていない。かつて、「文民」の中に自衛隊員が含まれていたのを、憲法の理念に従い、より公権力の行使を慎重なものとする立場から見直し、軍事的な実力組織の構成員たる自衛隊員は「文民」には含まれず国務大臣になることはできないと解釈を変更した事例にも鑑み、憲法理念に沿って、公権力の行使をより制限するような憲法解釈の変更は許されるものと考えます。しかし、今回の

閣議決定のように、公権力行使の制限を緩和し、政府ですらこれまで一貫して違憲と解していた集団的自衛権の行使を容認するようなことは立憲主義に明らかに反するものと考える⁸¹。

さて、集団的自衛権行使容認の閣議決定を目指して、自民党と公明党の「与党協議」を行うこととなった。この当時、公明党の反対姿勢は強いものがあったように見えた。そんな時に急浮上した「落としどころ」を探る動きが、高村正彦自民党副総裁・与党協議座長による「高村私案」の提示である（2014年6月13日）。

高村私案は、これまでの「自衛権行使の三要件」（①「我が国に対する急迫不正の侵害があること」、②「この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと」、③「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」）にかえて、次のような三要件が満たされた場合には、武力行使を可能とするものであった。

- ① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがあること
- ②これを排除し、国民の権利を守るために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

これはこれまでの政府解釈（内閣法制局解釈）における「自衛権発動の三要件」のうち、とくに第一要件の変更しようとするところに最大の特徴がある。そして、「我が国」だけではなく「他国」に対する武力攻撃も追加することと、「1972年政府見解」の一部を引用しつつ変更するものであった。なお、「1972年政府見解」とは、次のようなものである。

「平和主義をその基本原則とする憲法が、...自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないものであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるといふ急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとらるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国

に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」(第69回国会参議院決算委員会提出資料 1972年10月14日)

憲法9条の下において武力行使が許されるのは、あくまでも、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから……集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」としていた「1972年政府見解」の一部の文言のみを取り出し、高村私案では、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれ」がある場合には個別的自衛権行使に加えて集団的自衛権行使も許されるとする。

これに対しては、集団的自衛権について結論を正反対にして、「憲法上許されない」としてきた理由に当たる文言の一部だけを抜いてきて、その行使が「許される」ものとした点が「木に竹を接いだよう」⁸²だとの批判を呼び、また、(急迫不正の)「事態」から「おそれ」に拡大したことや、「他国」というのは広きにすぎるという点に批判が集まった。

しかし、今から思えば、これが、反対のこぶしをあげつつも、与党協議前から政権離脱はないという立場を表明していた公明党がそのこぶしを下ろす「落としどころ」となった原案の提示であったと言える。そして、実際には、この高村私案やその後の閣議決定の案文作成の背景には、安倍首相から交渉を任された高村自民党副総裁と、公明党の北側一雄副代表、そして、横畠祐介内閣法制局長官、外務省出身の兼原信克、防衛省出身の高見沢将林の「5人組」の秘密会合があったとされる。そして、むしろ(集団的自衛権行使容認には反対していたはずの公明党側のメンバーであったはずの)北川公明党副代表の方から、集団的自衛権を使えるようにする「新三要件」の中に、1972年の政府見解の骨格部分となる「根底から覆される」という文言が入れられたという。こうした交渉が結果として実を結び、2014年7月1日の閣議決定へとつながってゆくのである⁸³。

(4) 集団的自衛権行使容認の閣議決定 (2014年7月1日)

2014年7月1日、安倍内閣は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」⁸⁴と題した閣議決定を行った(2014年7月1日、国家安全保障会議決定、閣議決定)。そこでは、次のように述べられている。

「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。」

これは、先の高村私案の「他国」を「我が国と密接な関係にある他国」にかえ、また、「おそれ」を「明白な危険」とに変更したものであった。

また、日本が武力を使う前提条件となる「新三要件」に、「自衛の措置としての武力の行使」という新たな概念を盛り込み、その中には、個別的自衛権と集団的自衛権、さらには集団安全保障という3種類の武力的行使が、すべて含まれている点が重要である。

また、最大の問題は、これまでの「自衛権行使の三要件」では、「我が国」への武力攻撃がないと日本が武力的行使をすることは憲法上許されないとしてきた(ここから集団的自衛権行使の違憲性も導かれていた)が、この基準が外され、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」と時の政権が判断をすれば、自国に武力攻撃が加えられていない場合でも、個別的自衛権と集団的自衛権、集団安全保障いずれの場合においても、日本が武力的行使を行うことができるという点こそにある⁸⁵。

5. 閣議決定の法理と集団的自衛権

今回の閣議決定では、「新自衛権発動の三要件（武力行使の三要件）」として、①「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」、②「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき」、③「必要最小限度の実力を行使すること」は、「従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った」とされている。

重要なのはとくに第一要件であろう。我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」した場合も、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」と、時の政権が判断すれば、「自衛のための措置」として、武力行使（特に海外での戦争）を行うことがあり得るとされている（この措置の中には、集団的自衛権行使のみならず集団安全保障のための武力行使も含みうる）ことは重大な問題である。ここでは、これまでのような「我が国に対する武力攻撃が発生した場合」という客観的な要件ではなく、そうした自国への武力攻撃がなくとも、他国への攻撃が「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」というかなり主観性を伴う要件により（つまり、政府の恣意的な判断を許しかねない基準により）、武力行使が可能となり、海外での武力行使を無制限に広げかねない危険性を孕んでいるからである。

現在のところ、この要件を充たすためには、「国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」があり、「この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから、客観的、合理的に判断する」とし、また、そうした状況が発生

したことを、「単なる主観的な判断や推測等ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められる」ことが必要との答弁がなされている（2014年7月14日衆議院予算委員会、横島裕介内閣法制局長官）。また、自国防衛目的とは無関係なまったくの他国防衛目的のような場合の集団的自衛権行使は許されないともされている（同上横島内閣法制局長官答弁、この点はすぐ後でも考察する）。

このような「閣議決定」の論理は、従来政府見解を変えるものではないという見解もある。

たとえば、佐藤優は、次のように述べている。

「今回の問題は、個別的自衛権と警察権の範囲で全部処理できる内容だったと、私は考える。だから、外務省と内閣法制局の頭のよい官僚に『これと全く同じ内容を個別的自衛権で処理しろ』と言えば、見事に処理した文章を作ってきただろう。その意味で、個別的自衛権の枠を超えることが一切ないという枠組みを、安倍首相の『集団的自衛権という言葉を入れたい』というメンツを維持しながら実現したわけで、公明党としては、獲得すべきものは全部獲得した。」
 「実際に、私を知る外務省関係者やOBの間では、『これでは米国の期待に応えられないのではないか』と、今回の閣議決定に対する評価は高くない。むしろ集団的自衛権の行使を熱望していた人たちの野望を、今回の閣議決定で抑え込んだ形になっているというのが現実である。例えば、ホルムズ海峡での機雷除去に日本は参加できない。ここの国際航路帯はオマーンの領海内を通っており、そこを封鎖するため機雷を敷設すれば、国際法上、直ちに宣戦布告となり、戦争状態の場所には自衛隊は行けないということになる。こうした個別のことは見ていけば、懸念された問題は一つ一つ公明党が除去したことになる」⁸⁶

この解釈変更においては、安倍首相としては、ともかくにも集団的自衛権を認めさせたこと、公明党や内閣法制局（横島裕介長官）としてはこれまでの実態を維持させたという点で双方に利益のあるものであったというわけである。

また、木村草太も次のように述べる。

『日本の存立を全うできない事態』というのは、つまり日本の主権が侵害される場合です。これまで政府は、主権侵害があれば必要最小限度の自衛の措置がとれると言ってきました。日本への直接

の武力攻撃はまさに主権侵害ですから、それを排除するための個別的自衛権を行使できます。今回の閣議決定は、『他国への武力攻撃』によって日本の主権が侵害される『明白な危険』が発生した場合には、それを排除できると言っています。では、それはどういう場合か。日本の主権は外国領域には及びませんから、単に外国で武力攻撃があっただけでは、日本の主権侵害にはなりません。今回の閣議決定の要件が充たされるのは、日本と他国が同時に攻撃を受ける場合に限られるでしょう。実は、こういう場合の反撃は、個別自衛権としても、集団的自衛権としても、正当化できます。要するに、個別的自衛権と重複する範囲なら集団的自衛権の行使を認める、というのが今回の閣議決定の内容です。集団的自衛権については政府解釈を変更していないと読むのが自然でしょう。」⁸⁷

この見解は、個別的自衛権と集団的自衛権が重複する範囲があることを前提とし、その部分について、主権侵害がある場合には日本は武力行使を行っても個別的自衛権行使の枠内で解釈可能な部分があり、今回の閣議決定はこの部分についての武力行使を認めたに過ぎず、従来の政府解釈を変更したものではないという見解を示している⁸⁸。

もちろん、今後政府がこうした基準さえも逸脱しないように厳しくチェックしてゆく必要はそれとしてあるだろう。

しかし、そうは言っても、こうした基準が日本の武力行使をかなりの程度に「限定」を加え、これまでの政府（内閣法制局）見解の枠組みを維持したものと見ることは難しいのではなからうか。

そもそも、これまで政府は、国際法上の個別的自衛権の行使だから憲法上許され、集団的自衛権の行使だから許されないと解釈してきたわけではなく、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合にこれを排除するための必要最小限度の実力の行使」以外に日本が武力行使を行うことは違憲と解してきたので、集団的自衛権の行使、他国の武力行使と一体化する行為、我が国が武力攻撃を受けていない場合の機雷除去、安保理決議に基づく武力行使などは憲法上許されないと解釈してきた。今回の閣議決定ではそうした行為は（少なくとも部分的には）許されると解することになったという点で、これまでの政府見解の枠組みを否定したものと見る他ない⁸⁹。

また、先に紹介した横畠内閣法制局長官の答弁では、自国防衛目

的とは無関係なまったくの他国防衛目的のような場合の集団的自衛権行使は許されないとされているが、その答弁を引用すると、次の通りである。

「昭和 47 年見解における『いわゆる集団的自衛権』はまさにその集団的自衛権全般を指しているもの、と考えます。その意味で丸ごとの集団的自衛権を認めたものではないという点においては、今回も変わっておりません。今般の閣議決定は、国際法上、集団的自衛権の行使が認められる場合のすべてについてその行使を認めるものではなく新三要件の下、あくまでも、我が国の存立を全うし国民を守るため、即ち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として一部限定された場合において、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものでございます。このような、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置としての武力の行使は、閣議決定にございます通り、『国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある』ということでございます。しかしながら、それ以外の自国防衛と重ならない他国防衛のために武力を行使することが出来る権利として観念される『いわゆる』というのが先程の 72 年見解とぴったり同じであるかどうかあれですが、そのように観念される『いわゆる集団的自衛権』の行使を認めるものではございません。」(2014 年 7 月 14 日衆議院予算委員会)

この答弁では、今回の「閣議決定」で武力行使が許される場合に、「国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある」とし、一部限定された集団的自衛権は認められることとなったことを認めた上で、しかし、「自国防衛と重ならない他国防衛のために武力を行使することが出来る権利」としての「いわゆる集団的自衛権の行使」を認めるものでないから、従来からの政府見解の基本的な枠組みに変更はないとしている。この問題はやや複雑だが、水島朝穂の次のような解説・分析が参考になるであろう。

つまり、横畠内閣法制局長官が言いたいのは、従来政府見解では、憲法 9 条の下で認められる「自衛のための必要最小限度の実力の行使」にいう「自衛のため」とは、「我が国に対する武力攻撃の発生」を前提としていたが、「自衛のための必要最小限度の実力行使」という従来からの政府解釈は「自衛のため」としか言ってお

らず、今回の「閣議決定」で認めた集団的自衛権の一部行使も「自衛のため」であることに変わりないから、「従来の政府見解の延長線上にある」ということなのである。しかし、「自衛のため」であることには違いないからとして、「自衛のため」という要件の実質的内容を変更し、「我が国に対する武力攻撃が発生」しないと武力行使はできないということから、「我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として一部限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認める」ことになってしまった。ここで、自国への武力攻撃という客観的な基準ではなく、自国防衛目的（「我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置」）という主観的な要件を導入してしまったため、「自衛のための必要最小限度の実力行使」という文言は維持されていたとしても、「自衛のための」の実質的な意味内容に変更されたと解するのが自然であろうということなのである⁹⁰。

さらに、こうした一見厳格にも見える基準の下などでも、武力行使等が許される実例として安倍政権筋から挙げられているものは、実にきな臭いものばかりである。ホルムズ海峡など国際海峡（シーレーン）に敷設された機雷の除去といった経済目的の派兵、PKOでの駆けつけ警護、武力行使と一体となる米軍への輸送・補給などでの協力、「現に戦闘行為を行っている現場」以外の地域での支援活動などが挙げられているようだが、それらを日本が行った時、相手側から攻撃を受ける可能性が大いにあり、自衛隊員等の被害（殉職）と加害（殺害）も起こり得る重大な問題を孕むものばかりである⁹¹。

こうした武力行使の拡大は、憲法 9 条の下で、いろいろと不十分な点はあるとしても、少なくとも、海外で武力行使を行わず、他国民に銃を向けず戦争によって殺さないで、独自の国際協力を行ってきた日本の「平和国家のブランド」（柳澤協二）⁹²の価値を著しく損なうものとなるだろう。そして、抑止力を高めるどころか、アジアの軍拡や不安定化をかえって促進し、日本の民衆の安全は今より不安定化するであろう。また、繰り返しになるが、原発輸出、武器輸出を経済発展につなげようとする「死の商人」国家化への道を歩むことは国内外の民衆の犠牲を糧に金もうけをしようという「さもしい国」へと日本を貶めてしまうであろう。

あらためて、今回の違憲無効な閣議決定を撤回し、また内閣とともに三権分立の一翼を担う国会や裁判所が、こうした違憲の政策推進を追認しないこと、そして、来年、2015年の通常国会に提出されることが予定されているという集团的自衛権行使のための自衛隊法その他の法律改正を許さないことが求められるだろう。今回の問題は、日本の市民社会が成熟した民主主義と平和、そして立憲主義を維持・発展できるかどうかという日本のみならず国際的にも重大な局面に立っていることを指摘しておきたいと思う。

¹ 樋口陽一『いま、「憲法改正」をどう考えるか』岩波書店、2013年、13頁以下参照。

² 渡辺治『安倍政権と日本政治の新段階』旬報社、2013年、71頁以下等参照。また、渡辺は、安倍政権の目指すような国家のあり方を、「グローバル競争国家」と位置づけている。それは、自国の多国籍企業・「グローバル企業」の利益を擁護し、その発展で国家の繁栄を確保しようとする国家であり、そのためには、グローバル企業が活動しやすい秩序の維持のために強大な軍事力を保持・使用し、グローバル企業が世界的な競争で勝ち抜けるよう政治経済を全面的にグローバル企業本位に改編する新自由主義改革にも強い執着を持つ国家のあり方を指すものである（渡辺治「安倍政権とは何か」渡辺治・岡田知弘・後藤道夫・二宮厚美『<大国>への執念—安倍政権と日本の危機』大月書店、2014年、14頁、参照）。

³ 最高裁（第二小法廷）は、2014年7月14日に、沖縄返還時の日本側財政負担の「密約」文書の不公開処分の違法性を争った事件において、「外務省及び財務省（中央省庁等改革前の大蔵省を含む。）におけるその保管の体制や状況等に関する調査の結果など、原審の適法に確定した諸事情の下においては、本件交渉の過程で上記各省の職員によって本件各文書が作成されたとしても、なお本件各決定時においても上記各省によって本件各文書が保有されていたことを推認するには足りないものといわざるを得ず、その他これを認めるに足りる事情もうかがわれない」などと判示して、言わば、「廃棄したから文書がないのは仕方がない」とでもいふべき判断を行って情報開示請求を退けた。このような論理がまかり通るなら、行政は都合の悪い文書は廃棄すればよいということにもなりかねないことを危惧する。

⁴ 柳澤協二『亡国の安保政策』岩波書店、2014年、10頁。

柳澤はさらに、「『秘密保護法がないから情報がもらえない』との認識は、私の実務感覚とは相いれない。……外国は、同盟国といえども、自

国の利益になるから情報を流すのであって、相手国の国内法を評価するから情報をわたすわけではない。『外国からの情報提供を確実にする』というのが立法の理由であるのなら、例えば、いつ、いかなる情報が、日本の法制上の不備によって提供されなかったのかを説明しなければ、法律の根拠となる立法事実の証明にはならない（同書・8頁）とも指摘している。

⁵ 柳澤前掲書・25頁。

⁶ 寺島実郎「能力のレッスン特別篇 強靱なりベラルの探求」『世界』2014年7月号、41頁、参照。

⁷ 山口二郎「ポピュリズム」『知恵蔵 2007』コトバンク (<https://kotobank.jp/>)より

⁸ 柳澤前掲書・18頁。

⁹ エーリッヒ・フロム（日高六郎訳）『自由からの逃走』東京創元社、1951年（初版）、1965年（新版）。

¹⁰ テオドール・アドルノ（田中義久、矢沢修次郎、小林修一）『権威主義的パーソナリティ』青木書店、1980年。

¹¹ 村岡晋一「フランクフルト学派」木田元編『現代思想フォーカス88』新書館、2001年、180頁。

¹² 寺島実郎・佐高信『この国はどこで間違えたのか』（寺島実郎「文庫版あとがき」）光文社知恵の森文庫、2013年、285頁。

¹³ 寺島・佐高前掲書（寺島実郎「文庫版あとがき」）283頁、参照。

¹⁴ この点に関して、村上誠一郎衆議院議員（自由民主党）は、『安全保障』というの、どれだけ味方を増やし、敵を減らしていくかということが基本で、敵ばかり増やしてはどうにもなりません。……平和と外交によっていかに戦争を防止するか、その努力を全力でやらなければいけない時に、安倍さんは集団的自衛権の『行使容認』だとか『武器輸出三原則の撤廃』だとか、相手を逆なですることばかりに力を注いでいる（村上誠一郎「日本は『ワイマールの落日』を繰り返すな」『世界』2014年5月号、96頁）とも指摘している。

¹⁵ 私自身の憲法9条に関する理論について、河上暁弘『平和と市民自治の憲法理論』第3-4章、敬文堂、2012年、参照。

¹⁶ 戦力と警察の違いについては、目的（主観的要件）、実体（客観的要件）、③組織行動原理の3点から考えるべきだと考える。①目的（主観的要件）については、警察力の目的が国内の治安維持にあるのに対して、戦力の目的は主として外敵との戦闘行動を行うことであるということ、②実体（客観的要件）については、警察力の実体が国内の治安維持に必要な限度の実力であるのに対して、戦力の実体は、警察力以上の、主として対外的な戦闘行動に用いられる程度の人的・物的組織体であるということ、③組織行動原理については、戦力（軍隊）の組織行動原理が敵

の殺戮破壊を中核とした形で構成されるのに対して、警察の場合はあくまでも人命財産の確保ということにその組織行動原理がおかれている点の3点から区別し、1つでも戦力の範疇に属するものは、違憲と解するべきであろう（山内敏弘『平和憲法の理論』日本評論社、1992年、70—71頁、参照）。

なお、かつて警察庁長官を務めたこともある、後藤田正晴（元内閣官房長官）は、警察と軍隊の違いに関連して、次のように述べている。

「軍隊と警察は基本的にどこが違うかというと、軍隊の目的は敵を圧倒殲滅することなんです」（後藤田正晴『情と理』講談社＋α文庫・2006年、161頁）。「警察全部がそうなんですけど、受け身の行政ですからね。積極的に出て行つては絶対にいかんという基本原則を立ててあるんです。……後手で先をとれという教育なんです。軍隊は逆に先手必勝なんです。警察は絶対違うよ。後手で先をとると先手必勝は違うよ。後手で必勝は情報だと。情報と情報の分析、それに対する評価、これによる準備だということ、警察というものは全部訓練している。そこですべてが『忍』の一文字だということになっているんですよ。……警察の特色は、『我慢』だということね。だからなかなか動かさない。それから制圧を強引にやらない。……[外国とは違って基本的に日本では]射殺するというのを警察はやらない。何をやるかということ、捕まえるということ、要するに逮捕ということが第一なんです」（同書・148—149頁）。

¹⁷ 内閣法制局の憲法9条解釈については、中村明『戦後政治にゆれた憲法9条』第3版、青海出版、2009年、浦田一郎『自衛力論の論理と歴史』日本評論社、2012年等、参照。私自身の内閣法制局の憲法9条解釈の評価については、河上暁弘「内閣法制局の憲法9条解釈」広島市立大学広島平和研究所『広島平和研究』第1号・2013年11月。

¹⁸ 浦田前掲書・ii頁および37—41頁等参照。

¹⁹ 集団的自衛権は「固有の権利」とされているのに、憲法上行使できないとされているのは矛盾ではないかという質問に対して、大森政輔内閣法制局長官は、「要するにこの問題は、国際法上の問題と、そして憲法を頂点とする国内法上の問題点の一つの対立点といえますか、そういう対立点上に存在する問題でございまして、国際法上認められている集団的自衛権であっても、我が憲法がそれを制約する、制約を課しているんだということとございまして、決して論理矛盾あるいは成り立たない考え方ということではさらさらというふう考えている次第でございまして」と答弁している（1996年4月17日参議院予算委員会）。また、「国家が国際法上、ある権利を有してしましても、憲法その他の国内法によりその権利の行使を制限することはあり得ることとございまして、国際法上の義務を国内法において履行しない場合は異なり、

国際法と国内法との間の矛盾抵触の問題が生ずるわけではございませんで、法律論としては特段問題があることではございません」という秋山收内閣法制局長官の答弁（2004年1月26日衆議院予算委員会）もある。²⁰ 答弁としては、角田礼次郎内閣法制局長官の「集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます。ですから、持っていると言っても、それは結局国際法上独立の主権国家であるという意味しかないわけでございます。したがって、個別的自衛権と集団的自衛権との比較において、集団的自衛権は一切行使できないという意味においては、持っているようが持っていないが同じだということをお願いするつもりでございます」、²¹ 「私どもは、集団的自衛権を確かに持っている、そしてそれを行使できないのだという説明を理論的にはできると思います。しかし、私どもの立場から見ますと、集団的自衛権というものは全く行使できないわけでございますから、それを国内法上持っていると言っても全く観念的な議論なんです。そういう意味において誤解を招くおそれがありますので、私どもは集団的自衛権は行使できない、それはあたかも持っていないと同じでございます。個別的自衛権の場合と同じように持っているけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違うということを実は強調したいわけでございます」、といった答弁（1981年6月3日衆議院法務委員会）もある。

²¹ 中村前掲書・218—221頁、参照。なお、この吉国長官答弁では、「たとえばケルゼンのような学者は、コレクティブ・セルフディフェンス・ライトというものについて、自衛権の観念に入れることは、もともと無理だというような説明をしている学者さえあることをつけ加えておきます」、としている。

²² 寺島前掲論文「強靱なりべラルの探求」41頁。

²³ 『読売新聞』2014年6月28日社説は、次のように述べて、集団的自衛権行使の正当性を弁証しようとしている。

「日本の安全保障環境は根本的に変容している。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロの脅威などを踏まえれば、どの国も一国のみで平和を守ることはできない。日本が世界とアジアの安定に貢献し、同盟国の米国や友好国と緊密に連携することが、日本自身の平和と安全の確保につながる。集団的自衛権の行使は、そのための重要なカードである。」

²⁴ この点に関して、柳澤協二は、次のように指摘する。

「そもそもの議論として、テロに対して、国家を相手に軍事的対応をとることには限界がある。……アフガニスタン・イラク戦争を経て、イスラム過激派によるテロは拡散・土着化している。各国はそれぞれの国内のテロ対策を強化するとともに、情報面での国際協力を確立している。このような文脈で考えた場合、自衛権行使を議論することには意味はな

く、国際社会のトレンドからも外れている。」(柳澤前掲書・57—58頁)
²⁵ 浅井基文『すっきり！わかる集团的自衛権 Q&A』大月書店、2014年、47-53頁、参照。浅井は、「軍事的常識では『北朝鮮脅威』論は作り話である。仮に朝鮮が核ミサイルをアメリカ(日本、韓国)に向けて発射したら、次の瞬間にはアメリカの反撃で叩きつぶされてしまう。朝鮮にとって核ミサイルは、米日韓の大都市を道連れにするという抑止力としてのみ意味がある」と指摘している(53頁)。また、柳澤協二も、「北朝鮮は、1997年以降も、乏しい資源を核とミサイルの開発に重点的に配分している一方、通常戦能力が強化されているとは思えない。それは、核・ミサイルがアメリカに対して譲歩を迫ることができる唯一の外交カードであるからだ。通常戦について考えれば、米韓連合軍の力が北朝鮮を圧倒しており、日本が戦闘参加を求められるような場面は考えられない」と指摘している(柳澤前掲書・51—52頁)。

²⁶ 渡辺前掲「安倍政権とは何か」81—82頁、参照。

²⁷ 柳澤前掲書・85—86頁、参照。

²⁸ 孫崎亨『これから世界はどうなるか—米国衰退と日本』ちくま新書、2013年、244—245頁。なお、孫崎は、日本では、「中国経済は問題点を抱えていると、『あそこに欠陥、ここにも欠陥』の指摘ばかりで、中国がなぜこういう強い経済になったか、そういう中国とどう対峙するかの実質的な議論がほとんどないように思われ」と指摘している(同書・105—106頁)。

²⁹ 同上書・98—102頁、参照。

³⁰ 同上書・198—201頁。また、孫崎は、「近い将来に関しては、中国共産党は米国及び中国との隣国との安定的関係を持つことが安定のために不可欠であり(大国化への)機会を最大限にするために必要である」が、「北京が国益を害されると見なしたり、世論の期待に答えざるを得ないと判断した時には、中国の経済力と軍事的自信と能力は、より自己主張する形で言葉に表し行動する」といった米国国防省2012年報告書の指摘を引きつつ(同書・200頁)、「領土問題に関する部分は『国益を害される』部分に該当」するので「関係国は、領土問題が軍事衝突に発展しないように最大の配慮を行う必要がある」と指摘している(同書・201頁)。

³¹ 同上書・247頁。

³² 孫崎亨『日本の国境問題』ちくま新書、2011年、12—13頁等、参照。

³³ 日米安保条約(「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」)5条

「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するよう

に行動することを宣言する。」

³⁴ 例えば、オバマ米国大統領は、2014年4月24日、東京の迎賓館で、安倍首相との日米首脳会談を終えた後の共同記者会見の冒頭あいさつにて、「日本の施政下にある領土は、尖閣諸島も含めて日米安全保障条約の第5条の適用対象となる」と言明した。

³⁵ 孫崎前掲『日本の国境問題』153—164頁、参照。

³⁶ 米国の連邦議会には、合衆国憲法において、立法権(憲法第1条1節)、宣戦布告権(1条8節11項)、軍隊の編制権(1条8節12—14項)、民兵の招集と編制(1条8節15—16項)、歳出権(1条9節7項)等の権限が明示的に与えられている。しかし、他方で、大統領はアメリカ合衆国軍の最高司令官(Commander-in-Chief)としての指揮権をもつ(2条2節)。大統領はこの指揮権を根拠に宣戦布告なしで軍を動かし「戦争」(武力行使)を開始できるとされ、そのことが慣例的に定着していることにも注意が必要である。

だが、これに対して議会は、ベトナム戦争におけるなし崩し的な拡大に対する反省から、戦争権限法を定めて大統領の指揮権に一定の制約を設けている。1973年戦争権限法(War Powers Resolution)では、事前の議会への説明の努力、事後48時間以内の議会への報告の義務、60日以内の議会からの承認の必要などを定めている。

このように、戦争・武力行使の実施に関して、議会の宣戦布告権と軍の最高司令官たる大統領の間の権限問題については、従来から、法的に様々な議論があり、また連邦最高裁判所も大統領と連邦議会の権限関係について最終的判断を下してはいない(松井茂記『アメリカ憲法入門』第5版、有斐閣、2004年、74頁)。しかし、少なくとも、戦争権限法制定後、政治的には、大統領は、戦争(本格的な武力行使)に際して議会の承認を得るように努力するということがある程度定着してきているとは言えるように思われる(1991年湾岸戦争での武力行使容認決議、2001年9月11日の「テロ攻撃」後のテロ責任者への必要な武力行使容認合同決議など、松井上掲書・74—75頁等、参照)。

³⁷ 孫崎前掲『日本の国境問題』157頁、参照。

³⁸ 同上書・156頁、参照。

³⁹ 柳澤前掲書・87頁。柳澤は、クラウゼヴィッツが戦争を遂行するのに必要なものとしてあげた、①ナショナリズムや他国民への憎悪感情を持った「国民」、②戦闘の不確実性を乗り越えることができる判断力を持った「軍隊」、③国家の治世を代表して合理的判断ができる理性的な「政府」という3つ要素を「戦争の三位一体」と位置づけた上で、戦争を避けるためにはどうするかという問題を提起し、次のように述べている。「では、戦争を避けるためにはどうすべきか。『三位一体』の第一の構成要素である国民の感情を必要以上にかき立てないことだ。問われている

のは、『国家の知性である政府』が、国民の過度なナショナリズムをいかに沈静化するかである。ところが、今日の北東アジアでは、日本ばかりではなく、韓国、中国も、政権の正統性を守るため、国民感情をあおり、戦争を避ける方向とは逆の方向で行動している。危機の本質はそこにこそある。」(同書・87頁)

40 松竹前掲書・30—32頁、参照。

41 本文の例示(集団的自衛権の援用事例)は、基本的に、松竹伸幸『集団的自衛権の深層』平凡社新書、2013年、59頁以下の記述によっている。その他、中谷和弘「集団的自衛権と国際法」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』東信堂、2007年、45頁以下、松葉真美「集団的自衛権の法的性質とその発展—国際法上の議論—」『レファレンス』2009年1月号、93頁以下、アラン・プレ、ジャン＝ピエール・コット共編(中原喜一郎・斎藤恵彦監訳)『コマンテール国際連合憲章』上、東京書籍、1993年、955頁、Christine Gray, *International Law and the Use of Force*, Third Edition, (Oxford: Oxford University Press, 2008), pp.167ff等、参照。

42 国際司法裁判所(ICJ)はニカラグア事件判決(1986年)において、集団的自衛権行使のためには上記のような個別的自衛権行使のための要件に加えて、武力攻撃を受けた国がその旨を表明することと、攻撃を受けた国が第三国に対して援助要請をすることが、国際慣習法上要件とされるとした。また、ICJは、その後も、「オイル・ブラット・ホーム事件」(2003年)において、集団的自衛権を行使するためには犠牲国の援助要請が必要であることを再度確認している(松葉前掲論文・91—93頁等、参照)。

43 松葉前掲論文によれば、①ソ連の「ハンガリー動乱」への介入(1956年)については、ソ連は、1956年10月28日に、安保理において、「ハンガリー政府の要請に基づき、ワルシャワ条約に従ってハンガリーを防衛するために行動したと説明した」とされ、また、1956年11月4日の国連緊急特別総会においても、ソ連は、「ハンガリー正当政府の要請に基づき、ワルシャワ条約に従って軍隊を展開したと主張した」とされる(同論文・93頁)。②米国・英国のレバノン・ヨルダン介入(1958年)については、米国は、1958年7月15日に、安保理において、レバノンに派兵した「自国の行動は国連憲章第51条による集団的自衛権に基づいた行動であると説明」し、英国は、1958年7月18日に、安保理において、「ヨルダンの要請を受け、その領土の保全と政治的独立を守る目的のため派兵したと安保理で説明した」とされる(同論文・93—94頁)。③英国のイエメン介入(1964年)については同論文には記述がない。英国のイエメン介入(南アラビア連邦を支援しておこなわれたイエメンに対する軍事行動)を集団的自衛権行使の援用事例として挙げているのは、松

竹前掲書 66—68 頁、中谷前掲・46 頁、Gray, *op.cit.* p.167., アラン・ブレ前掲書・955 頁である。④米国のベトナム侵攻(1966 年)については、米国は、米国国務省覚書(「アメリカ合衆国のベトナム防衛参加の合法性(Leonard C.Meecker, The Legality of United States Participation in Defense of Viet-Nam, Department of State)」1966 年 3 月 4 日)において、「北ベトナムに対する軍事行動の根拠として、南ベトナム政府からの要請があったこと、及び国連憲章第 51 条に基づく集団的自衛権と東南アジア集団防衛条約に基づく防衛義務を挙げた」とされる(同論文・94 頁)。⑤ソ連のチェコスロバキアへの介入(1968 年)については、ソ連は、1968 年 8 月 21 日に、安保理において、「軍事介入はチェコスロヴァキア政府の要請に基づくものであり、国連憲章及びワルシャワ条約に規定された集団的自衛権に完全に合致すると説明した」とされる(同論文・95 頁)。ソ連のアフガニスタン介入(1980 年)については、ソ連は、1980 年 1 月 5 日に、安保理において、「この軍事介入は、アフガニスタン政府の要請に基づくものであり、二国間の友好協力善隣条約及び集団的自衛権を規定した国連憲章に一致した行動であると説明した」とされる(同論文・95 頁)。⑦米国のグレナダ介入(1983 年)については、同論文には記述がない。同行為を集団的自衛権の援用事例に挙げるのは、松竹前掲書・74—76 頁である。松竹によれば、「集団的自衛権という用語を使ったのが武力行使の当事者であるアメリカではない点で、他の自衛とは区別される。」「79 年、独裁体制に反対する野党が無血クーデターで革命政府を樹立した」が、「83 年、このような自主的な国づくりに反対し、アメリカに後押しされるクーデターが発生し、首相などが殺害された。この直後、東カリブ海諸国機構(OECS、81 年創設。グレナダなど 8 か国が加盟)が、国連憲章第 51 条の集団的自衛権にもとづくものとしてアメリカに介入を要請すると、アメリカはただちに軍隊を派遣して全島を制圧した。そのもとで、まず暫定政府がつくられ、その後選挙で親米政権ができることになった。それを見届けたうえで、米軍は撤退した」とされる(松竹前掲書・74—75 頁)。なお、中谷前掲・48 頁は、武力行使の当事国である米国は、国連憲章 52 条(地域的取極)を援用したため、「集団的自衛権の援用がなされなかった例」と位置づけている。⑧米国のニカラグア介入については、松葉前掲論文によると、米国は、1981 年にレーガン政権が発足するとニカラグアのサンディニスタ国民解放戦線主導の親社会主義的的革命政権(1979 年成立)を敵視して、ニカラグアの反政府勢力コントラを援助するようになり、さらに、「ニカラグアの港湾に機雷を敷設し、空港、石油貯蔵施設などを攻撃した。このためニカラグアは米国の行為を国際法違反であるとして ICJ に提訴した。これに対し米国は、自国の行為を、ニカラグアによるエルサルバドル、ホンジュラス、コスタリカへの武力攻撃に対する集団的自衛権の行使で

あると主張した」とされる（同論文・92頁）。なお、松葉は、集団的自衛権の「行使事例」としてあげているので、同ケースを「1981年」（同論文・95頁）と記述しているが、松竹前掲書は「1984年」（76頁）、中谷前掲は、「1980年代前半」（46頁）と記述している。⑨フランスのチャド介入（1986年）について、松葉論文によれば、フランスは、1986年11月18日に、安保理において、フランスの「軍事介入はチャド政府の要請に基づき、国連憲章第51条に従った行動であると説明した」とされる（同論文・96頁）。

⁴⁴ 冷戦後には、対テロアフガン戦争において NATO 諸国が集団的自衛権行使の主体となるといったようなケースも出てきて、集団的自衛権行使主体と認定された国は増えたのも事実である。しかし、集団的自衛権行使の中心国が超軍事大国であるという点は変わらないようであり、依然として権利の濫用ないし合法性の疑わしいケースが目立つと言ってよからう。松葉前掲論文は、冷戦後の「集団的自衛権の行使事例」として、A.イラクによるクウェート侵攻（1990年）に関する件（安保理決議661号前文における「国連憲章第51条に基づく個別又は集団的自衛権の確認」や1990年8月9日、同年8月16日の米国の安保理への米国の通告等）、B.ロシア等のタジキスタンへの緊急支援（1993年）、C.米国のアフガニスタンへの軍事行動（2001年）等をあげ（同論文・96—97頁）、冷戦期のもも含めたこれまでの集団的自衛権の行使事例を概観して、「しばしばその濫用が疑われてきたことが窺える」と指摘している（同論文・97頁）。

⁴⁵ 松竹前掲書・32—34頁、参照。ただし、自衛隊の装備・要員等は、日本周辺地域における集団的自衛権行使はともかく、海外派兵等を常態とするほどの質的転換は未だ行われていないようにも思われる。今後、防衛計画の大綱改定・中期防衛計画策定とあいまって、海兵隊的機能の付与、敵基地攻撃能力付与、攻撃的空母や戦略爆撃機等の攻撃的兵器の保持等が行われていく可能性があるように思われる。

⁴⁶ 松竹前掲書・34—35頁、参照。

⁴⁷ 松竹前掲書・40—41頁、参照。

⁴⁸ 松竹前掲書・41—42頁、参照。

⁴⁹ この安保法制懇については、そもそも、集団的自衛権行使のための憲法解釈変更賛成の論者ばかりを集めた点に多くの批判が集まり、その懇談会が政府の憲法解釈の変更を推進することに批判が高まっていた。

これに対して、同懇談会の北岡伸一座長代理は、（私的懇談会なのだから）「正統性なんてそもそもあるわけがない」（『朝日新聞』2014年5月20日）という開き直りを見せるなどしていた。また、同懇談会では、日本の集団的自衛権行使の必要性というよりも、そのための憲法解釈の

変更の是非を検討するのに、委員の中に憲法学者は、西修駒澤大学名誉教授のみであったことも批判を浴びた。しかも西名誉教授自身の学説は憲法学界では圧倒的な少数説である。この点について、少数説を代表する論者ももちろん審議会のメンバーに加わってもよいのだが、通説・多数説を代表する憲法学者が一人も招かれてさえいないことには多くの批判が集まった。この点に関連して、阪田雅裕元内閣法制局長官は、(懇談会の審議案件は)「憲法論、憲法の読み方の問題ではないですか。憲法学者の方が懇談会の過半を占めていてもおかしくない」、(懇談会においては)「多様な考えの委員に議論してもらうのが常識的だと思います。『そうだ』『そうだ』と皆で頷き合う場であれば、懇談会として果たして意味があるのかどうか。要するに外交官や国際政治学の方々ばかりですから、集団的自衛権の行使が必要かどうかの議論ならばともかく、憲法の読み方として正しいのかどうかという議論をしていただくには、必ずしも納得できるような布陣ではないと思います」(対談 青井美帆×阪田雅裕 これは憲法問題だ『世界』2014年5月号、73頁)と述べている。

また、同懇談会での審議の実態については、委員であった佐瀬昌盛防衛大名譽教授が次のような「内部告発」を行ったことが話題となった。「最初から私は(今回の安保法制懇は)隠れ蓑的なものになるだろうという予感をもっていました。」「官邸側が事前に作成した資料は 会議のときに出されて 議論した後は持ち出し禁止。全部机の上に置かされました。」「1回の発言は3分といわれている……(発言が3分超えると)それとなく合図が来るわけです。粘って30秒のばすとか。1回の会合で2回発言するのが精一杯。」「安保法制懇がまとめた報告書では、集団的自衛権の行使がどのような時に認められるかなど、事例については細かく記載されている。しかし集団的自衛権そのものについての議論は時間の制約もあり希薄だった。」「読んでいない人もいると感じたから、(集団的自衛権行使は憲法上許されないという鈴木内閣時代の政府答弁書を出した。」「もっと自由に(議論を)やりたかった。私としてはもっと回数増やして自由闊達な形で。資料も持ち帰って家でもう一回声を出して読んでみるとか」(佐瀬昌盛防衛大名譽教授、TBS『ニュース23』2014年6月9日での発言)。

⁵⁰ なお、安保法制懇報告書提出後の自民党と公明党の代表者による与党協議では、集団的自衛権を認めないと対応できないケースとしては次の8事例が例示された。(1)邦人を乗せた米輸送艦の防護、(2)武力攻撃を受けている米艦の防護、(3)強制的な停船検査、(4)米国に向け日本上空を横切る弾道ミサイル迎撃、(5)弾道ミサイル発射を警戒する米艦防護、(6)米本土が武力攻撃を受け日本近隣で作戦を行う時の米艦防護、(7)戦時における国際的な機雷掃海活動への参加、(8)民間船舶の国際共同防護の8

つである（現代ビジネス 毎日フォーラム 2014年7月13日「武力行使へ新たな3要件—与党協議で合意 憲法9条解釈を変更する閣議決定」<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/39798>）。

⁵¹ 1975年6月18日衆議院外務委員会での丸山昂防衛局長答弁では、「わが国を守るためにわれわれは行動する。わが国の安全のために必要な限度内において行動するわけでございますから、結果としてアメリカの船がそのために救われる、その行動によって救われるということはありませんであろうということでございます。」あるいは、「目的としては、わが国の安全を守るために行動するということが、われわれの終始一貫した行動でございます。その結果としてアメリカの船を守るということがあると思います。「わが国を守るために行動するわけでございますが、その行動がアメリカの船を守ることはあり得るということでございます」といった発言がある。

⁵² 谷川和穂防衛庁長官答弁では、次のように述べている。

「従来、公海上における米艦艇の防御につきましては、わが国の自衛のためということを強調するため、わが国の自衛のための行動の結果として米艦艇を守ることになると述べたこともございますが、これは、わが国が自衛の目的以外の場合については米艦艇を守れないという趣旨を述べたものでございまして、総理が御答弁なさいましたことは、わが国に対する武力攻撃があった場合に、自衛隊がわが国を防衛するため必要限度内、すなわち個別的自衛権の範囲内において米軍と共同対処行動をとることができるとの従来からの基本的見解を踏まえつつ、日本が侵略された場合に、わが国防衛のために行動している米艦艇が相手国から攻撃を受けたときに、自衛隊がわが国を防衛するための共同対処行動の一環としてその攻撃を排除することは、わが国に対する武力攻撃からわが国を防衛するための必要な限度内と認められる以上、これはわが国の自衛の範囲内に入るであろう、こうお述べになったわけでございます。」

⁵³ 久間章生防衛庁長官答弁では、次のように述べている。

「二人連れ立って仲間と歩いているときに、そっちの方がちょっと前を動いておった、それに襲ってきたときに、こっちも一緒になってそれを防御したというのなら、これは正当防衛が成り立つんじゃないか。こちらはまだ攻撃されていないけれども、そちらと一緒に並んでおって、そちらがやられたら次はおれだというような蓋然性が非常に強いときには正当防衛が成り立つんじゃないか。それと同じで、今みたいに補給活動をやっているときには、どちらに対する攻撃かというのはなかなか峻別できないことがあるんじゃないか。そうしたら、現実にはどうするかといいますと、その場合には、武器等防護の規定に基づいて、やはり反撃せざるを得ないんじゃないか、そういうふうには私は思います。だから、そういうような状況では、特に武器等防護の規定の場合は、長官承認と

かあるいは内閣が決定するわけでございませぬから、武力攻撃事態の場合は防衛出動として正式な手続が要りますけれども、武器等防護の場合は瞬時にして判断せざるを得ないわけですから、現場が、そういうときに自分がやられるという判断をして行動をとったとしても、それは非難されるべきじゃないんじゃないかと思ひます。その辺については、そういうようなケースはまずないところで給油活動はやっておりますけれども、仮定の話としてぎりぎり議論されれば、私は、そういう選択をしたとしてもやむを得ないんじゃないかと思ひます。」

⁵⁴ 半田滋『集団的自衛権のトリックと安倍改憲』高文研、2013年、28—34頁。

⁵⁵ 水島朝穂「虚偽と虚飾の安保法制懇報告書」『世界』2014年7月号、99頁以下、参照。

⁵⁶ 『朝日新聞』2014年6月16日。同記事では、米軍の民間人救出・保護の優先順位は、①米国籍、②米国の永住許可書所有者、③英国国民、④その他の順で、日本人は最低順位の「その他」に位置づけられているとされる。

⁵⁷ 水島前掲「虚偽と虚飾の安保法制懇報告書」99頁。

⁵⁸ 柳澤前掲書・55—57頁、半田前掲書・35—37頁、参照。

⁵⁹ 水島前掲「虚偽と虚飾の安保法制懇報告書」101頁。

⁶⁰ この自衛隊の掃海艇派遣には、もちろん、そもそもの問題として、武装した自衛隊の海外派遣そのものの違憲性の問題はあるとは思われる。ただし、政府解釈に言う、海外派兵は、「武力行使を目的として自衛隊を海外に派遣すること」であるので、戦闘終結後、当事国からの要請・承認を経て、武力行使の可能性のない領域で、掃海作業を行うということは、この定義に言うところの「海外派兵」に当たらないというのが政府解釈の帰結となるだろう。

⁶¹ 水島前掲「虚偽と虚飾の安保法制懇報告書」101頁。

⁶² 柳澤前掲書・61—62頁、参照。

⁶³ 柳澤前掲書・61—62頁、参照。

⁶⁴ 柳澤前掲書・63頁、参照。

⁶⁵ 朝日新聞 2014年4月7日1面では、集団的自衛権について、「行使できない立場を維持する」という意見が、その一年前の調査の56%から63%に増え、「行使できるようにする」の29%を大きく上回ったとする。また、同時に、憲法9条を「変えない方がよい」という意見も52%から64%に増え、「変える方がよい」と答えた29%との差を広げたとされる。

⁶⁶ 柳澤前掲書・42—43頁。

⁶⁷ 以下、5条件の分析につき、水島朝穂「安保法制懇の『政局的平和主義』」『世界』2014年5月号、柳澤前掲書・42頁以下等、参照。

⁶⁸ 水島前掲「安保法制懇の『政局的平和主義』」82頁、参照。

69 村上誠一郎（衆議院議員・自由民主党）「インタビュー 日本は『ワイマールの落日』を繰り返すな」『世界』2014年5月号、95頁、参照。

70 柳澤前掲書・44頁、参照。

71 水島前掲「安保法制懇の『政局的平和主義』」82頁、参照。

72 柳澤前掲書・45頁、参照。柳澤は、この点に関して、「今日の世界で、中小国だけで大国と対峙しても軍事的な勝ち目はない。意味のある抑止力を得るためには大国との同盟を選択せざるを得ない。だが、そうした大国との同盟で悩ましいことは、戦争をするかしないかの決定権は、戦局を決定する力を持った大国にあるということだ。日本政府は、戦後一度も、アメリカの武力行使に反対したことはない。……『日米安保条約には国連憲章遵守義務が明記されているので、アメリカが違法な戦争をするはずはないと信じている』という趣旨の国会答弁もある。この発想がある限り、結果は明白だ。アメリカの要請に応じた場合、その武力行使が違法であれば日本も違法な武力行使を余儀なくされる。または、要請を断った場合、日米同盟は崩壊する」、とも指摘している（同書45頁）。

73 水島前掲「安保法制懇の『政局的平和主義』」82頁、参照。柳澤協二も、「許可なく領空に立ち入れればスクランブルをかけられ、場合によっては撃墜される」、と指摘している（柳澤前掲書・47頁）。

74 自衛隊法76条1項は次のように規定している。

「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃（以下「武力攻撃」という。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。」

75 水島前掲「安保法制懇の『政局的平和主義』」82頁、参照。

76 柳澤前掲書・46頁。

77 『朝日新聞』2014年4月1日。

78 最高裁大法廷判決（田中耕太郎裁判長・最高裁長官）では、憲法9条は、戦争放棄、戦力不保持を定めているが、これにより主権国として持つ固有の自衛権は否定されたものではなく、「わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない」のであって、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」とした上で、戦力不保持による「わが国の防衛力の不足は、……必ずしも原判決のいうように、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍

事的安全保障等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができる」し、「憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではない」とする。その上で、憲法9条2項が、「戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条1項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためである」と解すべきであり、「同条2項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである」としている。しかし、「本件安全保障条約は、……主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従つて、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のもの」として安保条約そのものについては、いわゆる「統治行為」論（高度に政治的な問題に関する国家行為については司法審査の対象外とする法理論）に基づき、司法審査権の範囲外のものとして違憲・合憲の判断を回避した。

⁷⁹ なお、この問題の詳しい検討として、高見勝利「砂川最高裁判決、田中補足意見、『必要最小限度』の行使」奥平康弘・山口二郎『集団的自衛権の何が問題か』岩波書店、2014年等、参照。

⁸⁰ 水島前掲「安保法制懇の『政局的平和主義』」『世界』90頁。

⁸¹ 政府の憲法解釈の変更と立憲主義の関係については、高橋和之「立憲主義は政府による憲法解釈変更を禁止する」奥平康弘・山口二郎編『集団的自衛権の何が問題か』岩波書店、2014年等、参照。

⁸² 『毎日新聞』社説2014年6月14日

⁸³ 「検証集団的自衛権 閣議決定案、練った5人組」『朝日新聞』2014年10月26日

⁸⁴ なお、この閣議決定をはじめ、近年、この、「切れ目のない」（シームレス）という概念による軍事活動等の正当化が目立つ。この概念自体は、「2013年共同発表」（「より力強い同盟とより大きな責任の共有に向

けて」2013年10月、日米外務防衛四閣僚による日米安全保障協議委員会：「2+2」会合)において、「あらゆる状況においてシームレスな二国間協力を可能とするよう強化する」という言葉が使われて以来、日本では特に注目されてきた概念であるが、まさに、平時と戦時の切れ目のない、連続的な軍事活動を確保することを目指すものである(浅井前掲書・71頁、参照)。

そして、シームレスな対応の3つの側面として、山口昇(防衛大学校教授・安全保障・危機管理教育センター長)は、①平時から有事までのすべての段階を通じて、間隙なく対応するという意味で、②いくつかの事態が同時に生起する場合に、異なる事態への対応が相互に調和がとれているという意味で、③危機に際して、各省庁をはじめとする関係諸機関が相互に調和のとれた対応をとるという意味で、という3つの意味・側面を挙げている(山口 昇『防衛計画の大綱』のキーワードを読み解く <http://www.tkfd.or.jp/research/project/news.php?id=709>)

このように、相手国からの「武力攻撃」にまで至らない段階からの軍事的対応を正当化するのがこの概念であるが、これについて、浅井基文は、『『平時と戦時はつながっている』という(軍事的には)あたりまえな認識が前面に押し出されている』(浅井前掲書・71頁)、と指摘している。このように、有事法制(武力攻撃事態法や国民保護法)制定時には、抑制されていた、平時の有事化・平時の軍事化が着々と進み、日本を「戦争のできる国」へとする動きが進んでいることを私は危惧するものである。

⁸⁵ 朝日新聞 2014年7月1日朝刊は、「個別的自衛権は自国への攻撃という明確な基準があるが、集団的自衛権と集団安保は、他国への攻撃を受け武力を使うものだ。日本が直接攻められていないのに、他国同士の戦争が日本にとって「明白な危険」に当たるかどうか、と時の政権の判断に委ねられることになる。閣議決定は、日本の海外での武力行使を無制限に広げる可能性を秘めており、政府・自民党が強調してきた『限定容認』とはほど遠い」、と指摘している。

⁸⁶ 『公明新聞』2014年7月6日付。なお、この佐藤見解に対する批判として、水島朝穂「公明党の『転進』を問う」水島朝穂ホームページ「平和憲法のメッセージ」2014年7月21日

(<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2014/0721.html>)、参照。

水島は、例えば、佐藤が述べる、「ホルムズ海峡での機雷除去に日本は参加できない。ここの国際航路帯はオマーンの領海内を通っており、そこを封鎖するため機雷を敷設すれば、国際法上、直ちに宣戦布告となり、戦争状態の場所には自衛隊は行けないということになる。こうした個別のことは見ていけば、懸念された問題は一つ一つ公明党が除去したことになる」といった部分について、「この佐藤氏の認識は誤りである。

菅義偉官房長官は7月3日のNHK『クローズアップ現代』（7月14日付「直言」で触れた）で、集団的自衛権を使って中東ペルシャ湾のホルムズ海峡で機雷除去を行うことについて、『（武力行使のための）新3要件を満たす場合に限り、（自衛隊が）機雷を除去しに行くことは可能だ』と述べ、機雷除去に地理的制限はないとの考えを示した。内閣官房のウェブページでも、『【問16】日本は石油のために戦争するようになるのではないか？』について『【答】憲法上許されるのは、あくまでも我が国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための必要最小限の自衛の措置だけです』としており、『我が国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための必要最小限の自衛の措置』であれば、ホルムズ海峡での機雷除去に日本は参加できるのである。間に正面から答えていないようだが、役人流の言葉づかいで『石油のために戦争することができている場合があります』と答えているのである。また、佐藤氏は、集団的自衛権行使と武力行使の一体化論を混同している。両者はまったく別物である。閣議決定には『我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない』と書いてあるが、これは武力行使一体化論についての記述である。集団的自衛権行使について、『戦争状態の場所には自衛隊は行けない』などと閣議決定のどこにも書いていない。そもそも、安倍の『お母さんと子どもたちを乗せた米艦パネル』は、戦争状態の場所に自衛隊が行くということを言っており、集団的自衛権を行使する場合に『戦争状態の場所』に自衛隊が行かないわけがないではないか』と指摘している。

87 『週刊金曜日』2014年8月1日号、21—22頁。

88 VIDEO NEWS 「国会質問で見てきた集団的自衛権論争の核心部分」（ゲスト：木村草太

<http://www.videonews.com/commentary/140719-02/>）参照。このwebでの解説では、「憲法学者の木村草太首都大学東京准教授は、この国会審議で政府が今回行った集団的自衛権の容認は、実はこれまでの憲法解釈を変更し、これまでは足を踏み入れることが認められていなかった

『集団的自衛権』の領域に足を踏み入れるものではないことが明らかになったと指摘する。閣議決定で『集団的自衛権』と呼んでいるものは、実際は個別的自衛権と集団的自衛権が重複する領域にある事象で、今回政府はそれを必死になって探し出し、それを集めたものを無理矢理『集団的自衛権』と呼んでいるだけであって、実際はこれまでの個別的自衛権の範囲を一切超えるものではないと木村氏は言うのだ、また「木村氏はこれまで政府が『個別的自衛権』として容認してきたものの中に、集団的自衛権と重複する部分、つまり個別的自衛権の範疇だと言うこともできるし、集団的自衛権の枠内に当てはめることもできる事象は少なからずあったことから、今回の8事象の容認というのも、実際には過去

の重複部分の容認と変わるものではないと指摘する。」「そもそも自民党と連立を組む公明党は集団的自衛権を行使するためにはあくまで憲法改正が必要になるとの立場を崩していない。その公明党が今回の政府案を容認した背景には、公明党にとってはこれが個別的自衛権の範疇を出るものではないと解釈することが可能なものだったからに他ならない。しかし、理由は定かではないが、安倍政権、いや特に安倍首相自身がどうしても『集団的自衛権の行使が可能になった』と言いたがっている。ならば、『当てはめ』次第でそう強弁しても嘘にはならない事例を、内閣法制局と公明党が合作したというのが、今回のいわゆる『集団的自衛権の容認』劇の核心だったということになる。」としている。

⁸⁹ 水島朝穂「『7.1 閣議決定』をめぐる楽観論、過小評価論の危うさ」水島朝穂ホームページ「平和憲法のメッセージ」2014年8月4日 (<http://www.asaho.com/jpn/bkno/2014/0804.html>) 参照。

⁹⁰ 水島前掲「『7.1 閣議決定』をめぐる楽観論、過小評価論の危うさ」参照。

水島は、この点について、次のように述べている。

「従来、『自衛のための必要最小限度の実力の行使』という『自衛のための』は、『我が国に対する武力攻撃の発生』を前提としていた。外形的事実である。『我が国に対する武力攻撃の発生』という客観的な要件を課していたので、武力行使の濫用の危険性が最小限に抑えられており、『他国に対する武力攻撃の発生』であればいかに自国防衛の目的でも武力行使はできなかつたのである。ところが、今回の『閣議決定』の理屈は、『自衛のための必要最小限度の実力行使』という従来からの政府解釈は『自衛のため』としかいっておらず、『閣議決定』で認めた集団的自衛権の一部行使も『自衛のため』であることに変わりないから、『従来の政府見解の延長線上にある』ということであろう。だが、前述の『集団的自衛権行使のためには憲法改正が必要』という角田内閣法制局長官答弁からすれば、『閣議決定』は憲法改正をしないで集団的自衛権行使の一部を認めてしまったわけで、『自衛のための必要最小限度の実力行使』という文言は維持されていても、『自衛のための』の実質的な意味内容を変えられてしまったのである。法律学的には、『集団的自衛権の一部行使が可能』と法律効果が変わってしまったのに、『自衛のための』という法律要件の実質的内容が変わっていないはずがないではないか。」

水島はさらに、「横畠内閣法制局長官は、『我が国及び国民に深刻、重大な害が及ぶ、その危険が現実にあるというときに、さすがの憲法第九条においても武力の行使を認めると、さすがの憲法も武力の行使を禁じているということまでは解されないということで一貫している』(参議院予算委員会 2014年7月15日)と答弁し、『我が国に対する武力攻撃

がなくても、我が国及び国民に深刻、重大な害が及ぶ、その危険が現実にあるというとき』の一類型を『自衛のため』に含まれるとして、『自衛のため』の中身を広げてしまった」とも指摘し、またそうした解釈が戦前において濫用された経験（海軍大臣官房編『軍艦外務令解説』[1938年]において、「自衛権ヲ行使シ得ル条件」として、「(1) 国家又ハ其ノ国民ニ対シ、急迫セル危害アルコト」が挙げられていたが、その行使例が満州事変や上海事変であったこと）にも鑑みて、『閣議決定』を冷静に、また『淡々とした法律論』として読んでいけば、『集団的自衛権について政府解釈は変更されていない』とは決して言い切れないことがわかるだろう。7.1『閣議決定』に対する過小評価、あるいは過度の楽観論がもたらす効果は、論者の主観的意図を超えて、今後の法整備における批判の軸足を曖昧にし、安倍政権の暴走に結果的には手を貸すおそれなしとしない」と指摘している。

⁹¹ 「集団的自衛権については政府解釈は変更されていないと読むのが自然」と主張する木村草太も、「総理や外相は閉会中国会審議の中で、石油価格の高騰や、日米同盟が揺らぎ、つまりアメリカに不快感を与えることが『日本の存立を全うできなくする事態』に当たると言っている。しかし、そうした事例は、日本の主権侵害ではありません。そもそも『石油価格が上がりそうなら武力行使 OK』という憲法は、平和憲法ではないでしょう。総理は、今回の閣議決定の法的内容を誤解しています」と指摘している（『週刊金曜日』2014年8月1日号、22頁）。その意味で、今回の閣議決定の法理がどのような事態に当てはめられるかという点には今後とも注意が必要であろう。

⁹² この点に関して、柳澤協二は次のように指摘する。

「戦後の日本は、アジア諸国の経済成長に貢献し、国際協力に当たっても、『銃を使わない』、現地の要望に配慮した独自の活動をしてきた。武器輸出をしない国として、軍縮に先導的な役割も果たしてきた。これは、日本が築いてきた『平和ブランド』であり、中国にはまねのできない優位性だ」（柳澤前掲書・87頁）。

連続市民講座・2014年度前期

「緊張する東アジア国際関係—何が東アジア平和の障害となっているのか」
(2014年6月27日)

北朝鮮の核と拉致問題

広島市立大学広島平和研究所准教授
孫 賢 鎮

はじめに

現在、朝鮮半島をめぐる様々な問題が周辺国へ波及している。朝鮮半島は韓国(大韓民国)と北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)に分断され、政治、軍事、経済など、あらゆる分野において激しい体制競争が行われている。また韓国にとって北朝鮮による様々な脅威は、同じ朝鮮半島にある国にもかかわらず国家安保への脅威となっている。その中で、最も憂慮される脅威であり、また非人道的問題としてあげられているのは北朝鮮の核・ミサイル開発と拉致問題である。特に北朝鮮の核及びミサイル問題は北東アジア地域の安全保障のみならず、世界の平和にも大きな問題となっている。北朝鮮の核問題は核事故による安全保障上の問題、核移転、核テロなど様々な問題が懸念されており、北朝鮮の核、ミサイル問題が地域に及ぼす影響は深刻である。この問題は韓国、日本など周辺国の軍事費の増大や、不安定な地域情勢による国際的信頼度下落につながる。軍事面でも地域軍事協力体制の二分化(韓国・日本・米国vs北朝鮮・中国・ロシア)による地域不安定化の原因となる。北朝鮮の核開発、ミサイルを放棄させるためには国際関係の枠組おうみの中での解決策を探す必要がある。このためには日本、韓国、米国など各国のリーダーの役割が重要である。

他方、北朝鮮による拉致問題は韓国、日本において最も重要な問題として認識されている。韓国は北朝鮮と協議する際、拉致被害者、国軍捕虜問題を最優先課題として取り上げ、身元確認、送還などを要求している。日本でも拉致問題は「国家主権及び国民の生命と安全に関わる問題であり、この問題の解決なくして日朝の国交正常化はありません」と主張している。

このような問題を念頭において、今回の市民講座では北朝鮮の核問題と韓国の拉致問題を中心に述べたい。

I 北朝鮮の核問題

1. 北朝鮮の核開発の歴史的背景

① 広島、長崎への原爆投下

北朝鮮の核開発の直接的動機は、1945年の米国による日本への核爆弾投下がその原因とされている。広島・長崎に投下された核爆弾の威力を知った金日成は核兵器の威力に脅威を感じ、韓国戦争(1950.6.25～1953.7.27)でも米国による核兵器の使用を恐れていた。広島・長崎に原爆を投下した米国は、その後も他国との交渉において、常に核の使用を前提として対応してきた。韓国戦争中のマッカーサー連合軍最高司令官による原爆使用計画もその典型例である。

② ソ連との関係

北朝鮮の核開発の背景として、ソ連との関係を考えなくてはならない。そもそも北朝鮮の政権の正統性はソ連に依存し様々な支援を受けて成り立ってきた。核開発に関して北朝鮮は1956年3月、ソ連の「ドブナ多国籍核研究所」の設立に参加するためにソ連との核協定を締結した。北朝鮮は30人余りの研究員を派遣し核技術を習得させて北朝鮮内に「放射化学研究所」を設立するなど、核開発に対する強い意志を示している。しかし、スターリンの死後、ソ連の対北朝鮮政策の変化によってソ連からの核技術などの受け入れが難しくなった。決定的であったのはソ連の崩壊である。それによりソ連からの核の傘の提供は期待できなくなったのである。

③ 主体思想

主体思想は北朝鮮及び朝鮮労働党の政治思想である。この思想はソ連の最高指導者であったスターリンが死亡した後行われた金日成の演説のなかで使われた言葉である。すなわち主体思想は思想の主体、政治における自主、経済における自立、国防における

自衛の四つの柱によって国家は主体を確立し真の独立国家として成り立つという内容である。自国の運命を自ら決めるためには、自衛力を高めるしかなく、核兵器の保有が唯一の手段であると信じている。

④ 社会主義国家の崩壊

北朝鮮が核兵器の開発を力強く推進した原因の一つは1980年代後半から始まった社会主義国家の崩壊など国際社会の変化である。1989年6月には中国の天安門事件が勃発し、同年11月、ドイツのベルリンの壁が崩壊、また12月には米ソ冷戦が終結する。しかし、1991年には社会主義の祖国と呼ばれたソ連が崩壊し始め、東欧圏諸国の激変を迎えた。1992年8月には中国が韓国と国交を樹立し、ますます危機感を感じた北朝鮮の指導部は核開発を本格化した。このような状況が北朝鮮の核兵器開発の原因の一つであると考えられる。

2. 北朝鮮の核開発の意図

北朝鮮は国連の制裁決議を無視して3回にわたって核実験を行い、ミサイルを発射するなど国際社会を挑発している。北朝鮮にとっては、核兵器の保有自体が自らの体制を維持すると同時に外交交渉のカードとして活用するという意味を持つ。北朝鮮の核開発の意図は様々あげられているが以下に重要な4点を紹介する。

① 赤化統一

北朝鮮は朝鮮戦争以降、韓国を米国から解放するという赤化統一戦略で朝鮮半島を統一するという戦略を持っている。すなわち、分断されている朝鮮半島において、北朝鮮が主導し、武力による統一を果たすことである。朝鮮半島の赤化統一のために1962年に4大軍事路線(全軍の幹部化、全軍の近代化、全人民の武將化、全国の要塞化)に基づいて軍事力を増強してきた。極めて厳しい経済事情にもかかわらず、引き続き軍事建設を重要視している。

② 体制維持

韓国の発展によって経済的格差が拡大し体制競争に敗北した北朝鮮は、生き残るために核兵器開発に着手したと思われる。思想及び経済的に失敗した国家は体制の不安定な状況下で、核兵器が国内の結束及び外部からの脅威を遮断する唯一の手段であると確信している。北朝鮮にとって核兵器やミサイル開発が体制維持と不可分な関係にある。

③強盛大国

金日成の死後、軍事重視政策を継続し、軍を強盛大国の主力とした。北朝鮮は、2012年4月15日の金日成生誕100周年の日に「強盛大国の大門を開く」という北朝鮮の国づくりを目標として国家的なセレモニーを行っている。その時、金正恩が初めて肉声で演説を行い『平和より自主と尊厳が重要だ』と述べ内部的に脆弱な金正恩が体制安定のために戦略的に選択した突破カードとも考えられる。また、北朝鮮は2012年4月憲法を改定し、序文に「核保有国」であることを明記した。これは1992年に発効された南北非核化宣言を20年後に完全に否定したことになる。今後、北朝鮮は米国と非核化ではなく、相互核兵器縮小や韓国に対する米国の「核の傘」撤廃を交渉するという戦略であると分析される。

④先軍政治

1990年代後半、北朝鮮は強盛大国建設を国家目標に掲げ、それを実現する政治手法として「先軍政治」を提唱した。「先軍政治」は軍を重視する政策という意味で1998年10月20日、朝鮮中央放送が論説の中で初めて使用した。朝鮮中央放送は、先軍政治について「軍事先行が原則であり、革命と建設において起こるあらゆる問題を解決し、軍隊を革命の柱として社会主義の偉業を推し進める政治である」と説明している。先軍政治によって、「党、国家、社会生活のあらゆる分野で、軍重視思想を徹底、具現していかなければならない」とされた。（『労働新聞』1999.6.16）

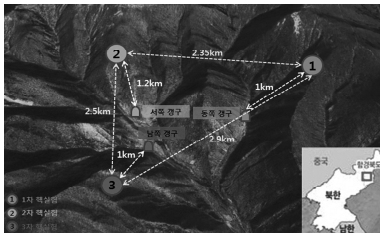
金日成は第1次核危機(1993年3月NPT脱退から1994年10月のジュネーブ合意)の際、米国との直接交渉の重要性を認識し始めた。すなわち、対米協議の結果、北朝鮮は核を凍結する代わりに軽水炉2基、年50万トンの重油などエネルギー支援を受ける事になった。

それに加えて、北朝鮮は常に休戦協定から平和協定への転換、北朝鮮不可侵、体制保障を要求し協議の前提条件として提示した。北朝鮮の立場から見れば体制維持の保障が確保できなければ核兵器の廃棄は困難であろう。韓国の最大の安保ジレンマである北朝鮮の核問題は国際社会にとってもジレンマである。北朝鮮の核問題を処理する過程では、国際関係の糸が複雑に絡み合っており、北朝鮮の核放棄と体制維持の保障の掛け合いは困難である。

3. 北朝鮮の核及びミサイル開発の状況

北朝鮮はすでに3回にわたって核実験を行っている。(1次・2006.10.9、2次・2009.5.25、3次・2013.2.12) 北朝鮮は第3次の核実験の後、核兵器の小型化・軽量化に成功したと発表した。(2013.3 朝鮮中央通信・核先制攻撃の権利行使、核戦争などに言及し威嚇)

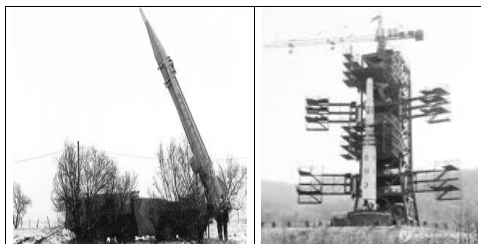
【豊溪里核実験場所】



【出処:統一研究院、『2013北朝鮮核プログラム及び能力評価』】

2012年4月北朝鮮で開発・製造された3段式のロケット(銀河3号)を打ち上げ、同年12月12日、人工衛星(光明星3号2号機)の打ち上げと称して、ミサイル発射実験を行った。この実験によって北朝鮮は大陸間弾道ミサイル技術を完成させたものと見られている。

しかし、韓国の国防부는北朝鮮の核の軽量化・小型化には成功していないと判断したが、他方、北朝鮮のミサイル技術が極めて高い水準にあると推測した。



【弾道ミサイル】

【銀河3号】

【北朝鮮のミサイル開発の経過】

年度	主要内容
1970年代初	中国のミサイル開発計画の参加、ミサイル技術獲得(推定)
1976~1981	ソ連製 SCUD-Bミサイル及び発射台をエジプトから輸入し逆設計 / 開発
1984.4	SCUD-B ミサイル最初実験発射
1986.5	SCUD-C ミサイル実験発射
1988	SCUD- B/C 作戦配置
1990.5	ノドンミサイル最初の実験発射
1991.6	SCUD-Cミサイル発射
1993.5	ノドンミサイル実験発射
1998	ノドンミサイル作戦配置
1998.8	大浦洞1号ミサイルの実験発射(北朝鮮：衛星発射の主張)
2006.7	大浦洞2号実験発射及びノドン・SCUD ミサイル発射
2007	舞水端ミサイル作戦配置
2009.4	長距離ミサイル(改良型大浦洞2号)発射(北朝鮮:衛星発射主張)

2009.7	ノドンミサイル・SCUDミサイル発射
2012.4	長距離ミサイル(改良型大浦洞2号)発射(北朝鮮:衛星発射主張)

【出处: 韓国国防部、『国防白書 2012』、p. 292】

【北朝鮮のミサイルの種類】

区分	SCUD B	SCUD C	ノドン	舞水端	大浦洞 1号	大浦洞 2号	新型ミサイル
射程距離 (km)	300	500	1300	3000以上	2500	6700以上	未詳
弾頭重量 (kg)	1000	770	700	650	500	650~1000 (推定)	未詳
備考	作戦配置	作戦配置	作戦配置	作戦配置	実験発射	開発中	開発中

【出处: 韓国国防部、『国防白書 2012』、p. 292】

現在、北朝鮮のミサイル保有について、SCUD 600以上、ノドン200以上、その他など1,000以上のミサイルを保有していると判断した。(2010国防白書、韓国国防部) 北朝鮮は2010年10月朝鮮労働党の創建65周年記念軍事パレードで舞水端ミサイル公開し、2012年4月15日、太陽節には新型ミサイル、KN-08、射程距離5,000km以上のミサイルを公開した。

【KN-08、長距離ミサイル】



4. 北朝鮮の核保有の現況

北朝鮮の重要な核施設である寧邊(ヨンビョン)核施設(5MWe原子炉)から50kgの武器級プルトニウムを抽出(2013『2013北朝鮮の核プログラム及び能力評価』)したと考えられている。また、第1次の核実験で2~4kg、第2~3次の核実験で6~8kg使用など、9~12kg使用したとみられている。現在、北朝鮮は核プルトニウムを30±5kg保有し、これは核兵器6~7個(推定)の量であると分析されている。米国科学国際安全保障研究所(Institute for science and International Security: ISIS) 報告書(2012.8)では、プルトニウムの保有量が34~36kgと6~18個の核兵器を保有していると分析している。また、英国国際戦略問題研究所(The International Institute for Strategic Studies: IISS)は、42~46kgのプルトニウムを保有して、7~11個の核兵器製造が可能であると分析している。他方、北朝鮮は高濃縮ウランも保有していると推測している。(100kg保有で年間4個の戦略核兵器の製造が可能)

【北朝鮮の主要核施設】



現在、北朝鮮はNPT体制の外で核兵器、ミサイル開発を継続し、体制保障を要求している。具体的には駐韓米軍の縮減、核の傘の撤廃など対北の威嚇除去措置を要求しながら米国との関係正常化及び経済支援のために米国との核軍縮協議を推進している。

5. 北朝鮮の核問題に対する国際的対応

国際社会は北朝鮮の核開発及びミサイル発射に関して国連安保理決議案を採択して北朝鮮の挑発を非難している。安保理は緊急会合を開き、北朝鮮に対する制裁を一段と強化する決議案を採択し、加盟国には制裁の実効が上がるように協力を求めるとともに、北朝鮮には自制を求めている。北朝鮮は当然これに反発し、核兵器の開発やミサイルの発射は自衛のためであると主張している。また、北朝鮮の核問題を解決するための枠組みである6者協議に対しても一切応じないと拒否している状況である。

① 国連安全保障理事会の決議案の採択

【国連決議案】

決議案	年度	原因	主要内容
825号	1993.5.11	NPT脱退 (1993.3.12)	NPT脱退宣言の再考を促す
1695号	2006.7.15	ミサイル 発射 (2006.7.5)	ミサイル関連物資、商品、技術など北朝鮮への移転の禁止
1718号	2006.10.13	1次核実験	物的規制(通常兵器、WMD、贅沢品など)、金融規制、出入国規制、貨物検査強化など措置
1874号	2009.6.12	2次核実験	1718号+貨物及び海上での船舶検査の強化、金融・経済制裁の強化、武器禁輸措置拡大
2087号	2012.1.22	長距離ミサ イル発射 (2012.12.12)	決議案1718号及び1874号の制裁対象の拡大、金融機関の活動監視強化、対北朝鮮輸出の統制強化など追加措置
2094号	2013.3.7	3次核実験	制裁対象と統制品拡大、金融制裁、貨物検査、船舶・航空機の遮断、禁輸措置の実質的強化など

②6者協議

北朝鮮の核問題に対する国連の決議案の採択によるのではなく、外交努力で対応することを主眼とし、2003年8月以降、6者協議（中国を議長国とし、日本、米国、韓国、ロシア、北朝鮮が参加）による枠組みを設けている。2005年9月19日に採択された6者協議の共同声明においては、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画を検証可能な形で放棄すること、NPT及びIAEA保障措置に早期に復帰することが約束されている。（“The DPRK committed to abandoning all nuclear weapons and existing nuclear programs and returning, at an early date, to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and to IAEA safeguard.”）しかし、北朝鮮は米国による金融措置を理由に6者協議への参加を拒否し、ミサイル発射や核実験を繰り返して6者協議自体を有名無実化している。現在北朝鮮は6者協議の無用論と非核化撤回の宣言をしたため、6者協議の枠組みでの議論に限界を迎えている。

II 北朝鮮の拉致問題（韓国）

1. 概要

北朝鮮による拉致は日本で最も重要な問題であり、韓国でも最優先に解決しなければならない問題である。韓国では‘拉致被害者’を‘拉北者’と言う。韓国での‘拉北者’はその発生の時期によって分類されている。すなわち、韓国戦争（朝鮮戦争）が勃発した1950年6月25日から休戦協定が結ばれた1953年7月27日の間で拉致された人を‘戦時拉北者’、休戦協定以降に拉致された人を‘戦後拉北者’と呼ぶ。戦後拉北者の数は総数3,835人に及び、その内3,319人が帰還し、2014年7月現在516人の韓国人が北朝鮮に抑留されている。（韓国統一部の資料参考）

北朝鮮による拉致事件は1960年代から1970年代に集中的に行われている。この時期は国際的に冷戦が激化し、南北関係も厳しい

時期でもあった。北朝鮮は漁労作業中の韓国の漁船を強制拿捕したり韓国の国内に侵入し対象者を物色して拉致したり様々な方法で拉致を行った。北朝鮮に拉致(拉北)された人々は徹底した監視下で対南放送やスパイ教育に利用された。日本人の拉致被害者は日本語の教育のため利用されていたのである。

北朝鮮による拉致問題に対して韓国政府は2007年に『軍事停戦に関する協定締結以後の拉北被害者の補償及び支援に関する法律』(以下、『戦後拉北者法』、2007.4.27制定)を制定して拉北被害者及びその家族の支援などを決定した。

2. 法律上の戦後拉北者の定義

『戦後拉北者法』上の戦後拉北者とは“大韓民国の国民として1953.7.27韓国軍事停戦に関する協定の締結以降、本人の意思に反して南韓(軍事境界線の以南地域)から北韓(軍事境界線の以北地域)に入って居住するようになった者”とされている。(戦後拉北者法第2条) また、帰還拉北者は北朝鮮を抜け出して帰還した拉北者で3年以上拉致された帰還拉北者またその家族又は3年以上拉北されて帰還していないか、北朝鮮に居住中死亡した拉北者の家族が法律の支援の対象になっている。

3. 類型による拉北

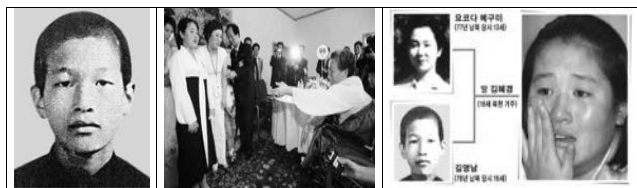
① 海上拉北

海上での拉北は北朝鮮の警備船が北方限界線(Northern Limit Line:NLL)付近で魚労作業中またはエンジンの故障で漂流している韓国の漁船を拿捕したケースが多い。しかし、北朝鮮側は韓国の漁船が自ら越北したと主張したり、魚労行為ではなくスパイ行為をしたと主張し、送還拒否または遅延した。

② 南派スパイによる民間人の拉致

これは韓国の国内に潜入した北朝鮮のスパイによる拉致で海水

浴場や海岸などで拉致して北朝鮮に連れ去るケースである。日本の拉致被害者である横田めぐみの夫とされる金英南（1978.8.5、全南、群山、仙遊島海水浴場）もこのケースである。その他、4人の当時高校生が拉致されたことが判明している。拉致された高校生は北朝鮮で思想教育、対南工作訓練を経てスパイ教育官として利用されたと把握している。



(金英南と韓国の家族が再会する場面)

③海外拉致

北朝鮮による海外拉致は西ドイツ、オーストリア、香港、タイなど行われていた。その対象は旅行者、現地企業の労働者、企業の駐在員、宣教師などである。現在、海外で拉致された韓国人は、総計20人の身元が確認され、その内12人がまだ北朝鮮に抑留されていると把握されている。

④飛行機ハイジャック

1969年12月11日、江陵発金浦行き大韓航空機（乗務員4人、乗客46人、計50人）が韓国に侵入した北朝鮮のスパイによってハイジャックされた事件である。その後、北朝鮮は1970年2月14日に乗客39人を送還したが、乗務員4人と乗客7人は未送還のままである。

⑤海軍、海洋警察

韓国の海軍、海洋警察の巡視船が漁船の保護活動中、北朝鮮の奇襲攻撃によって拿捕されたケースである。1970年6月5日、西海

公海上で韓国海軍偵察艦(I-2艇、海軍20人)、1974年6月28日、東海漁労区域で沈没(警察2人)。

【戦後拉北者の現況】

区分	計	魚師	KAL	軍・警察	その他		
					国内	海外	
拉北人の合計	3,835	3,729	50	30	6	20	
帰還者	送還者	3,310	3,263	39	-	-	8
	脱北帰還者	9	9				
抑留者	516	457	11	30	6	12	

(統一部、内部資料、2014.1.24)

北朝鮮の抑留対象になった人は北朝鮮当局の懐柔と脅迫により自ら韓国への帰還を放棄した人が多い。また、北朝鮮生まれの人、利用価値が高い人(情報獲得)、韓国及び国際社会に認知されていない場合、送還要求が低い場合などである。抑留された拉北者は北朝鮮の体制宣伝活動、対南心理戦、スパイ教育、工作要員などの利用価値が高い分野で積極的に利用されたり、「以南化教育官」として南派スパイ養成機関に配置し教員として利用されていたことが判明している。その後、利用価値がなくなった場合は政治犯収容所、炭鉱、工場などに配置されている。(AI報告書、国家情報院)



【韓国の拉北者の団体写真と日本の拉致被害者】

4. 拉北者問題の国内的対応

拉北者問題に対して韓国政府は身元確認及び送還などを北朝鮮に要請している。しかし、北朝鮮側は拉北者は北朝鮮に滞在を希望する者であるという理由で拉北者の存在自体を否定している。北朝鮮は拉北者の用語も‘失踪者’、‘戦争時期行方不明者’として扱って対応している。これに対して韓国は南北赤十字会談(2006、第7次)で‘戦争時期及びそれ以降の時期に行方を知ることができなくなった人々’と合議して離散家族再会時に拉北者を再会するようにしたことがある。法律的には『軍事停戦に関する協定締結以後の拉北被害者の補償及び支援に関する法律』(2007.4.27 公布、2007.10.28施行)を制定して拉北者またはその家族を支援をしている。具体的な支援内容は以下である。

【拉北被害者法定支援内容】

区分	支給対象	支給金額
被害見舞金	3年以上拉北されている者の家族	<ul style="list-style-type: none"> ● 月最低賃金の36倍の範囲内で支給 - 月最低賃金X拉北年数 - 65歳以上の場合10%加算 ● 最高額: 3,580万ウォン
定着金	3年以上拉北後、帰還者	<ul style="list-style-type: none"> ● 定着金: 月最低賃金額の200倍の範囲内 - 基本金100倍, 加算金(年齢、健康、勤労能力など)100倍 ● 住宅支援金: 7,000万ウォン(別途支給) ● 最高額: 2億5千万ウォン(定着金+住宅支援金)
補償金	拉北者及び家族、国家公権力による死亡、傷害被害者	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡者: 死亡当時の賃金など勘案して補償 ● 傷害者: 労働喪失率、将来の雇用可能期間などを勘案して補償

医療 支援金	補償金の対象者の内、 傷害を受けた家族や帰 還拉北者本人	● 治療費、看護費、義肢等の 補装具の購入費
-----------	------------------------------------	---------------------------

5. 拉北者問題の国際的対応

北朝鮮による戦時民間人拉致行為は「民間人の強制移送と強制抑留を禁止」（ジュネーブ第4協約に反する行為）、戦後民間人拉致行為は「国際法上反人道的犯罪及び戦争犯罪」に対する違反となっている。最も拉致問題は人道主義的なアプローチが要求される事案として国際人権規約による最も重大な人権侵害の問題である。

世界人権宣言第13条第2項

“すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。”

市民的及び政治的権利に関する国際規約第12条第2項及び第4項

“すべてのものは、いずれの国(自国を含む。)からも自由に離れることができる。“何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。”

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance)

第2条“「強制失踪」とは、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団は、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴い、かつ、当該失踪者を法律の保護の外に置くものをいう。”

2014年2月17日、国連では「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(Commission of Inquiry: COI)」報告書で北朝鮮の人権問題を発表した。(A/HRC/25/CRP.1) この報告書では、北朝鮮による拉致及び人権侵害問題を「北朝鮮政府、最高指令部による組織的、広汎かつ重大な人権侵害が長期にわたり行われており、現在も進行中だと指摘(人道に対する犯罪)」として発表したのである。このような犯罪行為は国際刑事裁判所(International Criminal Court: ICC)の管轄対象犯罪または保護する責任(Responsibility to Protect: R2P)と関連していると指摘したのである。

結論

北朝鮮の核問題及び拉致問題は国際枠組みの中で協力体制の構築が重要である。現在、北朝鮮の核問題を解決するための6者協議は一進一退を繰り返して、本来の目的を達成することができないまま現在足踏み状態にある。北朝鮮の参加と協力がなければ今後の6者協議は不透明な状態のままである。6者協議は北朝鮮の核問題という地域の懸案を多国家が協議して調整する最初の枠組みである。北朝鮮の立場から見れば6者協議は北朝鮮の非核化論議の過程で様々な難題を解くための懸案調停機能を提供したことは間違いない。今後6者協議は北朝鮮の核問題の解決とともに地域安定の構図を害する国家に対して処罰よりは対話と説得を通じて地域安全保障の定着の枠組みに発展させる必要がある。

拉致問題に対しは人道的問題、人権問題として北朝鮮を説得する必要がある。北朝鮮の核問題及び拉致問題の解決は北東アジア、世界平和の前提条件である。また、核問題、拉致問題の解決は北朝鮮の人権と民主化問題と直結している。今後、北朝鮮の人権、民主化のためには各国は協力して対応しなければならない。地域の安保危機は経済危機と共存している。したがって、北朝鮮の核と拉致問題を解決するためには韓国と日本の連帯協力が重要であ

る。近年、この地域には日本の集団的自衛権、領土問題、歴史論争など様々な問題が存在しているのは事実である。しかし、地域の安保及び平和のためには新たな地域安保体制の構築を模索しなければならない。

国際シンポジウム (2014年8月2日) 「信頼醸成から核廃絶へ」
第1部 「どう築く東アジアの信頼醸成」
基調講演

「東アジア」地域形成への課題 —なぜきしむ東アジア

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
李 鍾 元

本日は、この意義深い会議にお招きいただき、大変光栄に思います。

広島市立大学、広島平和研究所ならびに中国新聞の関係者の方々に深くお礼申し上げます。

本日のシンポジウムのキーワードは、「信頼醸成」です。「信頼醸成措置」とは、冷戦期のヨーロッパで東西陣営間の軍事的緊張を緩和し、戦争を防ごうとする試みから生まれた概念です。「信頼醸成」をテーマとして取り上げること自体が、今日の東アジアの状況が単なる政治、外交的な対立にとどまらず、軍事的な衝突にまで発展する危険性を孕んでいることを物語っています。先般、尖閣諸島をめぐる、日中の戦闘機が30メートルまで異常接近する出来事があり、南シナ海では、中国の石油掘削をめぐる、中国とベトナムの船が衝突する事態になりました。

今年は第一次世界大戦の勃発からちょうど100年という節目の年です。第一次世界大戦が始まる3年前の1911年に「第2次モロッコ事件」が起きます。その状況を目撃して、ドイツの思想家シュペングラー (Oswald Spengler) は、「いまヨーロッパは集団自殺に向かって突き進んでいる」と警告を発しました。第2次モロッコ事件とは、北アフリカのモロッコにおける権益をめぐる、新興勢力のドイツが砲艦外交を展開し、武力による現状変更を試みたことで生じた国際紛争でした。危機そのものは何とか収束しましたが、以後、ドイツと英仏との間の対立はエスカレートし、第1次世界大戦という未曾有の惨劇に突入します。シュペングラーは、武力外交の台頭、大衆の政治参加によるナショナリズムの高まり、好戦論のエスカレーションから、大きな戦争に至る可能

性を危惧し、警鐘を鳴らした訳です。シュペングラーが『西洋の没落』（1918～1923）の着想を得たのもこの事件であったといえます。

今の東アジア情勢がちょうど 100 年前のヨーロッパの状況と似ているのではないか、という議論があります。各国で「富国強兵」やナショナリズムの風潮が強くなり、摩擦が増大する状況が、第一次世界大戦前のヨーロッパを彷彿とさせるということです。

東アジアは、こうした「古いヨーロッパ」の前轍を踏むのか。それとも、その反省に基づき、新たな世界史的な模索を続けている、20 世紀後半以後の「新しいヨーロッパ」の試みを共有するのか。いま、東アジアは大きな歴史の分岐点を迎えています。

東アジアはなぜ軋むのか

まず、東アジアはなぜ軋むのか。いくつかの側面から考えてみたいと思います。ヨーロッパをはじめ、世界の他の地域では、地域統合が一つの潮流となっています。紆余曲折を経ながらも、ヨーロッパ連合 (EU) は制度化を進めており、「アフリカ連合」(AU) や「ラテンアメリカ・カリブ海共同体」など、地域統合をめざす動きは冷戦終結後の趨勢です。ASEAN 諸国は来年の 2015 年に「安全保障共同体」など 3 つの共同体の実現を掲げています。

しかし、こうした動きとは対照的に、日中韓の間では、ナショナリズムによる「縦割り」の競争と摩擦が激化しています。その背景として、よく領土問題と歴史認識をめぐる対立があげられます。確かに重要な争点ですが、それらの問題は以前から存在していました。問うべきは、なぜ今、これらの問題が争点として浮上しているのか、という点です。

まず、第一に、少しマクロな要因ですが、東アジアの地域構造が内包している著しい不均衡があります。つまり、域内諸国の間に大きな格差があり、それを一つの要因として、垂直的・序列的な地域秩序観がいまだに強く存在しているという問題です。単なるサイズの格差ではなく、ある種の「帝国」的な秩序やイメージが残っています。世界史は「帝国」が分解し、より分権的かつ水

平的なシステムへの転換を模索するプロセスともいえます。ヨーロッパも当初は帝國的システムでありました。その一元的・垂直的な秩序が解体し、誕生したのがウェストファリア体制、すなわち近代的な主権国家体系であります。実態はともあれ、形式的には国家間の対等性・平等性に基づく水平的な地域秩序であり、ある種の多元的な共存のシステムでありました。

ところが、アジアでは、伝統的な帝國的秩序が残存したまま、西欧の衝撃の下、主権国家体系を受け入れ、国民国家形成 (nation-state building) が進められました。中国やインドのように、「帝国」的な側面を内包する国々が主権国家の形式を持つことになり、域内の著しい不均衡状態を反映して、垂直的・序列的な地域秩序観がいまだに根強く残ることになりました。

第二に、さらにその問題性を増幅させる要因として、東アジアの地政学的な変容がありあす。「中国の台頭」に集約されるパワー・トランジション (勢力転移) であります。一般的に地政学的な変容期には、ナショナリズムが刺激されやすくなります。しかも、東アジアにおいては、その過程が植民地支配や侵略戦争といった近代史の記憶と結びついています。中国研究者の毛里和子氏は、いま日中韓の三国はそれぞれ「リベンジに燃えている」と表現したことがあります。確かに、近代的な主権国家 (国民国家) づくりという側面から考えると、日中韓はそれぞれ「未完成」の状況にあるといえます。中国と韓国はいまだ「分断国家」の状態にあり、ある視点からすると、平和憲法の日本は、軍事的主権を持たない「半主権国家」(P・カツェンスタイン) ということになります。中国の習近平主席は「中華民族の偉大なる中興」という「中国の夢」を国家目標として掲げ、日本の安倍総理の選挙スローガンは「日本を取り戻す」でありました。韓国の朴槿恵大統領は、「統一テバク (大当たり) 論」を提唱しました。経済の面では、相互依存が深まり、「脱主権国家化」が日常的になっている反面、各国の政治や社会では、むしろ「主権」への拘りが強くなり、ナショナリズムが台頭しやすい土壌が生まれています。

第三のファクターは、「グローバル化」の潮流と、それへの対抗としての「アイデンティティの政治」(identity politics) というダイナミズムです。「グローバル化」とは、一言でいうと、国境の壁

が低くなる現象です。ヒト、モノ、情報が大量に国境を越える時代です。

「グローバル化」には光と影の両面があります。経済の効率や企業活動という面では、「グローバル化」の便益はすでに日常化しています。世界大に広がった市場を舞台に、生産活動は盛んになり、自由な競争でモノの値段も安くなっています。

しかし、その反面、「グローバル化」の影の部分も少なくありません。ここでは、「不安」と「不満」という二つのキーワードに要約したいと思います。まず、国境が低くなることに伴う、「不安」の増大です。モノだけでなく、外から大量にヒトも入って来るのが「グローバル化」です。物理的に自分を守ってくれる国境が低くなり、自らの周りに「異質」のものが増えます。その結果、「不安」も増幅します。しかし、経済的には、もはや国境を再び閉ざすことはできません。その代わりに、心の中の国境線、目に見えない国境線として、「差別」や「排除」の心理が働き、様々な形の「アイデンティティ」への関心が強くなる傾向が指摘されます。「アイデンティティの政治」と呼ばれる現象です。

新自由主義政策の下、拡大する経済的な格差への「不満」が、これにさらなる拍車をかけることとなります。雇用の安定性が崩れ、社会・共同体への帰属感が揺らぐ中、孤立した個人はより大きな枠組みへの一体感を求めます。

B・バーバーの『ジハード対マックワールド』が描くように、世界的にはイスラム急進主義など、宗教的アイデンティティの勃興が焦点ですが、東アジアでは、ナショナリズムへの回帰が共通してみられます。若い世代の社会学者・高原基彰氏は、日中韓の現状について、『不安型ナショナリズム』という仮説を提示しました。その副題は、「日中韓のネット世代が憎しみ合う本当の理由」です。互いに対立している「日中韓」ですが、実は同じような状況にあるのだという指摘を含めて、的確な問題提起といえます。日中韓に共通する「下からのアイデンティティの政治」という構図をまず認識することが重要です。

一方、日中韓の「国家」は、「上からのアイデンティティの政治」を展開しています。経済的な観点からは、国境をより開放せざるをえず、また新自由主義政策により格差が広がる状況で、いわば

新たな国民統合の手段として、ナショナリズムのアイデンティティに訴える訳です。日中韓で歴史教育が強化され、「愛国心教育」が強調される背景です。

第四に、日中韓を中心とした東アジアでは、「民主化」の進展がナショナリズムと結びつき、国家間の対立を深める一因となっています。日中韓の三国は、狭義の「政治的民主化」では異なる段階にあります。しかし、全体的に国家や官僚主導から、市場、社会、世論の影響力が増しつつあるという点では、ある種の「民主化」（あるいは「大衆化」）の時代を迎えているといえます。インターネットやソーシャルメディアの発達など ICT 革命がその傾向に拍車をかけていることは周知の通りです。「民主主義による平和」(democratic peace) の論議が示すように、理論的に、また長期的には、民主化の進展は平和の定着に結びつくことでしょう。しかし、その移行過程では、世論の動向により、とりわけ外交が対立的、攻撃的になるケースが多く見られます。いま東アジア各国の「市民社会」の質や多様性、バランス能力が問われる所以です。

領土問題や歴史認識をめぐる対立が噴出している背景には、こうした要因が複合的に作用しています。戦後、日中韓はそれぞれ国家の思惑によって、様々な争点を「封印」し、「現状維持」に協力してきました。日韓、日中の中で、領土問題は長らく「棚上げ」されてきました。歴史問題でも、経済建設に主眼をおいた国家同士の間で、「政治決着」が図られ、具体的な「過去の清算」は封印されました。いま、その「現状維持」の構図が揺らいでいる訳です。「現状変化」を求める声が、新しく力を得た国家から、またそれぞれの市民社会から台頭し、対立は激化の一途をたどっています。勢力転移やグローバル化、民主化が複合的に絡み合った現象であり、その解決は決して容易ではありません。

東アジア「地域形成」の二重の課題

それでは何をなすべきか。まずは、こうした現象が、特定の国に限ったものではなく、日中韓など、東アジア各国に共通して表

れている現象であるという点を認識することからスタートしなければなりません。

「ナショナリズム」について考える場合、往々にして、「問題や原因は相手にある」と考えがちです。自分の行動は、「相手の行動に対する反応」ということになります。しかし、前述のように、いま日中韓で起きていることは、同じような問題を抱える状況の中で、似たような対応が現われている共通現象という視点が必要です。環境や犯罪など、国境を越えるグローバルな問題群はもとより、少子高齢化、若者の雇用、格差など、直面している課題は共通しています。また、そのような状況を背景に、ナショナリズムが台頭している点でも、日中韓は驚くほど似たような状況にあります。しかし、「鏡イメージ」のように、同じ現象について、「相手は攻撃的で、自分は反応的」という意識が乱反射しているのが実情です。状況と課題の共通性を認識することが、地域協力の第一歩になります。

東アジアにおいても、主権国家、国民国家形成（nation-state building）の段階を越えて、地域形成（region-building）を志向する潮流はあります。社会や経済の面では、すでに一つの地域として形成されつつあります。地域統合の度合いを示す一つの指標として、域内貿易依存度があります。全体の貿易の中で、域内諸国同士の貿易の比重を表すものです。2005年の統計ですが、東アジアの域内貿易依存度は55・9%で、NAFTA（北米自由貿易地域）の43・5%を上回り、EUの65・7%に肉薄する水準です。

様々な対立が続き、地域全体を包括する自由貿易協定がまだない東アジアの状況に鑑みると、この高い比率は印象的です。政治・安全保障面での軋轢にも拘わらず、経済的には東アジアは統合をめざすしかないという現実を示しています。東アジアの地域形成、「共同体」の形成は、机上の空論ではなく、「もう一つの現実」となっているとさえいえます。

こうした「もう一つの現実」を土台に、いかに政治、外交、安全保障を含め、地域形成を進めるかが今後の課題となります。その点で、やはり「欧州経験」（European experiences）は歴史的な先例であり、政策上の教訓の宝庫です。ヨーロッパと東アジアの間の多くの相違点にもかかわらず、主権国家、国民国家の枠組み

がヨーロッパからアジアに波及したように、それを乗り越えるプロセスも共有できるはずです。

戦後ヨーロッパにおける地域形成には二つのプロセスがあり、相互に補完しつつ、展開されたことに注目する必要があります。その一つは、いうまでもなく、「EU への道」、すなわち主権国家、国民国家を乗り越えて、「ヨーロッパ共同体」をめざす地域統合のプロセスです。米ソ冷戦終結後、「拡大と深化」を少し急ぎ過ぎ、その反動として、「反 EU」の動きが表面化していますが、少なくとも EU 域内で国家間の戦争の可能性はほぼなくなり、「不戦共同体」(no-war community)、「安全保障共同体」(security community) が実現したことは、近代主権国家体系に根本的な変容をもたらした世界史的な出来事といえます。

もう一つは、「ヘルシンキ・プロセス」に集約される、冷戦対立の克服をめざす東西ヨーロッパの交流、共存、協力の試みです。1975 年から本格化した欧州安全保障協力会議 (CSCE) のプロセスは、冷戦の平和的終結、さらに東欧諸国の民主化に寄与し、より大きなヨーロッパの統合を可能にしました。その過程で、「相互抑止 (mutual deterrence) から相互安心 (mutual reassurance) へ」、「非挑発的防衛 (non-provocative defense)」を謳った「共通の安全保障」(common security)、信頼醸成措置 (CBMs) など、国家間の対立や紛争を乗り越える様々な概念や制度を生み出し、新たな国際関係のビジョンの産室としての役割を果たしました。

ヨーロッパでは、この二つのプロセスが互いに補完し、促進する関係にあり、最終的にヨーロッパ全体の統合を実現しました。東アジアは、この二つのプロセスをいかに連携させつつ、地域形成を進めるかという「二重の課題」に直面しているといえます。

普段あまり認識することがないのですが、主権国家の枠組みを超える地域協力の面では、東アジアでも一定の進展がありました。「東アジア共同体」というと、日本では、「夢物語」のように思われがちですが、実は、ASEAN+3 (APT) が中長期の目標として公式に掲げてきたものです。2001 年、ASEAN+3 の中に設けられた諮問機関「東アジアビジョングループ」(EAVG) の報告書のタイトルは『東アジア共同体に向けて』(Towards an East Asian Community) でした。この提言が APT 首脳会議で承認され、そ

の一環として、2005年、東アジア首脳会議（East Asia Summit = EAS）がスタートしました。

APTは主として経済、社会、文化面での地域協力を進めており、この間の蓄積には括目すべきものがあります。共通の課題への対応という点では、地域協力の枠組みがすでに現実の一部となっています。ここでの課題は、経済的な共通利害に基づく地域協力を踏まえて、いかに共通の意識やアイデンティティのレベルにまで発展させることができるかです。

2003年から、「アジア・バロメーター」というアジア10か国の意識調査が行われています。それによると、予想通り、ナショナル・アイデンティティは押しなべて高い水準です。ほとんどの国で90%を超えています。

興味深いことに、「アジア人」というリージョナル・アイデンティティについても、ミャンマー（92・1%）、ベトナム（83・6%）、スリランカ（79・8%）など、「中小国」が比較的「健闘」しています。しかし、ワースト・スリーには、日本（41・8%）、インド（21・4%）、中国（6・1%）と、いわゆる「大国」が並んでいます。東アジアの社会的な地域統合、さらに共通の地域アイデンティティの形成という点で、可能性と課題を同時に示すものといえます。

もう一つの課題は、依然としてこの地域に残る「冷戦」的な対立をいかに乗り越え、さらにいわゆる「新冷戦」の台頭をいかに回避するかという問題です。東アジアにおいては、北朝鮮や中国などとの関係をめぐって、政治体制やイデオロギーの違いが依然として国家間の対立に影を落としており、軍事的緊張が重要性を増しているのが現実です。その点では、まさに「ヘルシンキ・プロセス」に集約される「デタント」の知恵と戦略が求められており、その制度化が喫緊の課題です。

周知の通り、その土台となった「ヘルシンキ宣言」（1975）は3つの領域（「バスケット」）からなっています。第1バスケットは、安全保障に関するもので、内政不干渉、国境の不可侵、武力行使の放棄、紛争の平和的解決などの原則を柱としました。その根底にあるのは、「現状維持」という発想です。政治体制の違い、戦後の国境線への不満などにも拘わらず、まずは現状を認めた上で、

関係を構築し、相互信頼を深めていくことで、様々な問題の解消を図ろうとする戦略です。第2バスケットは、経済、科学技術、環境などの協力を定めたものです。相互の経済的な利害は国家や陣営の垣根を低くしていきます。第3バスケットは、人道・人権における協力に関するものです。現状の凍結にとどまらず、望ましい方向への変化の動力を内包した仕組みです。

これら3つのバスケットには、異なる体制の国々が共存しつつ、交流、協力、さらに統合に向かう道筋が凝縮されているといえます。実際、1975年から本格化した「ヘルシンキ・プロセス」は、東西陣営の軍事的緊張を緩和するとともに、ソ連・東欧社会の内発的な変化を促進し、1989年の冷戦の平和的な終結に大きく寄与しました。

東アジアにおいても、こうした地域的取り組みが求められます。現在は中断状態にありますが、北朝鮮の核問題をめぐる六者協議にも、類似した仕組みが見られます。2005年9月19日の共同声明は、北朝鮮の核放棄と関連して、主権尊重などの第1バスケット、経済・エネルギー支援という第2バスケットの要素を取り入れた構造となっています。第3バスケットは明記されていませんが、拉致問題などがそれに該当する側面があります。北朝鮮の核問題を解決する上でも「ヘルシンキ・プロセス」のアプローチが有効であることが示唆されています。

さらに、東アジア地域全体を包括する政治・安全保障協力の枠組みを模索しなければなりません。いま、その「候補」としては、いくつかの枠組みがせめぎ合っている状況です。ASEANや日本、アメリカは東アジア首脳会議の強化を進めており、一方、中国はアジア信頼醸成措置会議（CICA）の拡大に力を入れています。より包括的で緩やかな枠組みとしては、ASEAN地域フォーラム（ARF）があります。

各国の利害が交錯する中、東アジアの地域安全保障の枠組みづくりにおいても、ある種の重層性は避けられないと思います。ヨーロッパ諸国も、必要に応じて、様々な枠組みを重ね合わせつつ、地域統合を進めてきた経緯があります。東アジアにおいても、北朝鮮の核問題に関する六者協議、日中韓の三国協力、さらに東アジア首脳会議などを連携させつつ、その中に、3つのバスケット

に集約される知恵と戦略をいかに制度化していくかを真剣に考えなければなりません。近年、摩擦が増大している領土や歴史認識の問題についても、現状維持を土台とした平和的解決、普遍的人権問題としての未来志向の関係構築の課題など、ヨーロッパの経験と知恵を踏まえ、東アジアの現状に立脚した新たな第1や第3バスケットの構想力が問われています。

その発信がこの広島の地から行われることを願ってやみません。
ご清聴ありがとうございました。

International Symposium (August 2nd, 2014) “Confidence-building as a step toward abolishing nuclear weapons”
Session 1 How Can We Develop a Confidence-Building Mechanism in East Asia?
Experts’ Perspectives

Security Community Building in Asia –the lessons of OSCE and ASEAN

Dr. Ian Mitchell

Head, External Co-operation Office of the Secretary General, OSCE

President Okatani, President Aoki,
Distinguished participants,
Ladies and Gentlemen,

It is an honour to speak before this audience today. Thank you, and thanks also to Prof. Kikkawa, Director of the Hiroshima Peace Institute, for your kind invitation. I would like also to congratulate the *Chugoku Shimbun*, as well as the Hiroshima Peace Institute of Hiroshima City University for convening this symposium, which provides an excellent opportunity to discuss security community building in the Asia-Pacific Region today. I fully recognize that your priority in this context is the abolition of nuclear weapons, but I believe the idea of a security community can have a positive effect in helping to mitigate a whole range of security issues which exist alongside weapons of mass destruction. I hope this and similar events will continue to nurture dialogue on contemporary security issues for many years to come.

The interaction between the OSCE and the government of Japan, our longest-standing Asian Partner country, is rich indeed. Japan has been a Partner for more than 20 years.

Since 2001, Japan has hosted four meetings of the OSCE's Asian Partners, most recently in June of this year in Tokyo. I believe that this on-going sharing of experiences responds to the desire of our Japanese partners to gain a better understanding of the OSCE's model of comprehensive, co-operative security. The OSCE has placed the idea of co-operative security, that is, actions taken to build a sense of security for all members of a given community, at the heart of its approach. Co-operative security has been developed in such a way so that the traditional "zero-sum" definition of security has been weakened. The aim of co-operative security is a security space without dividing lines. I hope to add to the understanding of the OSCE approach during my current visit to your country.

The key message I would like to share with you today is the importance of building trust. I encourage your efforts to build trust. In the case of the OSCE, trust building was one of the essential elements that enabled the participating States to develop and agree to the comprehensive approach to security that made the OSCE unique – one could even say revolutionary – at the time of its introduction. But I must emphasize that building trust should be seen as both a process and an end goal. It takes time and patience, and often there are setbacks along the way.

As an outsider, and not an expert on Northeast Asian security, I want to stress that any regional security arrangement is the product of the political context in which it operates. Obviously, the Northeast Asian context is unique, and your approach to building trust and co-operation will ultimately reflect the interests and values of all stakeholders.

My chief aim here today is to relate the OSCE's own experience

of multi-lateral co-operation in the field of security. I will also briefly compare the OSCE experiences with that of ASEAN. But let me be clear: I will refrain from making concrete suggestions about how you build trust. That is a matter for negotiation between you and your partners. Instead, I hope that you may find inspiration in the OSCE's experiences in building co-operative security.

In 2015, the OSCE will celebrate the 40th anniversary of the signing of the Helsinki Final Act, a historic triumph of co-operation over conflict. In 1975, after a marathon process of negotiations that involved literally thousands of meetings and countless proposals, the parties to the Conference on Security and Co-operation in Europe – the CSCE – came together to agree on a basis for interstate relations. The result was the *Helsinki Decalogue*, ten principles that remain a foundation for the OSCE today. The signing of the Helsinki Final Act was all the more striking because the two main blocs of the Cold War era had distinct, even mutually opposing, political goals. Nonetheless, they were able to find common ground.

What made this co-operation possible? Certainly, the most important factor is context: one needs an environment that is ripe for such an agreement. Let us recall that at that moment in world history the Cold War, with its logic of mutual assured destruction, was at its height. Yet both sides were looking for a way of reducing risk, a way out. This was a moment of *détente* where there was a willingness to engage, and to compromise – particularly on the part of the leadership in Washington and Moscow at the time. Another component was the role of countries perceived as neutral – such as Sweden, Switzerland, Austria and, of course, Finland – which were able to play a constructive and facilitating role between alliances with different interests and opposing worldviews. These countries

play a very special role within the Organization.

The Helsinki Final Act and the Decalogue achieved a balance between differing emphases in the definitions of key principles. On one hand, there was a desire to achieve recognition for the borders established in post-war Europe. On the other hand, there was a desire to ensure that human rights were included in the definition of security. The compromise was that self-determination and fundamental freedoms were to be advanced within existing borders and through the exercise of the sovereign responsibilities of existing States. Respect for human rights was, and continues to be, an integral part of this vision.

Indeed, a central legacy of Helsinki is the OSCE's comprehensive approach to security, which encompasses three dimensions: politico-military, economic & environmental, and the human dimension. This comprehensive view was revolutionary in 1975. The balance between these dimensions was the result of an intensive process of negotiations and was key to achieving agreements on the overall approach of the CSCE: in this balance, all parties found adequate space for their own priorities, thus providing an accepted platform for the engagement of all sides.

In 1995, almost 20 years after Helsinki, the Conference on Security and Co-operation in Europe became an organization, the OSCE. The change resulted from the need to reflect the new order and developments following the end of the Cold War, and in particular to respond to the conflicts of the early 1990s in the OSCE space. Out of this experience, the OSCE also developed its field operations, which assist participating States to meet their commitments.

At the 2010 Astana Summit, the OSCE participating States

recognized that the security of our region is “inextricably linked” with that of neighbouring regions. We are therefore strengthening relationships with our Partners for Co-operation in Asia and the Mediterranean, while developing a more strategic approach to our larger neighbourhood. Afghanistan is one of our Partners for Co-operation, and how to most effectively address its transition and the impact on the broader Eurasian region remains high on the OSCE security agenda.

In 2012, we witnessed a very welcome development when Mongolia – which had been an OSCE Partner for a Co-operation – became our 57th participating State. This addition to our ranks has enhanced the Eurasian component of the OSCE’s security community. Indeed, one might say that together with the Asian geographic territories of the Russian Federation, these two countries have helped to create a Northeast Asian component to the OSCE space. Meanwhile, Libya has applied to become another one of our Partners for Co-operation. Clearly, the OSCE continues to offer an appealing model for co-operation.

Distinguished participants,
Ladies and Gentlemen,

The OSCE, with 57 participating States, is the world’s largest and most inclusive regional organization under Chapter VIII of the United Nations Charter. Yet in many ways the OSCE remains a unique, complex, *sui generis* model for co-operative security. It is both a creature of its time and a product of constant evolution. The OSCE makes commitments that are politically, but not legally, binding on its participating States. This has allowed the OSCE to do remarkable work in building a broad definition of comprehensive security. It has also proved

highly flexible and pragmatic, a key quality in the field of preventive diplomacy. On the other hand, it still lacks a legal personality, and a complex discussion is still ongoing on the issue of a possible charter for the OSCE. The key point is that the OSCE format keeps dialogue going, even in the context of conflict.

Participating States set the Organization's course, the rotating Chairmanship (a different country each year) provides leadership, and the Secretary General ensures continuity and implementation of the decisions taken by the participating States. Our ambassadorial-level Permanent Council and Forum for Security Cooperation both meet weekly, providing continuous engagement among the participating States. Together with our annual Ministerial Council meeting and Summits, this ensures that dialogue is constantly taking place.

The OSCE's decisions are taken by consensus. Inclusivity is the OSCE's greatest strength, but it has sometimes been perceived as a source of frustration or weakness. All actors, both small and large, have equal voices. The Organization represents States with different interests and priorities, which means that they do not always share a common agenda. However, through the exercise of political commitment, these differences can be bridged while recognizing the diversity of interests.

How is dialogue turned into concrete, results-oriented activities? The OSCE is a highly decentralized organization. Its field operations assist participating States to implement their commitments, and to engage at all stages of the conflict cycle, including early warning, conflict prevention, crisis management, post-conflict rehabilitation and, increasingly, reconciliation. The OSCE also developed Institutions that work autonomously in the field of human rights on the basis of their own mandates.

The Organization has specialized units to deal with specific threats and challenges to the OSCE area, such as conflict prevention, transnational threats and human trafficking. In addition, the OSCE Parliamentary Assembly provides a parliamentary dimension to our work, which is valuable for raising the profile of the Organization in political discussions in capitals. Outside the Organization, but key to its success, are civil society actors, including NGOs and academic experts. The current Secretary General has made a priority of increasing the Organization's Track II engagement, and outside experts from academia, think-tanks and NGOs have made enormous contributions to stimulating our debate and providing food for thought. In fact, the process, the mode of operation of the OSCE is not less interesting than its agenda.

As you can see, the OSCE's model of security co-operation is notable for its breadth and inclusiveness. But how has it added value in the security sector? The CSCE/OSCE made a substantial contribution to building peace in a deeply polarized world in which an atmosphere of hostility and mistrust prevailed. It was a catalyst for profound changes in East-West relations, and was instrumental in fostering security co-operation in post-Cold War transition processes. As the Organization built on lessons learned from confrontation with real challenges, it developed tools to deal with them.

Yet everyone at the OSCE recognizes that security challenges are not static or unchanging. The OSCE I present to you today is the result of an evolutionary process. And as security challenges evolve, adaptability becomes an essential quality for effectiveness. For example, OSCE participating States agree that individual countries cannot confront transnational threats like terrorism, drug trafficking, and cyber-security alone. We are all in it together. Strengthening the security of one benefits

the whole community.

In this area of so-called “soft security” the OSCE is adapting its work to confront transnational threats more effectively, which in itself strengthens trust and confidence among participating States. These growing threats include new cyber-security/ICT challenges. But I would like to stress that the OSCE’s comprehensive approach requires that we confront transnational threats in ways that maintain democracy, the rule of law and respect for human rights.

The value of being adaptable also applies to the OSCE’s relations with other international and regional organizations. The OSCE recently organized, with the support of UN Secretary-General Ban Ki-moon, an informal meeting in Vienna in May of this year to discuss how Chapter VIII of the United Nations Charter, which concerns regional arrangements, can be more effectively operationalized. In other words, we examined how regional organizations like the OSCE can better support the United Nations in dealing with regional conflicts. The meeting provided a basis for open discussion among regional organizations, the United Nations, OSCE participating States, academics and other experts on best practices in conflict prevention and conflict resolution.

I believe that a multilateral forum or initiative should always strive to benefit from existing mechanisms for international dialogue and co-operation. We can and should learn from each other’s experiences. The Euro-Atlantic and Eurasian space has a multiplicity of overlapping security institutions. The work we do in the OSCE on security issues does find, as much as possible, a positive and complementary echo in other security forums in the OSCE region, whether NATO, the European Union, CSTO, the SCO or the Council of Europe. Each

organization has its proper place and role in the OSCE area. As we strive for effective and efficient collaboration with other international organizations, this often entails collaborating across a wide diversity of views and approaches to security.

In the Asian security space there is also a multiplicity of institutions, forums and opportunities for dialogue. The regional security architecture of Asia-Pacific is still evolving. ASEAN and in particular the ASEAN Regional Forum offers one of the opportunities for states to discuss, for them to build confidence in each other, and ultimately for building a security relationship based on trust. To that end, ASEAN has worked on the development of preventative diplomacy, and the OSCE and ASEAN have a history of exchanging ideas so as to put trust-building into action. I recognize the current situation is challenging, and military issues are highly sensitive. In such a situation, it is most likely that the best path to trust building is to make progress in the field of incremental approaches, for example, not so much in the military field, but rather in economic and environmental issues, which are less sensitive. I believe that these ideas are developing rapidly in your region.

It is appropriate, at this stage, to also briefly address the most pressing current challenge in the OSCE region, which is the situation in Ukraine. I would like in particular to highlight some of the OSCE activities vis-a-vis the Ukraine crisis. They are a very concrete example of the wide range of actions and initiatives which the OSCE toolbox provides for, with the consensus of all 57 participating States. The activities include: the high level political dialogue undertaken by the Chairman-in-Office, Swiss Foreign Minister Didier Burkhalter searching for diplomatic solution to the crisis, and leading to the establishment a contact group between the parties to the conflict. In the field, the OSCE Special Monitoring Mission in

Ukraine has been deployed, with over 250 civilian international monitors active on the ground. The Mission is operating under the principles of impartiality and transparency. The monitors gather information and report on the security situation; establish facts in response to incidents; establish contacts and facilitate dialogue on the ground to promote normalisation of the situation. With the agreement of all 57 OSCE participating States, the Mission's mandate was recently extended a further six months to spring 2015.

A sampling of other activities and contributions include the sending of monitors to the crash site of the MH17, the observation of the recent presidential election, ongoing military verification activities, a human rights assessment mission and a national dialogue project. In the last few days, an observation mission has been established at crossing points on the border between the Russian Federation and Ukraine. As the situation is evolving, the OSCE continues to respond. The OSCE Secretary General continues to travel to various capitals, including Moscow and Kyiv, to discuss the situation and offer OSCE action in maintaining open and inclusive dialogue, dispelling concerns, and de-escalating the crisis.

Our work is done in a way that is transparent, and subject to the review of all 57 participating States, including the parties to the conflict. Indeed, our public website is updated daily with reports from our special monitoring mission.

I give these examples of the OSCE's work and the utilization of its toolbox not only because it is timely and very much in the news, but also to illustrate to you the value to our participating States of having a mechanism such as the OSCE: a flexible forum for political dialogue as well as an operational body which has been able to provide a practical mechanism to build

confidence and to promote a peaceful solution to the conflict.

Distinguished participants,
Ladies and Gentlemen,

I applaud your continued work to rid the world of weapons of mass destruction. I wish you every success. I also hope that you consider the possibility of devoting energy towards building a security community in Asia, in particular in Northeast Asia. In that regard, I hope that my description of the OSCE, its origins and its continuous evolution will prove interesting, and perhaps even inspiring, for you. The key ingredients that have made the OSCE successful are political engagement, constant dialogue, and adaptability. Yet for any political organization, as the OSCE surely is, there are also the discrete, unique and unpredictable elements of timing, context and opportunity.

I would like to conclude by pointing out that it is my clear impression that Asia lacks neither ideas nor forums for dialogue. Rather, it lacks the trust which can turn these political events into meaningful dialogue which helps build security for all. I reiterate that in the OSCE we fully appreciate that our model, which is so much a product of the Euro-Atlantic and Eurasian security conditions of the last forty years, is only that, a single model. We fully recognize and appreciate that your eventual success will come from borrowing only those elements from the OSCE toolbox that are suited to your political and security context, adapting them to your specific needs – and developing individualized tools of your own.

I look forward to the discussion on this topic.

Thank you.

国際シンポジウム (2014年8月2日) 「信頼醸成から核廃絶へ」
第1部 「どう築く東アジアの信頼醸成」
報告

北東アジアにおける日韓関係 Japan-Korea Relations in Northeast Asia

韓国／世宗研究所日本研究センター長
陳 昌 洙

1. 日韓関係が国際政治に及ぼした影響

日韓間の軋轢は、日韓両国の問題に留まらず、韓米同盟、韓中関係、ひいては北東アジアの秩序にも影響を与えている。まず、日韓関係改善に対するアメリカの関心の裏には、中国の「攻勢的台頭」に対する懸念がある。韓米同盟と日米同盟を中心に据えて、東アジア域内の安定を図り、中国の台頭を牽制したいアメリカにとって、日韓関係の悪化は東アジア政策を妨げる足枷であると認識されたのである。アメリカの主要メディアも、最悪の状況に陥った日韓の対立がアメリカの外交戦略の大きな障害要因になっていると指摘している。

他方、中国は、日韓関係の悪化を利用して韓国をさらに中国寄りにしようと誘導している。甚だしきは、日韓間の溝をさらに広げさせ、日米韓の連携体制を躊躇いもなく崩そうとする。その一例として、これまで安重根義士の記念館設立に反対してきた中国が、日韓関係が悪くなるや、最近、すんなりと受諾したことを見ても分かる。すなわち中国は、安重根義士記念館を通じて韓国と中国が一緒になって日本にプレッシャーをかけていることを国際社会に見せつけようとしている。中国の狙いは、韓国と協力して日本の孤立をさらに深めることにある。そこで中国は、これを機会に日本に対する外交的・軍事的圧力をかけ続け、北東アジアにおける自らの戦略的優位を確たるものにしようとしている。中国が韓国と友好的な関係を続けている根底には、北東アジアで自国の状況的優位を構築し、ひいては北東アジアにおけるアメリカの秩序に揺さぶりをかけたいという思惑がある。

アメリカは連邦予算を削減して以降、アジアの友好国や同盟国と連携する防衛戦略を取っているが、日韓関係の悪化により日米韓の連携が損なわれていると捉えている。また、アメリカの東アジア戦略に協調的で、日米同盟の強化にも乗り出している日本に対し好感を抱いているのも事実だ。アメリカの伝統的な観点から見ると、日本は極東地域における「不沈空母」であり、アジアにおけるイギリスのような存在であると認識している面が強い。その点においてアメリカは、日本のことをアジア太平洋地域における絶対的なアメリカの支持者であると認識している。一部のアメリカ人は、ここ70年余りにわたって日本がいわゆる「地球村の良き市民」としての役割を果たしてきたと認め、日本の歴史認識に対する韓国の懸念を過剰反応だと捉える傾向まで見せている。こうしたアメリカの認識は、韓中関係が友好的であればあるほど、韓国の意図に対する疑問を呼び起こすこととなった。アメリカが中国を牽制すべく日本の軍備的役割を支持した際、韓国が中国と一緒に日本への集団的自衛権に批判的な認識を示したことに当惑を隠せなかったのもその一例である。これに対する逆風として、韓国が親中へと傾いたのではないかと懸念する声がアメリカで上がり始めた。そして、歴史問題に対して中国と韓国が協調的な姿勢をとればとるほど、アメリカの一角では韓国の感情的な対応が日米韓の戦略的連携を妨げているという主張が提起され、共感を得ることもある。

現在、韓国では日韓関係に対するアメリカ政府の出方に関心が集まっているが、アメリカはどちらにも与しにくい状況に置かれている。こうした点を勘案すると、朝鮮半島および地域の情勢、安全保障の望ましい構図といった大局的かつ戦略的な視点に立って日米韓が共通の認識を打ち立てることが必要であり、それを実践するプロセスが求められる。とりわけ韓国は、中国問題に対する自らの正確なスタンスを伝えてアメリカの懸念を解消し、地域の安全保障における韓米同盟の役割と寄与を積極的にアピールする必要がある。

2. 日朝関係が日韓関係に及ぼした影響

先月29日、北東アジア情勢に突発的な変数が現れた。北朝鮮による拉致被害者問題の再調査と北朝鮮に対する日本独自の制裁解除を骨子とする日朝合意が成立し、日朝交渉が急展開を見せているのである。国際的な北朝鮮制裁が続いている中、安倍政権の単独行動が今後の北朝鮮問題にどのような影響を及ぼすかに高い関心が注がれている。現在、朝鮮半島信頼プロセスは本格的な推進に至っておらず、朴槿恵大統領が唱えた「ドレスデン提案」に対しても北朝鮮が反発するなど、南北関係改善の兆しは見えていない。こうした状況の下で行われた日朝関係の進展は、韓国にとって気の重い問題になりうる。第一に、日朝関係の進展は、現在進められている日米韓3国の対北朝鮮制裁に多かれ少なかれ蹉跌をもたらす可能性がある。さらに、北朝鮮問題に対する日韓の協調が円滑でない状況で日本が制裁を解除すれば、韓国の北朝鮮政策における選択肢は狭まるしかない。

安倍政権が国際的な制約にも拘わらず、独自の対北朝鮮交渉に積極的である理由は、安倍総理大臣の行う政治と関係がある。昨年5月の飯島内閣参与の訪朝もそうであったように、拉致問題の解決は安倍政権の長期執権プロジェクトと関係がある。政治家の安倍晋三氏は、拉致問題に対する強硬な対応を主張して国民の人気と注目を集めた。その結果、総理大臣にまで登りつめることが出来た。今回の日朝合意も、北朝鮮が拉致問題の再調査を受け入れたという点で安倍総理にとっては好材料となっている。さらに、来年の秋に自民党総裁選挙を控えている安倍総理としては、長期政権の足場を固めるためにも日朝首脳会談の実現が重要だ。したがって今回の日朝合意は、日本の景気低迷やアベノミックスに対する失望を拉致問題の解決によって挽回しようという安倍氏の政治的布石なのである。今後、安倍総理は拉致問題の解決に向けた日朝妥協にさらに積極的に乗り出すだろう。そうなれば、対北朝鮮政策における国際連携より安倍政権のアジェンダの方が優先される可能性もあり、日米韓の連携にも影響を与える可能性がある。

日本の日朝交渉は、安倍政権の独自外交の実現であるという点で、韓国とは違った戦略的利益をもたらす可能性がある。安倍総

理は「戦後体制からの脱却」を主張する代表的な右派政治家である。彼が選んだ現実的代案は、逆説的にも日米同盟を積極的に強化することだった。しかし、安倍氏は常に米中関係の妥協を危惧しつつ日本外交の選択肢を広げようとした。その例として、中国の台頭に対応すべく、インド、ロシア、オーストラリアとの関係を緊密化したことを挙げる事が出来る。また、拉致問題も、核問題やミサイル問題と違ってアメリカが関心を示さないだろうと踏んで、日本独自の外交を切り開こうとしたものだ。

今回の日朝交渉は、朝鮮半島に対する「二つのコリア (Two Korea)」政策を敷いたものであり、韓国に対する影響力を堅持したい戦略的な思惑もはらんでいる。日韓関係の悪化に際して北朝鮮カードを切ったことは、韓国に対する牽制となり得る。そして長期的には、朝鮮半島の有事に際して日本介入の根拠を確保しようとしたものだ。

今回の日朝交渉の進展により、韓国は日本との関係において、より複雑な方程式を解かなくてはならないという課題を抱えることとなった。これまで北朝鮮問題における日韓の共同対応が当然視されたとすれば、これからは北朝鮮問題に関する戦略的認識を共有できるよう、日韓は努力しなくてはならないだろう。

3. 韓国の政策の方向

最悪の事態へと突き進んでいる日韓関係を前にして対策を講じる必要がある。日韓関係の軋みは、北朝鮮問題、韓米同盟、ひいては韓中関係にもマイナスの影響を及ぼし、朴槿恵政権が提唱する均衡外交の足かせとなっている。北東アジアにおける最近の状況は、二国間関係が独立的に作動しているというより、相互依存的な関係を維持している。したがって日韓関係の悪化を受けて日本は独自の北朝鮮外交を推し進めており、それは韓国の北朝鮮政策に影響を及ぼしている。また、中国は日本を牽制したいがために韓国を利用しようとしており、その結果、国際社会は韓国が中国寄りの外交を行っている」と誤解する可能性がある。したがって日本の戦略的価値を冷静に見極め、日韓関係に関する対策を講じ

る必要があるだろう。

2014年こそが対日外交の成否を占う分岐点となり得る。今年、日韓関係の懸案(慰安婦問題、徴用被害者問題など)を放置したままにして管理しない場合、2015年に日韓関係を揺るがす危機を迎える恐れがあるからである。

最近、日本の政界は、国際社会の視線はものともせず、戦後体制の呪縛から逃れ出ようとあがいている。その結果、安倍政権は、これまで認めてきた慰安婦の狭義の強制性(強制連行)を認めようとしていない。それによって韓国は、歴史問題において日本から譲歩を引き出すことが困難になっただけでなく、日本の国内世論も韓国に対して肯定的とばかりは言えない状況となった。

日韓関係を正常化するためには、第一に日本との対話が優先されなくてはならない。現在の日本の態度を考慮すると、国際社会(とりわけアメリカ)を通じた迂回的な対日圧迫政策とともに、韓国が日韓関係のために努力するというシグナリングとイメージ・メイキング戦略が不可欠だ。安倍総理の歴史認識により日韓関係がたじろいでいるものの、韓国は日本と対話する用意があり、そのために日本も努力すべきだというメッセージを日本社会に投げかけ、理解を得ていく必要がある。そのためには、多様なチャンネルを通じて日本社会に韓国の立場を説明する一方、国際社会では戦略的対話を拡大していく必要があるだろう。

第二に、対日戦略外交を復元させなくてはならない。韓国の市民団体と反日団体はたゆまず日本の謝罪と賠償を求めており、韓国の世論もそれを支持している。それ故に、国益を考慮した戦略的外交は、国内政治の渦の中に呑み込まれ、重心を取りづらくなっている。それは、日本も同じである。こうした点に鑑みて、両国は日韓関係の懸案を解決するための内なる基準を設ける必要がある。その基準を中心に据えて、両国政府は相手方と協議しつつ、国内世論作りの作業を進めなくてはならない。こうした戦略的な対日政策を樹立するためには、政府と専門家集団とで連携を取りながら対日戦略を開発する必要がある。

第三に、韓国と日本は北朝鮮との関係に関する安全保障協議を拡大させなくてはならない。そのためには、歴史問題と安全保障問題を切り離す政策を取る必要がある。歴史問題への対応とは別

に、安全保障政策に関する日韓協議を拡大・推進していく必要がある。さらに、北朝鮮問題に関連する日米韓3国の安全保障対話を強化し、日本をして国際社会との合意を維持させなくてはならない。

国際シンポジウム (2014年8月2日) 「信頼醸成から核廃絶へ」
第1部 「どう築く東アジアの信頼醸成」
報告

東アジアの信頼醸成—外交の現場から
Confidence-Building in East Asia- The View of a Diplomat

外務省総合外交政策局審議官
(政策企画・国際安全保障担当大使)
山上 信吾

はじめに

明年2015年は、原爆投下から70年という節目の年であり、5年に一度のNPT運用検討会議が開催される年でもあります。本年4月にも、広島出身の岸田文雄外務大臣の主催により軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)外相会合をここ広島で開催し、ドイツ、オーストラリア、フィリピン、オランダ、トルコの5か国の外務大臣を始めとする12か国の各国代表に、被爆の実相に触れていただいたところです。

こうした中、いかにして東アジアにおいて信頼醸成を図り、「核兵器のない世界」を実現するかについて議論する本シンポジウムは、非常に時宜を得たものであると思います。

本日の講演のテーマは「信頼醸成」です。ただし、安全保障面に限定された狭義の「信頼」(confidence)の話だけではなく、政治面、人的交流面も含めた広義の「信頼」(trust)についても触れたいと考えています。外交の現場での30年間に及ぶ個人的体験を踏まえて、会場の皆さんと今、現場で何が起きているかを共有したいと思います。ただし、見解、印象等にわたる部分は全て個人的なものとして受け止めていただければ幸いです。

周辺環境の変化

「核兵器のない世界」に向けた道筋について議論する前に、我が

国をめぐる周辺環境の変化について述べたいと思います。この変化には、「光の部分」と「影の部分」の両方があります。

最近、香港、上海、ソウル、台北、シンガポールなど、東アジアの都市を訪問された方は会場にもいらっしゃると思います。訪問された方は実感されたと思いますが、東アジアはわずか数十年で急速に発展し、これまでにない繁栄を享受しています。具体的には、①中間層を基盤とした市民生活の充実、②新しい文化やライフスタイルの開花であり、これは周辺環境の変化の「光の部分」と言えるでしょう。

その一方で、周辺環境の変化の「影の部分」であり、懸念されるのは、日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなっていることです。ここでは三つの問題に言及します。

第一に、領土・領海、シーレーン、歴史認識問題などをめぐり、様々な軋轢があることです。経済、社会、文化の隆盛・繁栄とは裏腹に、特に近年、その傾向に拍車がかかっています。この観点で、本日他の講演者から、「日中韓では、同じようにナショナリズムが高まっている。」との指摘が寄せられましたが、この点は慎重な考察が必要であると私は考えています。先進国として長年国際社会に貢献してきた国と、台頭し自信をつけつつある国とを同列に置くことは適当でしょうか。むしろ、国際関係論を学んだ者として大切なことは、物事の現象面に着目するだけではなく、問題の根源は何かを探ることであると考えます。軋轢の背景には、地政学上のせめぎ合いがあると言えるでしょう。それは、例えば、端的には、台頭するパワーによる力と威圧による一方的な現状変更の試みであり、また、国家主義的体制が生存を懸けた試みを重ねている面もあるでしょう。

第二に、域内の軍事費や武器取引の急増が深刻になっていることです。国防支出費が過去10年で倍増している国は中国一国だけではありません。また、日本の自衛隊は陸・海・空を合わせて25万人足らずであるのに対し、陸軍兵力だけで100万を超える近隣国が日本の周りには3か国もあります。

第三に、核兵器については、大国間の核戦争のリスクは減少したものの、次の3点の問題があると考えています。

一つ目の問題は、世界には依然として16,000発以上の核兵

器が存在していることです。これは人類を滅亡させるのに十分な数と言われていています。日本は、核を保有するロシア、中国、そして核開発を進めている北朝鮮に囲まれています。

二つ目の問題は、多くの核兵器が高度警戒態勢（high alert）状態にあると言われており、偶然、誤断による核兵器使用のリスクは、21世紀になった今も現存していることです。とりわけ、東アジアには不透明な形で核戦力の増強を図っている核兵器国も存在します。

三つ目の問題は、拡散上の懸念が存在していることです。特に、北朝鮮は、2006年、2009年、2013年と三度の核実験を実施し、運搬手段となるミサイルと合わせ、核・ミサイル開発を継続しています。

こうした状況は、地域をますます困難な状況に置いています。今、東アジアほど、信頼醸成が求められている地域はないのです。

東アジアにおける信頼醸成の方途

では、いかにして東アジアにおける信頼を醸成していくべきなのでしょう。大きく分けて3つの方途があると考えます。

一つ目の方途は、共通のルールへの遵守とそのための体制構築であり、いわば法的アプローチです。一般論として言えば、いかなる人間の共同体にも、皆が従うべきルールがあり、それに従うことを通じてこそ、互いの信頼関係が醸成され、難しい問題にも協調して対処することができます。これは、人類社会が長年の経験を積み重ねて得た知恵と言うべきものです。そうした観点から、国際社会のプレイヤーが従うべきルールは、国際法です。国際法に従わなくてよいのであれば、「力」の論理が横行し、相互不信の連鎖という悪循環を招いてしまいます。領土、領海、排他的経済水域等を巡る紛争は、国際法に従って平和的に解決することが肝要です。こうした考え方に立って、日本は、北方領土や竹島に係る紛争を国際司法裁判所（ICJ）に付託することを含め、平和的解決を模索してきました。関係当事国が同様の対応をとることを期待しています。深刻なのは

海をめぐる状況です。世界166もの国・地域が締結した国連海洋法条約（UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれるルールです。この点、南シナ海での問題をめぐってASEANと中国との間で、実効的な行動規範（COC）が早期に作成されることを期待しています。

二つ目の方途は、地域・多国間の安全保障枠組みの一層の強化であり、これは政治的アプローチとも言えるものです。本日、ミッチェル博士から、欧州を中心としたOSCEの経験について非常に示唆に富む話をうかがい、大変参考になりました。他方、アジア太平洋地域の特徴として、特に欧州と比較した場合、域内各国の経済発展段階、政治・経済体制、各国の尊重する価値（民主主義、人権の尊重、法の支配等）、安全保障観の多様性、といった違いが直ちに指摘できます。むしろ、違いを挙げて事足れりということではありません。多様性に富む地域であるからこそ、様々な対話の枠組みを重層的に整備することが重要であると指摘したいと思います。そのような対話の枠組みとして、以下の三つを挙げておきます。

①アジア地域フォーラム（ARF）。26か国・1機関が参加しています。過去20年にわたり、災害実働訓練やテロ対策などの分野で実績を蓄積してきました。本年7月、軍縮・不拡散に関する会期間会合を東京で開催しました。外相レベルで行われ、8月上旬の会合には、岸田外務大臣が出席される予定です。

②東アジアサミット（EAS）。設立には日本も大きく貢献しました。地域の首脳級の枠組みとして貴重なものです。安倍総理はシャングリラ・ダイアログで、EASを地域の政治・安全保障上の問題を扱う第一のフォーラムとするべく、その機能強化を提唱しました。

③軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）。12か国からなる外相レベルの集まりであり、日本・豪州が主導して設立されました。唯一の戦争被爆国でもある日本にとって、軍縮・不拡散分野における国際社会の取組をリードすることは、大きな意味があります。

本年4月にここ広島で開催された第8回NPDI外相会合では、①すべての種類の核兵器削減、②核軍縮交渉の多国間化、③核軍縮努力を行っていない国に対する核戦力の削減の要求、④透明性の向上、⑤包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期批准、兵器用核分裂

性物質生産禁止条約（通称：カットオフ条約，FMCT）の早期交渉開始及び妥結への呼びかけ等，現実的かつ実践的な措置につき合意されました。

また，各国の政治指導者の被爆地訪問を呼びかけたことも意義深いものでした。この点は，唯一の戦争被爆国である日本の広島出身の外務大臣がいるからこそ，説得力を増したと思われる。

信頼醸成との関係で不可欠な要素である透明性の向上については，2015年NPT運用検討会議第3回準備委員会で核兵器国は自国の核戦力について統一的な構成に基づいて報告書を提出したものの，各国によって報告状況にはかなり差異があります。NPDIは標準報告フォームを提案しており，これに基づき，より一層透明性の高い報告を定期的に行う努力を継続するよう呼びかけていきます。

また，北朝鮮・イランの核問題への対応，IAEA保障措置実施体制の強化，特にアジアにおける輸出管理の強化，核セキュリティ対策強化等，岸田大臣が提唱した不拡散の取組を引き続き推進していきます。

三つ目の方途は，対話と交流の一層の促進であり，人的交流アプローチと言えるものです。「対話と交流」と言っても，首脳級から一般市民まで様々ですが，あらゆるレベルでの対話と交流を促進することが必要であると考えます。

政治レベルで言えば，日本は，信頼構築には対話が重要との観点から，近隣諸国に対し「対話のドアは常にオープンである」旨，各種機会発言しています。意見の相違や問題がある時こそ，対話をすべきではないかと思えます。例えば，遺憾ながら，原爆投下は戦争の終結のため必要であったというのが，多くの米国人の「歴史認識」である一方，我々日本人として受け入れられるものではありません。しかしながら，だからといって対話をしないということはありません。あり得ないであろうと思われる。

市民レベルの交流も，政治レベルの交流と同様に重要です。文化やスポーツを含め，人的交流の活性化は，相互理解を深め，誤解と偏見に基づく相互不信を打破していくものです。例えば，日本に留学している中国人大学生の間でも，「中国にいる時には，村山談話

を知らなかった」というような学生も見られます。一年間日本に留学した韓国人は、日本の強さは庶民にあるとの感想を抱いて国に帰っていきました。こうした例を見るにつけ、人的交流の重要性を痛感します。「キノコ雲」を広島と長崎に描いた中国紙のイラストなどは、誠に不見識であり、耐えがたい苦しみを経験された被爆者のご家族の感情を踏みにじるものです。いわば無知と偏見の産物だと思えます。だからこそ、粘り強い働きかけが必要であると考えます。

人的交流の深化のため、日・ASEAN 友好協力40周年であった昨年以降、(既に査証免除が行われていたシンガポール及びブルネイを除く) ASEAN 8 か国で査証免除・緩和措置が実施されました。年間訪日外客数が1千万を超えたことを心強く感じますが、一方で、フランスは8千万にも及ぶことにも留意したいと思えます。

終わりに

本日のシンポジウムでは、「東アジア」ということで日中韓の3か国に光が当たっています。また、中国の一部からは、よく「日本はアジアの人民の信頼を得ていない。」との発言が聞かれますが、果たしてそうでしょうか。

最近東南アジア諸国で行われた世論調査では、米国、中国、韓国、ロシア等と並べた中で、現在、将来の双方において、「日本が最も信頼ができる国」であるとの調査結果が明らかになっています。また、英国のBBC放送が毎年行っている世界主要国の好・悪影響調査では、日本は過去数年続けて一位、二位を維持してきたほか、至近の調査でも、アジア諸国の中では群を抜いています。これらは、戦後の日本の平和外交の歩みをもたらした一つの成果といえるのではないのでしょうか。

「核兵器のない世界」を究極的に実現するためには、本日も説明したような取組を通じ、東アジアにおける信頼醸成を促進することが重要です。そのためには、政府のみならず、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。官民が連携・協力しつつ、力を尽くしていきたいと思えます。

国際シンポジウム (2014年8月2日) 「信頼醸成から核廃絶へ」
第2部 「2015年NPT再検討会議に向け、広島・長崎は訴える」
報告

世界の非核化と北東アジア・日本の役割

Nuclear Weapons Abolition and the Role of Northeast Asia and Japan

長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) 副センター長・教授
鈴木 達治郎

はじめに

世界の非核化を実現するうえで、北東アジアの状況は大きな壁の一つである。現在の北東アジア情勢は、北朝鮮の核問題が依然深刻な状況にあるうえ、領土や歴史問題等、関係各国間の対立する課題が多く存在している。一方、核兵器の非人道性を巡る議論が進む一方、2013年7月には国連事務総長軍縮諮問委員会が「事務総長は、北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた適切な行動を検討すべきである」との勧告¹を行うなど、アジアの非核化を促進する動きもでてきた。本小論は、そういった背景の中で、世界の非核化に向けての課題とその克服にむけて、特に北東アジアと日本の役割を、主に2014年4~5月初めに開催された核拡散防止条約 (NPT) 第3回再検討会議準備委員会における議論を中心に、被爆地長崎からの視点でまとめたものである。

1. 世界の非核化に向けて：核兵器の非人道性を巡る議論と日本

世界の非核化を実現するためには、核兵器の非合法化を目指すことが不可欠となる。その議論を進めるうえで、重要視され始め

¹ 国連事務総長による軍縮諮問委員会作業報告、2013年7月26日。
<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/datebase/document/shimon/20130726-2/> (暫定和訳)

たのが「核兵器の非人道性」を巡る議論である。

例えば、NPT 第3回再検討会議準備委員会（2014年4月28日～5月9日）での各国の演説でも核兵器の非人道性が多く言及された。特に注目された演説として、マーシャル諸島共和国トニー・デブレム外相の一般討論があげられる。この中で、外相自身が60年前のビキニ水爆実験の目撃者であると述べ、さらに核実験の大部分が国連信託統治下で国連が許可した核実験であったと述べたものの、「ここに来た理由は、核兵器の危険性とその結末を、国連、とりわけその参加国にもう一度早期させる必要があるとすれば、それはマーシャル諸島ではないか、と問うためである」と述べた²。その背景には、同国が核兵器使用の人道的結末に関する昨年の国連総会決議（ニュージーランド提案のもの）に賛同し、ナヤリット会議に参加した経過があった。また、米国のガテムラー国務次官も、自身がマーシャル諸島や広島を訪問した時の体験をもとに、「(核兵器の) 人間への影響を記憶にとどめることが必須である」と述べ³、ヒバクシャの声を全人類が忘れないことの重要性をあえて言及したことは興味深い。このように、準備委員会で演説した63か国・組織のうち、52か国もの国が「核兵器の非人道性」に触れたのである。

その中で、やはり広島・長崎市長の演説も大きな役割を演じた。平和市長会議の代表として両市長はともに、被爆者の平均年齢が78歳を超える高齢化の現実の一方で、若者の活動が活発化している点に触れつつ、非人道性を根拠に核兵器禁止条約へと国際社会が進むことを強く要求した。特に、田上長崎市長は「長崎ユース代表团」について触れ、ヒバクシャの思いを継承する努力を続け

² 長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）、NPT ブログ。
<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/nptblog/npt2014/#no1> 演説そのものは下記参照。

http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/statements/28April_MarshallIslands.pdf

³ RECNA、NPT ブログ、
<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/nptblog/npt2014/#no1>
演説そのものは、

http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/statements/29April_US.pdf

ていくことが核の「非人道性」を訴えるうえで不可欠であることを強調した。そして、核廃絶にむけて、核保有国の責任はもちろんのこと、「核の傘」にある諸国の責任も重いことを強調した⁴。

これに対し、日本政府代表は、不拡散・軍縮イニシャティブ（NPDI）の代表として演説を行った。NPDIは、2014年4月12日に広島宣言⁵を發表しており、その中でも核兵器のもたらす「人道的結末」について言及し、「世界の政治指導者たちにもその非人道的な結末を自身の目で確かめるため、広島及び長崎を訪問するよう呼びかける」とのメッセージを打ち出したことは評価されるであろう。

しかし、このような議論は、当然のことながら「核兵器の非合法化」につながらなければ意味がない。残念ながら、前述の「非人道性」に言及した52か国のうち、「非合法化」やそれに準ずる「(核廃絶に向けた) 法的枠組み」に言及した国は、わずか17か国にとどまった。核兵器国はもちろんのこと、NPDIの広島宣言もこの点では全く不十分であり、世界の非核化への加速を願う被爆者の声が十分に届いていないと言わざるを得ない。同じNPDIのメンバー国でありながら、メキシコはNPT準備会合において核兵器を禁止する法的文書を交渉するプロセスの開始を訴え、フィリピンは核兵器禁止条約（NWC）の交渉を即時に開始すべきと訴えた。被爆国日本政府の主張がこれら諸国に比べ弱い印象にとどまったことは極めて残念であった。

このように、日本政府が「非人道性」にふれたものの「非合法化」や「法的枠組み」まで踏み切れなかった理由は何であろうか。それは明らかに、日本の安全保障が「核の傘」に依存しているからであろう。今後、日本が「核の廃絶」に向けて、もう一步ふみこんで、主導的な役割をはたすためには、「核の傘」に依存しない「安全保障の枠組み」を構築していくことが必要不可欠だろう。その一つとして、「北東アジア非核兵器地帯構想」が考えられる。

4

http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/statements/29April_MFP2.pdf

⁵ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000035198.pdf>

2. 北東アジア非核兵器地帯 (NEA-NWFZ) に向けて : 「困難な状況は非核地帯をあきらめる理由にならない」「非核地帯に向けて努力すること自体が信頼醸成につながる」

そこで、注目されるのが、非核兵器地帯設立に向けての動きである。今回の NPT 再検討会議準備委員会では、中東の非大量破壊兵器地帯設立にむけて、中東会議の行方が最も注目されていたが、その中でも過去「非核兵器地帯」を設立させてきた国々のメッセージは、説得力を持って迎えられた。たとえば、ラテンアメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止に関する条約（トラテロコ条約）機構（OPANAL）の事務局長マセド・ソアレス大使（ブラジル）の非核地帯に関する演説は、大変注目を浴びた。大使は、演説の最後に、トラテロコ条約の交渉当初の政治情勢について言及し、「当時の中南米は、非核兵器地帯の設置へ向けて様々な問題を抱えており、逆風ばかりで、とても条約が成立するような見通しが立たなかった」と述べ、それを乗り越えての条約実現を達成した結果、「中南米における信頼醸成と安定が進むことにもなった。中東も現在の厳しい状況乗り越えて非大量破壊兵器地帯を実現することは可能だ」と発言した⁶。ここでのメッセージは、2つある。一つは、「困難な状況は非核地帯をあきらめる理由にはならない」ということであり、もう一つは「非核地帯を成立させるプロセス自体が、地域の信頼醸成に大きく貢献する」というものである。

さて、北東アジア非核兵器地帯についてであるが、昨年以來注目すべき動きがいくつか出てきた。

第一に国連事務総長諮問委員会での提言に続き、モンゴル政府ツァヒヤ・エルベグドルジ大統領が、2013年9月26日の核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合で「それはたとえ直ぐに可能ではな

⁶ RECNA, NPT ブログ。

<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/nptblog/npt2014/#no1>. 演説そのものは、

http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom14/statements/30April_OPANAL.pdf

くとも、間違いなく実現可能です。」と述べ、公式に北東アジア非核兵器地帯成立への協力を表明した。第二に、日本政府も外務省の「日本の軍縮・不拡散外交」（第六版、平成 25 年）⁷の中で、「特に近年、日本、韓国及び北朝鮮が非核兵器地帯となり、これに米国、中国、ロシアが消極的安全保証を供与する『3+3』構想が一定の注目を集めている」と記述しており、構想への期待を示している。

さらに、前述の NPDI 広島宣言においても、第 22 項において「非核兵器地帯の設立は核軍縮・不拡散プロセスを強化するうえで重要な措置であることを強調する。それゆえ、（核兵器国に対し）・・・これら条約の目的及び趣旨に反する留保を行わずに関連する議定書への批准を確保するよう要請する」との文章が入れられたことは、一歩前進と評価してもよいだろう。しかし、これが一般的な要請だけではなく、北東アジア地域にまで踏み込む姿勢が日本には求められていると思う。

ここでも、長崎・広島市長は重要な役割を果たした。北東アジア非核兵器地帯の設立を支持する 543 名の自治体首長署名を国連事務総長に提出したのである。さらに、日韓モンゴル NGO 共催の市民フォーラム「北東アジア非核兵器地帯へ、今、行動の時」を開催し、国連軍縮局をはじめとした、多くの政府関係代表者 70 名が参加した⁸。

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）は、2012 年の設立以来、このテーマを中心に据えて、研究活動を続けてきている。既に 2 回の国際ワークショップを開催し、2014 年 9 月には第 3 回のワークショップを開催して、具体的な政策提言につなげる計画である⁹。その中心になっているのが、モートン・ハルペリン氏の提唱する「平和と安全保障に関する包括的協定」である。これは、非核化に密接に関係する安全保障問題を個々に扱うのではなく、包括的なしかも法的に拘束力のある協定として確立することにより、非

7

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gun_hakusho/2013/pdfs/zenbun.pdf

⁸ プログラム、宣言内容等は、NPO 法人「ピースデポ」のサイト参照。

<http://www.peacedepot.org/e-news/2014NPTforum.pdf>

⁹ 詳細は RECNA のウェブサイト参照。

<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/asia/>

核兵器地帯設立に不可欠な核兵器に依存しない安全保障環境を醸成していくことを目指すものである。具体的には次の 6 つの要素が含まれている。

- ・朝鮮半島の戦争状態を終わらせる。
- ・常設の安全保障協議体をつくる。
- ・相互を敵視しないという宣言を行う。
- ・核および他のエネルギー支援を提供する。
- ・制裁を終結し、新協定下の制度を創る。
- ・北東アジア非核兵器地帯を創設する。

この包括的アプローチを中心に、今年 9 月のワークショップでは、外務省、文部科学省の後援も得て、より政策決定に近い立場の参加者とともに、NEA-NWFZ の実現化に向けての方策を議論する予定である。

3. 原子力平和利用との関係：核燃サイクルとプルトニウムをどうするか

近年、急増するエネルギー需要や深刻化する温暖化問題への対策として、原子力への期待が高まりつつある。北東アジアにおいても、中国を中心に、急速な伸びが予想されている。一方、2011 年 3 月 11 日に発生した（株）東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故は、日本のみならず、世界の原子力発電の安全性や社会との関係に深刻な影響をもたらした。特に日本では、すべての原子力発電所が運転停止したままであり、2014 年 4 月には新しいエネルギー基本計画が閣議決定されたものの、将来は依然不透明なままである。

世界やアジアの非核化を考えるうえで、原子力平和利用の将来も重要な要素として注意を払わなければならない。中でも重要なのが、プルトニウム及び高濃縮ウランといった兵器転用可能核物質（WUM）を生産することのできる濃縮・再処理施設や技術の拡散をどう防ぐか、という課題である。北東アジアでは、核兵器を所有している中国、北朝鮮と非核兵器国で唯一日本が濃縮・再処理能力を保持している。

特に、民生用に関して言えば、日本の核燃料サイクル政策の行方

が重要な関心事となっている。核燃料サイクルの確立は日本の原子力政策の要として、開発当初より推進政策がとられてきた。その結果、再処理から回収されるプルトニウム在庫量は、2012年12月末現在、国内で9トン、欧州に35トン、合計44トンにも上っている¹⁰。プルトニウムをMOX燃料にしてリサイクルする計画は、事故後も変更になっていないが、原子力発電の稼働見通しそのものが不透明な中、再処理を引き続き継続することについての懸念が、米国や周辺諸国から提起され始めている¹¹。これに対し、日本政府は、新しいエネルギー基本計画において、次のように述べている¹²。

「利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持する。これを実効性あるものとするため、プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの推進等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行う。・・・今後の原子力発電所の稼働量とその見通し、これを踏まえた核燃料の需要量や使用済燃料の発生量等と密接に関係していることから、こうした要素を総合的に勘案し、状況の進展に応じて戦略的柔軟性を持たせながら対応を進める。」

柔軟性を持たせるといふ変化は一步前進ともいえるが、日本の「余剰プルトニウムを持たない政策」への信頼は、このままでは揺らぎかねない。また、日本の核燃料サイクルへの執着が、他国の核燃料サイクルへの関心を高めることにつながりかねない。たとえば、韓国も、自国の使用済み燃料対策を大きな理由に、新しい再処理研究施設の建設を進め、米国との二国間協定において、再処理の権利獲得を目指している。さらに、中国においても、民生用再処理工場の建設が計画されており、北東アジアでの再処理に対する関心は依

¹⁰ 我が国のプルトニウム管理状況、平成25年9月11日。

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryo2013/siryo34/siryo1.pdf>

¹¹ 例えば、マンスフィールド財団日米原子力ワーキンググループの提言の中で、「プルトニウム在庫量を削減する信頼できる対策がなければ、国際的な核拡散や核セキュリティへの懸念が増し、日本のこれまでの核不拡散分野での信頼を弱めることになるだろう」と述べている。

<http://mansfieldfdn.org/mfdn2011/wp-content/uploads/2012/04/US-Japan-Nuclear-Working-Group-Statement.pdf>

¹² エネルギー基本計画、平成26年4月11日。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001-1.pdf>

然続いている。

一方、WUM の在庫量削減への動きはますます強まっている。2014年3月、ハーグで開催された第3回核セキュリティサミットの共同コミュニケには、「我々は、国家がそれぞれの国内的要請と一致する形で、HEUの保有量を最小化し、また分離プルトニウムの保有量を最小限のレベルに維持することを奨励する。」との文章が採択された¹³。また、同サミットにおいて、日米共同声明も発表され、その中で、日本は高速臨界装置（FCA）に使用されている高純度のプルトニウムと HEU をすべて米国に返還すること発表し¹⁴、日米政府は HEU とプルトニウムの最小化へのコミットメントを示すことになった。特に日本や米国が抱えるプルトニウム在庫量の削減は容易ではなく、今後の大きな課題として残されている。

地域の非核化を考えるうえで、核燃料サイクルとプルトニウム在庫量をどう扱うかは、一つの大きな要素として考えていかねばならないだろう。

4. 日本の役割；非核化へのリーダーシップをとれるか

日本は、これまで世界の核軍縮、不拡散の分野で積極的な役割を果たすことを重要な外交政策の柱としている。しかし、日米安全保障条約のもと、いわゆる「核の傘」に守られていることが、非核化へのコミットメントを弱めてきたのではないか、という懸念がこれまでも提起されてきた。

最近では、2014年1月20日、岸田外務大臣が長崎大学で行った演説が注目された。演説では、「3つの阻止（新たな核兵器国出現の阻止、核開発に寄与しうる物資、施設の拡散の阻止、核テロの阻止）」と「3つの低減（核兵器の数の低減、核兵器の役割の低減、核兵器を所有する動機の高減）」を柱とする、核不拡散・核軍

¹³ ハーグ核セキュリティサミット共同コミュニケ。2014年3月。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page22_001001.html

¹⁴ 日米共同声明。2014年3月。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page18_000244.html

縮政策を発表した¹⁵。また、演説では核兵器の非人道性への認識と安全保障環境への冷静な認識を併記して、これまでの政府の見解より一步踏み込んだ演説として注目された。

しかし、世界の非核化に向けて不可欠な「核兵器の非合法化」や「北東アジアの非核兵器地帯化」については、触れられることはなかった。これでは、北東アジアにおいて、核廃絶に向けての強いリーダーシップをとれるとは思えない。また、日本自身が抱えるプルトニウム在庫量の問題についても、触れることはなかった。

日本がリーダーシップをとるためには、被爆国としての「核兵器の非人道性」を強調していくことはもちろんのこと、「核兵器に依存しない安全保障枠組み」への構築、核兵器の非合法化、そして転用可能な核物質の削減、を明確に政策として示していくことが必要なのではないかと。

最後に：被爆国、福島事故の教訓、ヒバクシャの願いを政策につなげよ

いうまでもなく、日本は被爆国として、広島・長崎の被爆者の思いを常に忘れることなく、非核政策に取り組まなければならない。これに加え、福島事故を踏まえて、事故の被害者の思いも忘れてはいけぬ。被害の内容に大きな差はあるかもしれないが、ともに「不条理な核の被害」をこうむった犠牲者であり、その思いには共通するものがある。その思いを、政策につなげていく努力が常に求められるのである。

NEA-NWFZの提案は、決して新しいものではないが、今こそ日本がリーダーシップをとって推進する政策課題としてふさわしいのではないだろうか。何よりも大事なことは、厳しい政治情勢を理由にその実現をあきらめてしまうのではなく、厳しい環境であるからこそ、相互の信頼関係を醸成しつつ、具体的でかつ現実的な道に関係者全体が議論し、共有していけるプロセスを確立することであろう。RECNAの国際ワークショップがその発端となって、実現に

¹⁵ http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page18_000176.html

向けての具体的なプロセスの一步となることが我々の大きな狙いである。

最後に、NEA-NWFZ をライフワークとして取り組まれている梅林宏道氏の著作から、トラテロルコ条約の起草に係ったカナダの外交官、ウィリアム・エプシュタインの言葉を引用してこの論文を閉じたい。

「『絶対ない』とうことは絶対ないということを経絶対意味しない、というのが政治と外交においては公理のように思われる」¹⁶

¹⁶ 梅林宏道、「非核兵器地帯：核なき世界への道筋」、岩波書店、2011年、p.55.

国際シンポジウム (2014年8月2日) 「信頼醸成から核廃絶へ」
第2部 「2015年NPT再検討会議に向け、広島・長崎は訴える」
報告

被爆地から訴える「核兵器の非人道性」

中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター記者
金崎由美

来年は広島と長崎が原爆被害を受けてから70年の節目を迎え、5年に1度の核拡散防止条約(NPT)の再検討会議も開かれます。70年という時間を私たちがあらためて見つめるきっかけにすべきでしょう。ここ数年間の潮流を踏まえつつ、いくつかの点について述べたいと思います。

やはり、最近注目すべきなのは「核兵器の非人道性」というキーワードを前面に出し、だから核兵器は廃絶しなければならない、と訴える機運でしょう。たった一発の爆弾がもたらした現実を知れば、そのような兵器がもたらす非人道性自体はだれも否定できません。国連総会や、NPT再検討会議の前に開かれるNPT準備委員会などの場で、有志国による「共同声明」という形でも発信されています。

昨年3月にノルウェーで、今年3月にはメキシコで国連加盟国の4分の3に当たる146カ国と各国のNGOや被爆者が参加し、この「核兵器の非人道性」をテーマに特別な国際会議が開かれました。被爆証言とともに、核兵器が再び使われた場合の人体への影響、深刻な気候変動と環境破壊を意味する「核の冬」といった仮説も交えながら「もし使われたら・・・」と我がこととして参加者ひとりひとり考える場になったようです。

一連の機運のきっかけは、2010年4月、前回のNPT再検討会議が始まる直前にスイスの赤十字国際委員会、ICRCの総裁が発表した声明だといえるでしょう。原爆が落とされた直後に広島に入って惨状を目撃し、原爆被害をいち早く発信したICRC駐日代表のマルセル・ジュノー博士について言及した上で、「ICRCはいか

なる核兵器の使用も国際人道法に合致すると見なすことはできない」と断言しています。私は発表の翌日にインターネットでこれを見つけ、視界が開けてくるような思いになりました。「ヒロシマ・ナガサキの被爆実態を踏まえた議論をNPT再検討会議で行うよう求める動きが出てきてほしい」と。

まもなくNPT再検討会議がニューヨークの国連本部で始まったのですが、各国から来た市民団体関係者の間ではこの話で持ちきりでした。「国際人道法に基づいて中立的に活動するICRCがついに出てきた。NPT再検討会議の議論に影響を与えるはずだ」というものでした。

のちのちになって、ICRC総裁声明の作成時のキーパーソンに話を聞く機会がありました。声明の背景には、1996年にオランダ・ハーグの国際司法裁判所が「核兵器の使用と威嚇は国際法の諸原則、とくに人道法の原則に一般に違反する」と勧告的意見を出したことと、クラスター弾や対人地雷が非人道的な兵器だとして禁止条約の実現に至ったこと、昨年には通常兵器の移転に一定のルールを定めた「武器貿易条約」が総会で採択されたことに触れ、「次は核兵器の番、という判断だ」ということでした。

そして、4週間開かれた2010年のNPT再検討会議の最終日に、参加国の満場一致で採択された最終文書には、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的影響を持つものであり、各国は国際人道法を常に遵守しなければならない、という一文が入りました。

「核保有国が動かない限り何も変わらない」あるいは「市民団体や核兵器を持たない国の力では廃絶できない」という意見を広島でも、被爆者からも聞くことがあります。確かに現実はとてつもなく厳しい。とはいえ最近の潮流は、核兵器をめぐる議論を「持たざる者」がリードするための鍵になるのではないのでしょうか。核保有国は2010年のNPT再検討会議の最終日に、現在のようなうねりにつながっていくだろうと想定していたのでしょうか。

ただ、私自身は違和感も持っています。「核兵器の非人道性」については、被爆者や市民、平和行政がときには途方に暮れながらも訴え続けてきたことです。また冷戦期には、全面核戦争になれば「核

の冬」が地球にもたらされる、といった議論も主に欧米で活発に交わされてきました。こういった議論のどこが新しいのか、という印象はあります。さらには、「禁止条約を作って核兵器を全面禁止せよ」という従来からの被爆地からの主張と比べれば、「非人道的だ」という面にいまさら焦点を当てるのは、廃絶を求める理屈の立て方としては遠回りなんじゃないか、とも思えます。

核兵器は、生身の人間の尊厳を徹底的に破壊する兵器にほかなりません。なのに世界では驚くほど理解されていない。だから「非人道的」という認識を浸透させるのが先だ、というのはありでしょう。そこから何を目指すのか、というゴールを見失ってはなりません。

今年から来年にかけて大切な時期に入ってきます。ノルウェー、メキシコで開かれた前述の国際会議は、12月に3回目がウィーンで予定されています。そこでの機運が、来年春のNPT再検討会議へとつながっていき、被爆70年の広島と長崎に対する国際社会の関心にも関係してくるでしょう。

注目したいのは、過去2回の国際会議に背を向けてきた核保有国、特に核大国であるアメリカの動向です。今年4月、日本とオーストラリアが主導する有志国の集まり、軍縮・不拡散イニシアチブ

(NPDI)の外務大臣会合が広島で開かれた際、ガテマラー国務次官にインタビューする機会がありました。その中で国務次官は、オーストラリアでの国際会議に初めて出席するかどうかは検討するとなりました。国務次官は第五福竜丸が被災したビキニ事件から60年の節目となったこの3月にマーシャル諸島を訪れており、そこでも「核兵器の使用がもたらす非人道性」という考えは持っているとして述べています。アメリカが出席に転じる可能性はあるということでしょう。

ただ、アメリカの核政策が転換したわけではありません。非人道的な兵器だとは認めても、法的に自国の核に縛りをつけるような禁止条約には絶対反対であることに変わりありません。

非力な国々と市民が騒いでいるだけだ、と背を向けているうちに国際世論が形成される事態になってきた。ならば、ますます外堀を埋められる前に中に入り込み、議論の進展にブレーキをかけよう、

ということでしょう。同時に、アメリカ国内向けには、核軍縮に前向きな姿勢は国益にもかなうのだと保守派にアピールできる、という意図が透けて見えます。確かに、核保有国が腰を上げなければ核兵器は減りません。一方で、早い時期から核保有国を取り込もうとすることの危うさにも留意すべきです。

来年の NPT 再検討会議で実際に話し合われるのは、核軍縮だけではありません。核不拡散、原子力の平和利用の促進、中東の核問題といった他の難題と密接に絡んでいます。5カ国だけに当面の核保有を認める条文がある NPT 自体の不平等性に対する不信感も、条約の信頼性に影を落としています。再検討会議の最終日での採択を目指す最終文書で核軍縮措置にどこまで踏み込むかは、それ自体が交渉の取引材料になってしまうのが現実です。

しかし、核兵器廃絶という被爆地の「筋論」は、国際社会の状況がどうであってもぶれずに訴えていくべきことには変わりはありません。

ある意味で歯がゆくもありますが、最近の「非人道性」をめぐる機運は、ヨーロッパを中心に盛り上がったといえます。その分、被爆体験に裏打ちされた主張とはちょっとズレがあるな、と思うことが正直あります。将来の核被害をシミュレーションする議論は、「原爆被害は将来も、世界のどこでも起きうる問題だ」と認識させる大きな訴求力があります。核被害の無差別性、甚大性から例外的に逃れることは、地球上の誰一人としてできないのです。一方、人間性を破壊し尽くされた一人一人の、一生の耐えがたき苦しみを感じ取るのは、それだけでは難しい。被爆地から発信すべき実体験、果たすべき役割はますます重いのです。

一方、被爆地というだけでなく「被爆国」としての発信も大切です。その点では、常に大きな課題を感じている人が少なくないのではないのでしょうか。

最初に述べた、核兵器の非人道性と不使用を訴える有志国による声明が2012年と2013年のNPT準備会合と国連総会第1委

員会に計4回提出されました。日本は、核兵器の違法化、禁止条約の実現には一貫して後ろ向きです。4回目となった昨年秋、125の賛同国に名を連ねてやっと署名しましたが、日本にとっては「核兵器は非人道的、というまでは賛成」というのが精一杯でしょう。核兵器の違法化には安全保障政策との兼ね合いから賛同せず、アメリカの「核の傘」を求め続けることによる限界です。「ヒロシマとナガサキ、東京のどちらのスタンスが被爆地の声なのか」と海外から聞かれ続けることとなります。海の向こうへの訴えだけでなく、自国の中で被爆地から何をどう訴えるかについても、しっかり考えていかななくてはなりません。

広島平和研究所ブックレット 創刊号
HPI Booklet, Vol.1

2014年12月18日 発行

編集：広島市立大学広島平和研究所 企画委員会
河上暁弘（委員長）、孫賢鎮、竹本真希子

発行者：広島市立大学広島平和研究所

所長 吉川 元

〒731-3194

広島市安佐南区大塚東3-4-1

電話 082-830-1811 (Fax -1812)

印刷者：レタープレス株式会社

代表取締役 増田達朗

